小竹町高齢者保健福祉計画

令和６年３月

小　竹　町

【目次】

第１章　計画策定の概要
１．計画策定の趣旨 ･･････ 1
２．計画の位置づけ ･･････ 1
３．計画の期間 ･･････ 3
４．計画の策定体制 ･･････ 3
（１）住民参加による計画策定 ･･････ 3
（２）高齢者アンケート調査結果の分析に基づく計画の策定 ･･････ 3
（３）パブリックコメントの実施 ･･････ 3

第２章　高齢者に関わる現状と課題
１．統計等で見る町の現状 ･･････ 5
（１）人口 ･･････ 5
（２）高齢者人口の状況 ･･････ 6
（３）高齢者世帯の状況 ･･････ 8
（４）要介護認定の状況 ･･････ 9
２．町の高齢者保健福祉に関わる社会資源 ･･････ 10
（１）小竹町社会福祉協議会 ･･････ 10
（２）医療機関 ･･････ 10
（３）小竹町在宅介護支援センター ･･････ 10
（４）小竹町地域包括支援センター ･･････ 10
３．アンケート等で見る現状 ･･････ 11
（１）高齢者の保健福祉に関するアンケート ･･････ 11
①調査の目的 ･･････ 11
②調査の実施概要 ･･････ 11
③調査結果 ･･････ 12
（２）高齢者生活アンケート ･･････ 38
①調査の目的 ･･････ 38
②調査の実施概要 ･･････ 38
③調査結果 ･･････ 38
（３）関係団体ヒアリング ･･････ 46
４．課題整理 ･･････ 46
（１）高齢化の進行について ･･････ 46
（２）健康の保持・増進について ･･････ 46
（３）地域包括ケアについて ･･････ 47
①介護及び保健・福祉・医療との連携 ･･････ 47
②介護予防 ･･････ 47

③認知症施策 …… 47
④住民同士の支え合い …… 47
（４）社会参加と生きがいづくり …… 48
（５）安全・安心について …… 48

第３章　介護保険事業の展開
１．国の動向 …… 49
２．福岡県介護保険広域連合における基本方針 …… 49
３．事業量推計 …… 50
（１）小竹町の将来人口推計 …… 50
（２）小竹町の要介護等認定者数の将来推計 …… 52
（３）介護保険サービスの利用量の見込み …… 53
①介護予防サービスの利用量の見込み …… 53
②介護サービスの利用量の見込み …… 54

第４章　計画の基本理念・施策の体系
１．計画の基本理念 …… 55
２．計画の基本目標 …… 56
（１）介護予防・地域生活の継続支援＜地域支援事業＞ …… 56
（２）生涯にわたる健康的な生活の実現 …… 56
（３）社会参加と生きがいづくり …… 56
（４）安全・安心な地域づくり …… 56
３．施策の体系 …… 57

第５章　施策の展開
１．介護予防・地域生活の継続支援＜地域支援事業＞ …… 59
（１）介護予防・生活支援サービス …… 59
①訪問型サービス（第１号訪問事業） …… 59
②通所型サービス（第１号通所事業） …… 60
③その他の生活支援サービス（第１号生活支援事業） …… 61
④介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント …… 61
（２）一般介護予防事業 …… 62
①介護予防普及啓発事業 …… 62
②地域介護予防活動支援事業 …… 62
（３）包括的支援事業 …… 63
①総合相談支援業務 …… 63
②権利擁護業務 …… 63
③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 …… 64
④地域ケア会議推進事業 …… 64

⑤在宅医療・介護連携推進事業 …… 65
⑥認知症総合支援事業 …… 65
⑦生活支援体制整備事業 …… 65
（４）家族介護支援事業（介護用品の給付など） …… 66
（５）その他の事業 …… 66
①成年後見制度利用支援事業 …… 66
②住民主体の支援活動の推進 …… 67
２．生涯にわたる健康的な生活の実現 …… 68
（１）健康増進事業 …… 68
①健康教育 …… 68
②各種健診（検診） …… 68
③訪問指導 …… 71
（２）高齢者福祉事業 …… 72
①在宅介護支援センター運営事業 …… 72
②生活管理指導員派遣事業 …… 72
③生活管理指導短期宿泊事業 …… 72
④介護保険以外の福祉施設 …… 73
⑤保健事業と介護予防の一体的事業【新規】 …… 73
⑥運動習慣定着促進事業【新規】 …… 74
３．社会参加と生きがいづくり …… 75
（１）シルバー人材センター …… 75
（２）老人クラブ助成事業 …… 75
（３）生涯スポーツ活動の普及・促進 …… 76
（４）居場所づくりの推進 …… 76
４．安全・安心な地域づくり …… 78
（１）緊急通報体制等整備事業 …… 78
（２）ひとり暮らし高齢者等見守り事業 …… 78
（３）救急安心カード配布事業 …… 79
（４）巡回バスによる移動手段の確保と買い物支援の充実 …… 79
（５）災害・感染症対策等に係る体制整備 …… 80
①防災・防犯体制の確立 …… 80
②感染症対策に係る体制整備【新規】 …… 80
（６）高齢者運転免許証自主返納支援事業 …… 80

第６章　計画の推進
１．計画の周知 …… 81
２．計画の推進体制 …… 81
３．計画の進行管理 …… 81

資料編

１．小竹町高齢者対策審議会条例 ･･･ 83
２．小竹町高齢者対策審議会　委員名簿 ･････････････････････････････････････ 84
３．小竹町高齢者保健福祉計画　策定経過 ･････････････････････････････････････ 85
４．ヒアリング実施報告 ･･･ 86
５．用語解説 ･･･ 94

第１章　計画策定の概要

第１章　計画策定の概要

１．計画策定の趣旨

わが国の総人口は、令和４年 10 月１日現在、１億 2,495 万人となっており、65 歳以上人口は 3,624 万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は 29.0%となっています。

また、65 歳以上人口のうち、「65～74 歳人口」の総人口に占める割合は 13.5%、「75 歳以上人口」は 15.5%であり、「65～74 歳人口」を上回っています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計結果によると、わが国の総人口は、長期の減少過程に入っていますが、その一方で 65 歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和 19 年に 33.3%となり、国民の３人に１人が 65 歳以上となると見込まれています。

このような将来を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」を、各地域の実情に応じて深化・推進していくための取組が国においても進められてきました。

本町の高齢化率は令和５年 10 月１日現在で 42.7%と、国や県の平均を大幅に上回っています。また、令和 12 年には「75 歳以上人口」が人口の３割を超えると想定されていることなどを見据え、高齢者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等になることの予防、要介護状態の軽減・重度化防止に注力し、限られた財源と人材をより効果的に活用する小竹町の地域包括ケアシステムの構築・推進が求められます。

「小竹町高齢者保健福祉計画」は、以上のような状況を踏まえ、高齢者に関する保健・福祉・介護のニーズを的確に把握し、課題・問題点の分析を行うことにより、本町における高齢者保健福祉施策を総合的に進めていくために策定するものです。

２．計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第 20 条の８の規定に基づき策定する計画です。また、高齢者保健福祉計画は介護保険事業計画と一体のものとして作成するものとされています。

本町は福岡県介護保険広域連合に加入しており、介護保険事業計画に関する事項については、広域連合が策定する「第９期介護保険事業計画」と調整を図りながら、計画策定を行いました。

このため、本町の高齢者保健福祉計画は、介護保険給付対象外の保健福祉事業を含めた地域における高齢者保健福祉事業全般にわたる計画として位置づけられます。

また、策定にあたっては、本町の上位計画である「第５次小竹町総合計画」、「第２期小竹町地域福祉計画」及びその他関連する計画との整合性を図ります。

◎地域福祉計画【社会福祉法第 107 条】

（自治体が地域福祉の主体である住民等の参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた方針等を整理する計画）

※地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項について規定

●小竹町高齢者保健福祉計画

【老人福祉法第２０条の８】

（全ての高齢者を対象とした、保健福祉事業全般に関する計画）

○介護保険事業計画＜広域連合策定＞

【介護保険法第１１７条】

（要介護・要支援高齢者等の介護サービス等の基盤整備に関する実施計画）

■他の計画との関係

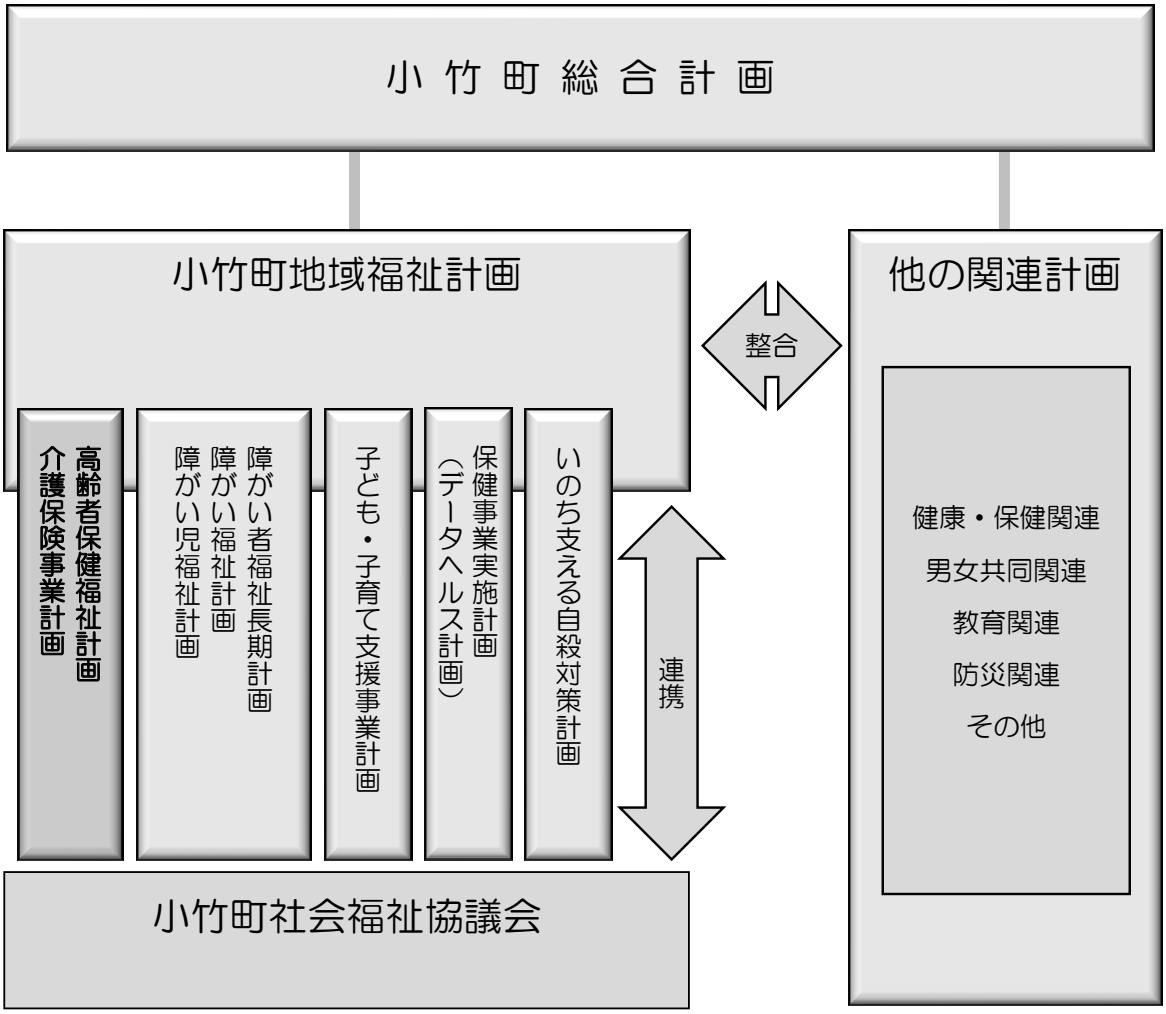

３．計画の期間

計画は介護保険事業計画と一体のものとして推進する必要があるため、令和６年度を初年度とする令和８年度までの３年間を計画期間とします。

４．計画の策定体制

（１）住民参加による計画策定

住民参加による計画策定を行うため、関係団体へのヒアリングによる現状把握を行うとともに、高齢者対策審議会において、課題の整理・必要な取り組み等について議論し、必要な施策の検討を行いました。

（２）高齢者アンケート調査結果の分析に基づく計画の策定

在宅介護認定者向けの独自調査を実施し、さらに、福岡県介護保険広域連合の高齢者生活アンケートの結果を分析し、国や県の指標との比較検討を行うことにより、高齢者の実態とニーズの把握を行い、計画に反映させています。

（３）パブリックコメントの実施

令和６年２月に計画の素案を公表し、住民からの意見募集を行いました。

第２章　高齢者に関わる現状と課題

第２章　高齢者に関わる現状と課題

１．統計等で見る町の現状

（１）人口

本町の人口は、令和５年 10 月 1 日現在 7,037 人となっています。平成 12 年に１万人を割り込み、平成 22 年には 8,000 人台、令和２年は 7,000 人台となり、現在に至っています。

年齢別にみると、65 歳以上の人口が 3,003 人で、全体の 42.7%となっています。

また、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）が徐々に減少しており、年少人口は 554 人で 7.9%、生産年齢人口は 3,480 人で 49.5%となっています。65 歳以上の高齢者人口の構成比が高くなり、少子高齢化が進んでいることがわかります。

【人口の推移】

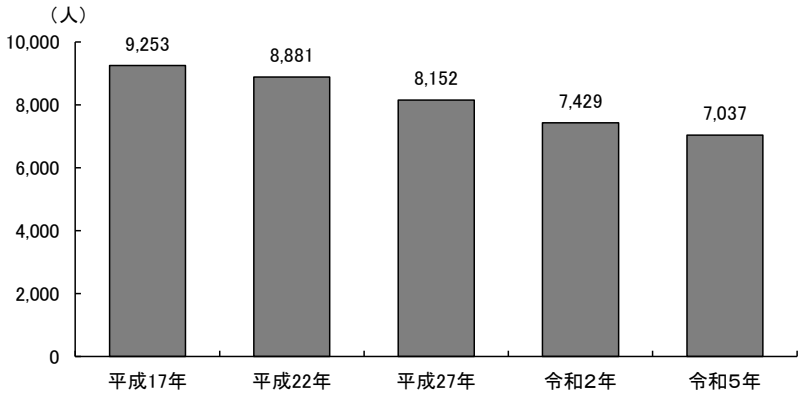

■人口の推移

人口	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年	2023 年
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	令和5年
人口（人）	9,253	8,881	8,152	7,429	7,037
増減率（%）	－	−4.0	−8.2	−8.9	−5.3

※増減率は前５年での対比（令和５年は令和２年との対比）

■年齢別人口の推移

区分	人口（人）				構成比率（%）			
	0～14 歳（年少人口）	15～64 歳（生産年齢人口）	65 歳以上	計	0～14 歳（年少人口）	15～64 歳（生産年齢人口）	65 歳以上	計
平成 17 年	1,093	5,570	2,590	9,253	11.8	60.2	28.0	100.0
平成 22 年	940	5,262	2,679	8,881	10.6	59.2	30.2	100.0
平成 27 年	766	4,440	2,946	8,152	9.4	54.5	36.1	100.0
令和2年	614	3,729	3,086	7,429	8.3	50.2	41.5	100.0
令和5年	554	3,480	3,003	7,037	7.9	49.5	42.7	100.0

資料：平成 17 年のみ国勢調査　平成 22 年～令和５年　住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）

（２）高齢者人口の状況

町全体の人口減少に比例して、年少人口、生産年齢人口は減少し続けています。

高齢者人口は、これまで増加し続けていたものの、令和５年には減少に転じています。

団塊の世代が後期高齢者となる２０２５年問題が目前に迫り、本町における高齢者人口の内訳を見ても、75 歳以上の後期高齢者人口の比率が高くなっています。

【高齢化率の推移】

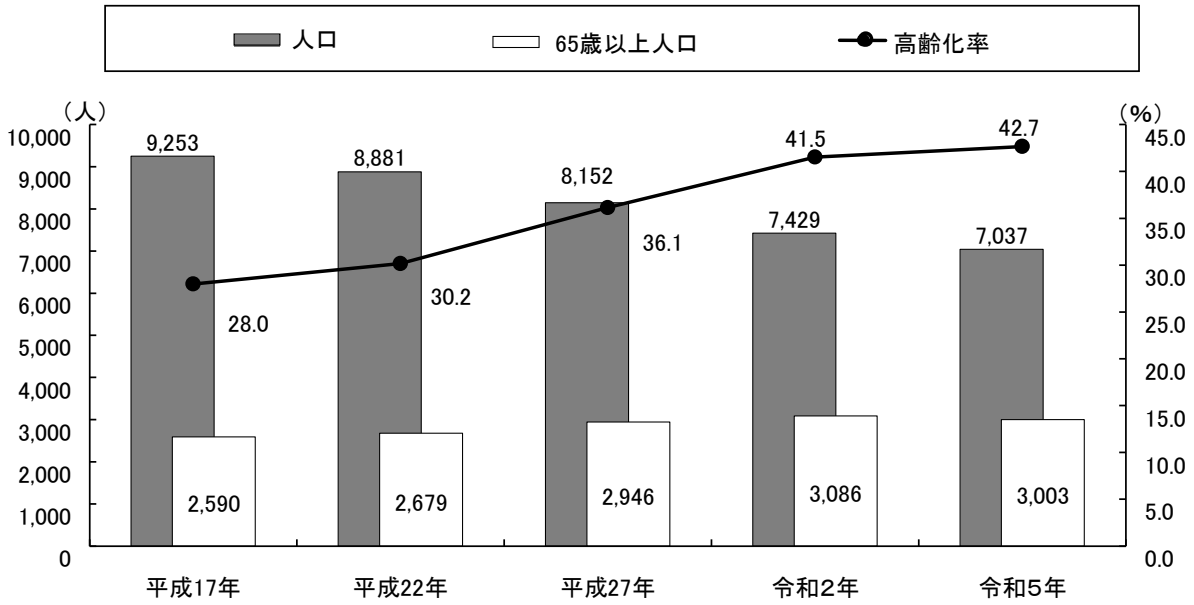

■高齢化率の推移

区分		単位	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	令和5年
人口		人	9,253	8,881	8,152	7,429	7,037
40 歳未満人口		人	3,437	3,192	2,612	2,170	1,954
40～64 歳人口		人	3,226	3,010	2,594	2,173	2,080
65 歳以上人口		人	2,590	2,679	2,946	3,086	3,003
	前期高齢者	人	1,223	1,232	1,425	1,536	1,363
	後期高齢者	人	1,367	1,447	1,521	1,550	1,640
高齢化率		%	28.0	30.2	36.1	41.5	42.7
	前期高齢者	%	13.2	13.9	17.5	20.6	19.4
	後期高齢者	%	14.8	16.3	18.6	20.9	23.3
内訳	65～69 歳	人	641	638	842	719	560
	70～74 歳	人	582	594	583	817	803
	75～79 歳	人	562	524	530	527	606
	80～84 歳	人	446	457	425	448	446
	85 歳以上	人	359	466	566	575	588

資料：平成 17 年のみ国勢調査　平成 22 年～令和５年　住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）

【高齢化率の推移（全国・福岡県・小竹町の比較）】

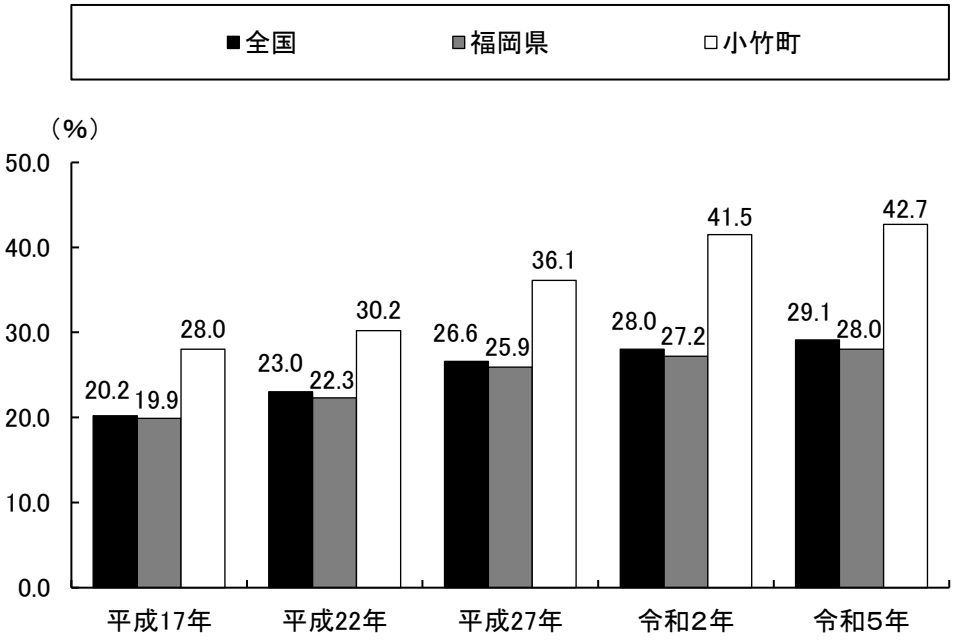

■高齢化率の推移（全国・福岡県・小竹町の比較）

（単位:%）

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	令和5年
全国	20.2	23.0	26.6	28.0	29.1
福岡県	19.9	22.3	25.9	27.2	28.0
小竹町	28.0	30.2	36.1	41.5	42.7

資料：全　国　平成 17～令和２年国勢調査　令和 5 年は総務省公表値（敬老の日）
福岡県　平成 17～令和２年国勢調査　令和 5 年は福岡県公表値（10 月 1 日時点）
小竹町　平成 17 年のみ国勢調査　平成 22 年～令和５年は住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）

■行政区の状況

	小竹	峰畑	芦北	勝野1	勝野2	七福	新多	中央	新山崎
行政区人口（人）	351	476	133	367	748	662	527	322	113
うち高齢者人口（人）	150	174	65	176	206	301	233	176	50
高齢化率（%）	42.7	36.6	48.9	48.0	27.5	45.5	44.2	54.7	44.2
	南良津	兵丹	赤地	御徳1	御徳2	御徳3	栄町	本町	毛勝
行政区人口（人）	326	202	421	306	761	501	395	338	88
うち高齢者人口（人）	137	97	180	167	334	218	174	110	55
高齢化率（%）	42.0	48.0	42.8	54.6	43.9	43.5	44.1	32.5	62.5

資料：住民基本台帳　令和 5 年 10 月 1 日時点

（３）高齢者世帯の状況

人口減少に伴い、総世帯数も減少していますが、高齢者単独世帯数は増え続けており、令和５年 10 月１日時点では 1,073 世帯と全世帯の 28%を占めています。

【高齢者世帯数の状況】

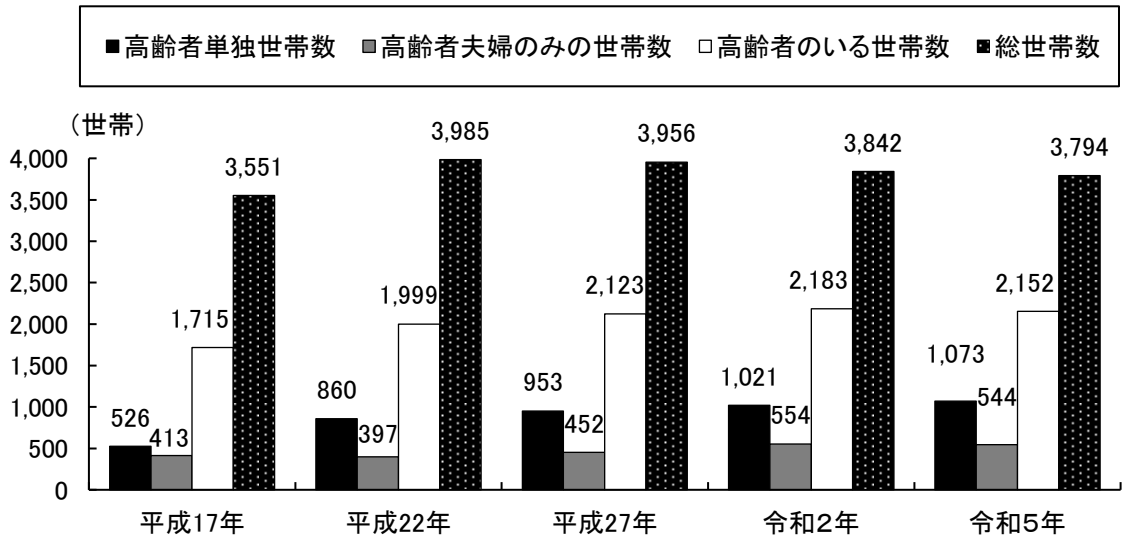

■高齢者世帯数の状況

区分	実数（世帯）					構成比（%）				
	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年	R5 年	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年	R5 年
高齢者単独世帯数	526	860	953	1,021	1,073	14.8	21.6	24.1	26.6	28.3
高齢者夫婦のみの世帯数	413	397	452	554	544	11.6	10.0	11.4	14.4	14.3
高齢者のいる世帯数	1,715	1,999	2,123	2,183	2,152	48.3	50.2	53.7	56.8	56.7
総世帯数	3,551	3,985	3,956	3,842	3,794	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：平成 17 年のみ国勢調査　平成 22 年～令和５年は住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）

■世帯数の推移

区分	単位	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 5 年
総世帯数	世帯	3,551	3,985	3,956	3,842	3,794
総世帯人員	人	9,253	8,881	8,152	7,429	7,037
1世帯当たり人員	人	2.61	2.23	2.06	1.93	1.85

資料：平成 17 年のみ国勢調査　平成 22 年～令和５年は住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）

（４）要介護認定の状況

認定者の数は、近年微減傾向にあります。

【要介護認定者数の推移（第１号被保険者）】

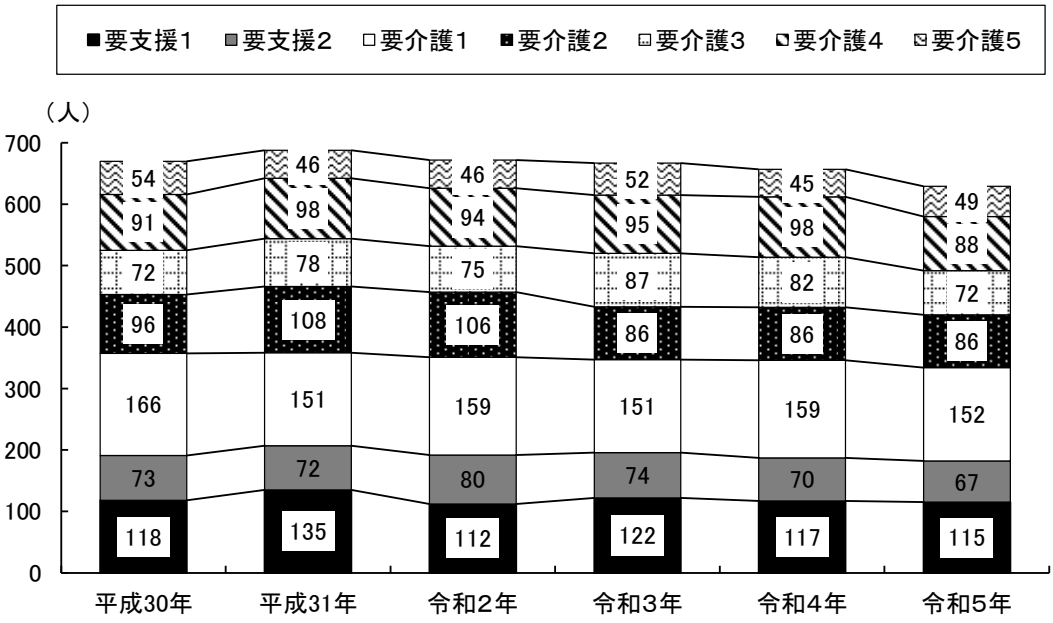

■要介護認定者数の推移（第１号被保険者）

区分	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	118	135	112	122	117	115
要支援2	73	72	80	74	70	67
要介護1	166	151	159	151	159	152
要介護2	96	108	106	86	86	86
要介護3	72	78	75	87	82	72
要介護4	91	98	94	95	98	88
要介護5	54	46	46	52	45	49
合計	670	688	672	667	657	629

資料：福岡県介護保険広域連合（各年４月１日現在）

２．町の高齢者保健福祉に関わる社会資源

高齢者の保健福祉サービスを提供している主な施設、機関は以下のとおりです。

（１）小竹町社会福祉協議会

地域の人々が住み慣れた町で安心して生活することができるよう、ふれあいサロン、老人クラブ等の高齢者福祉に関する活動や、在宅の高齢者や障がいのある人に向けた事業や、低所得者向けの生活福祉資金貸付事業等を実施しています。

また、総合福祉センターを地域福祉推進活動の中心拠点として民間福祉活動、ボランティア活動を実施し、ボランティアの育成、ふれあい電話での安否確認等を行っています。

（２）医療機関

本町の医療施設は病院１施設、診療所４施設、歯科診療所５施設の計 10 施設が開設されています。

休日・夜間の救急体制については、休日の診療を行う在宅当番医を直方鞍手医師会に委託するとともに、直方鞍手広域市町村圏事務組合で休日等急患センターを運営しています。

（３）小竹町在宅介護支援センター

高齢者またはその家族からの介護や生活支援などに関する相談に応じ、各種保健・福祉サービス（介護保険を含む）が総合的に受けられるように、町やサービス実施機関及び居宅介護支援事業所との連絡調整を行っています。介護老人保健施設「きんもくせい」内に設置しています。

（４）小竹町地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者に対して、介護・福祉・健康・医療など、様々な面から継続的・包括的な支援を行う機関として、包括的支援事業を行っています。平成 25 年４月に、福岡県介護保険広域連合鞍手支部（宮若市）から町内に設置され、町の運営となっています。平成 28 年度からは、役場の福祉課内に配置されています。

３．アンケート等で見る現状

（１）高齢者の保健福祉に関するアンケート

①調査の目的

「小竹町高齢者保健福祉計画」の策定にあたり、高齢者の健康福祉・介護保険に関する実態と意向を把握することによって、今後の高齢者施策を充実させるとともに、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

②調査の実施概要

１）調査実施期間

令和５年８月 16 日～９月５日

２）調査対象者

在宅認定者…小竹町内に在住の満 65 歳以上の方で、要介護・要支援認定を受けており、在宅で生活をされている方全員を調査対象者としました。

３）調査方法

・郵送配布、郵送回収

・本人記入方式（本人による記入が難しい場合は、家族等による代行記入）

４）配布数及び回収状況等

	配布数	有効回収数	有効回収率
在宅認定者	375 件	188 件	50.1%

③調査結果

調査結果のうち、代表的な設問項目について結果を示します。

１）回答者の基本属性

■年齢

「85 歳～89 歳」25.5%が最も多く、次いで「80 歳～84 歳」22.3%、「90 歳以上」19.7%となっており、前期高齢者（65 歳～74 歳）は 12.8%、後期高齢者（75 歳以上）は 84.0%となっています。

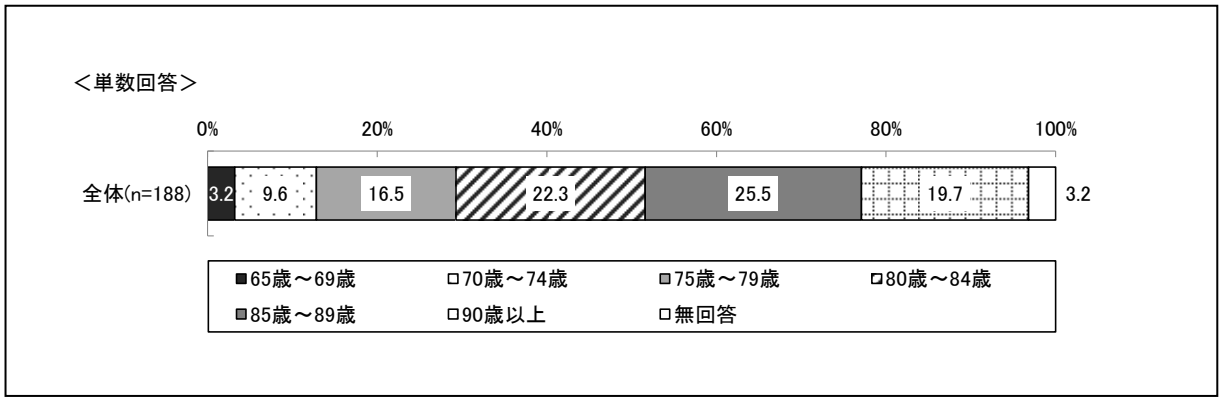

■性別

「女性」が 64.4%となっており、「男性」（33.5%）を上回っています。

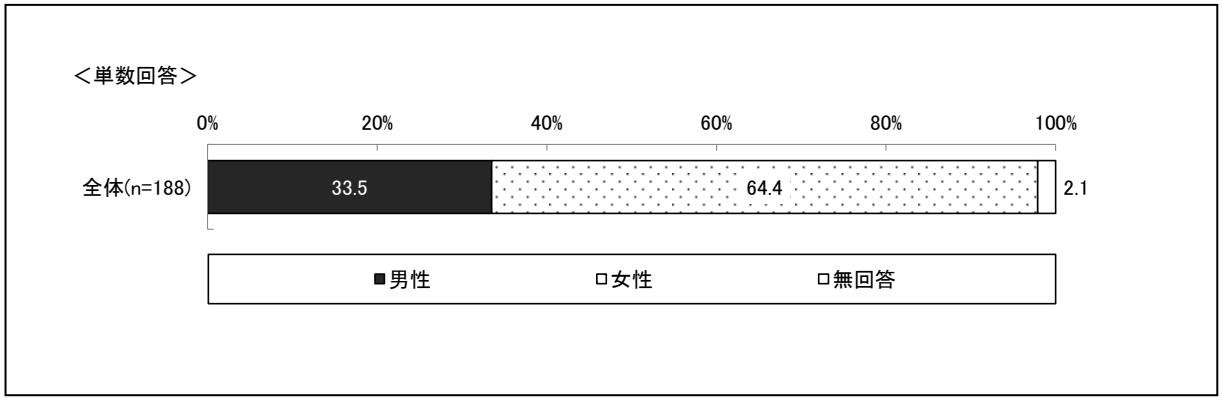

■居住区

「新多区」13.3%が最も多く、次いで「御徳 2 区」10.6%、「峰畑区」「御徳 1 区」ともに 7.4%となっています。

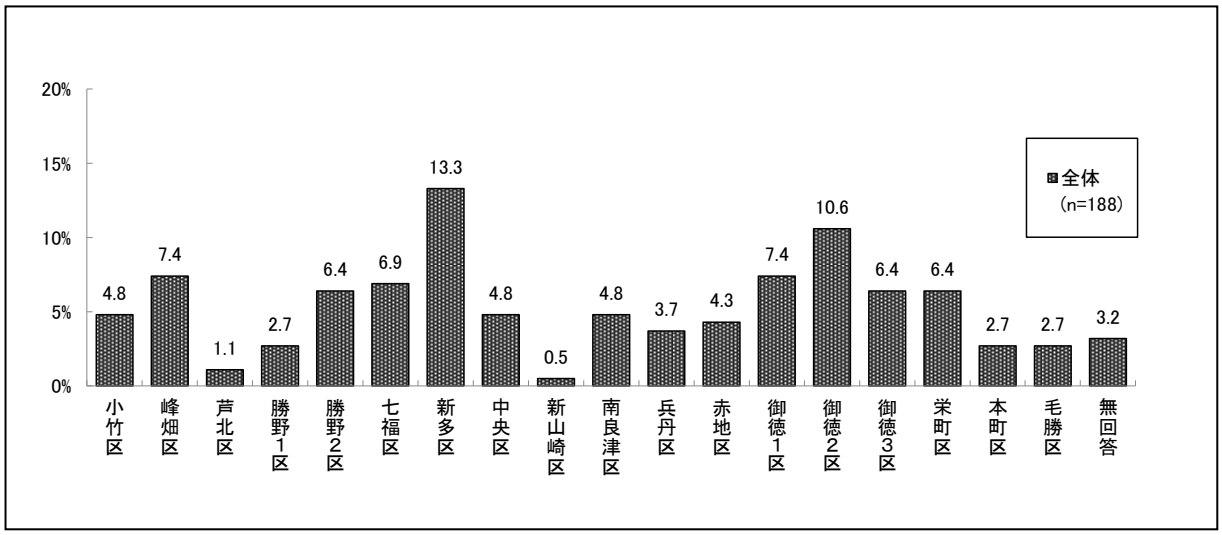

■家族構成

「1 人暮らし」38.3%が最も多く、次いで「高齢者のみの世帯（家族全員が 65 歳以上）」33.0%、「（64 歳以下の）家族と同居の世帯」20.7%となっています。

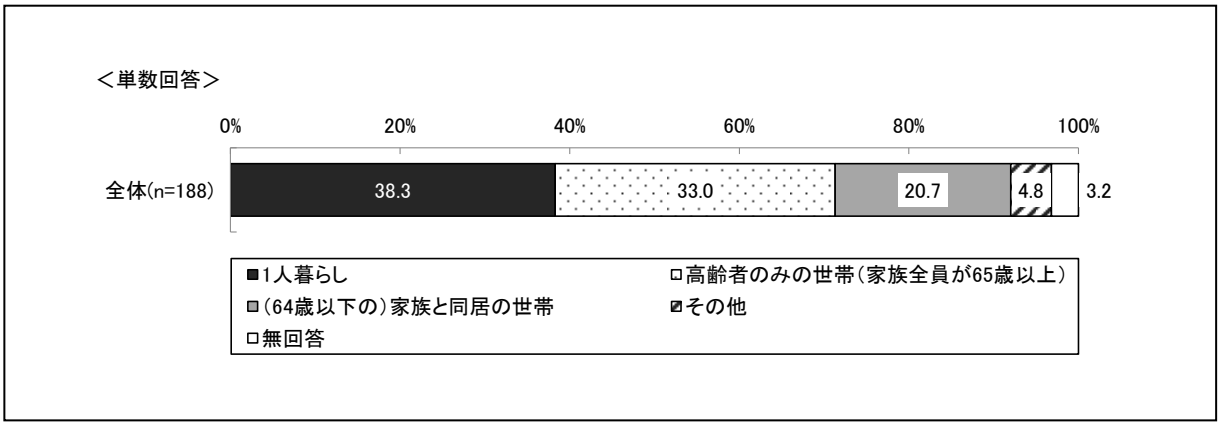

■住まいの形態

「持家」71.3%が最も多く、次いで「公営賃貸住宅（町営・県営）」17.6%、「民間賃貸住宅」4.8%となっています。

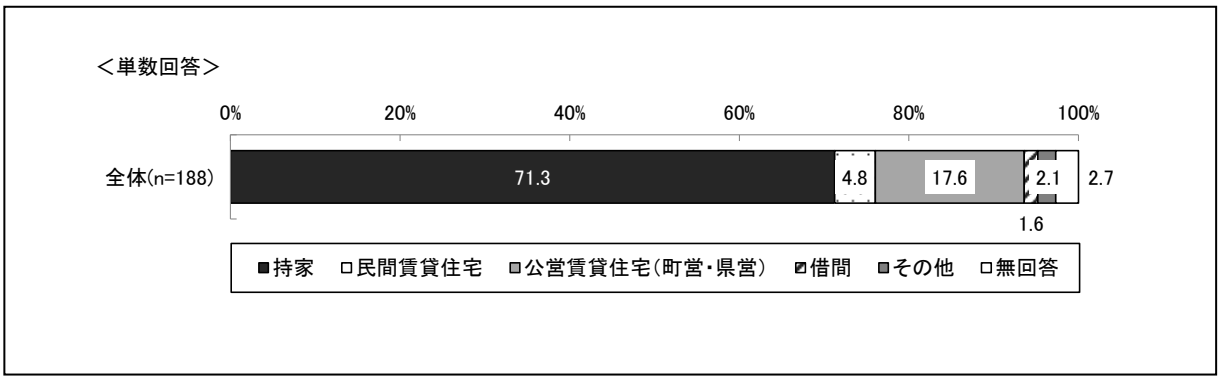

■外出の頻度

「週 2～3 日」41.5%が最も多く、次いで「週１日」14.9%、「週 4～5 日」12.2%となっています。

前回調査結果と比較すると、「外出しない（できない）」の割合が低くなっています。

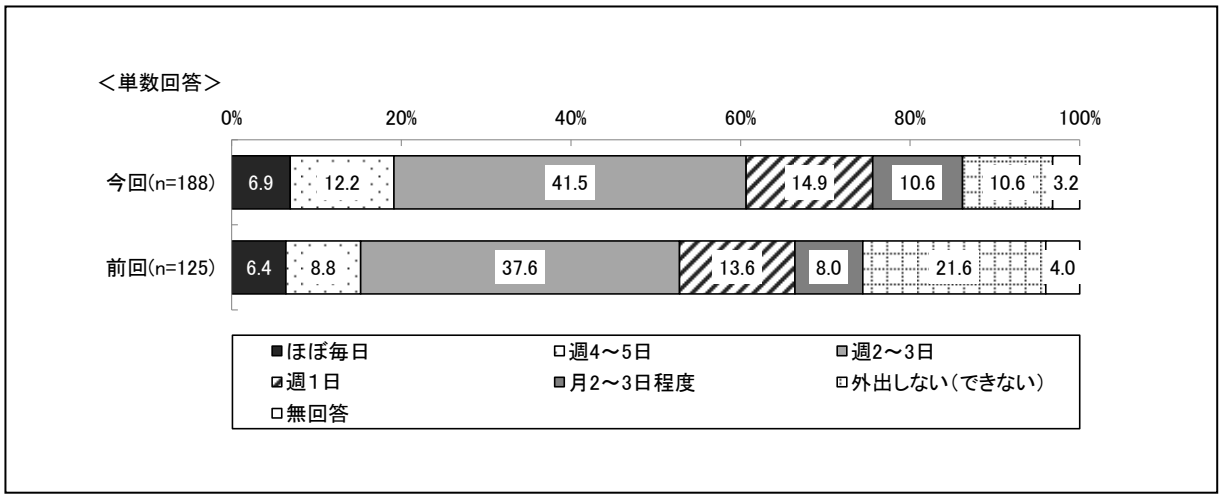

■外出する際の問題点や心配なこと

外出する際の問題点や心配なことでは、「歩道などで、転んでしまう不安」45.7%が最も多く、次いで「出かけると疲れやすく、体調が悪くなる」26.6%、「行きたい場所に行く移動手段が少ない」22.3%、「トイレに間に合うか心配」20.7%、「一緒に出かける人がいない」11.7%となっています。

前回調査結果と比較すると、「出かけると疲れやすく、体調が悪くなる」「行きたい場所に行く移動手段が少ない」等の割合が低くなっています。

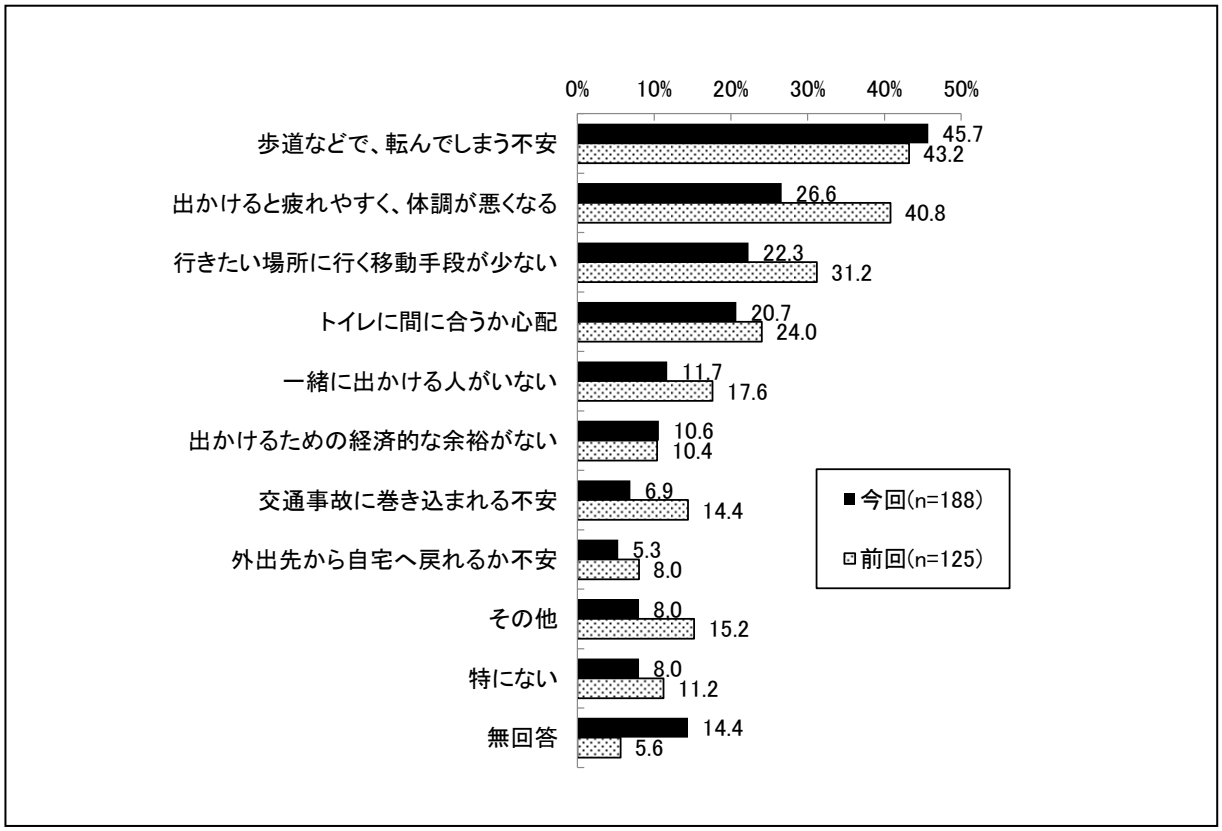

２）回答者の日常生活や身体状況

■現在の持病

現在の持病では、「高血圧」55.3%が最も多く、次いで「目や耳の病気」27.7%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」24.5%、「糖尿病」20.2%、「心臓病」18.1%となっています。

前回調査結果と比較すると、「高血圧」の割合が高くなり、「目や耳の病気」の割合は低くなっています。

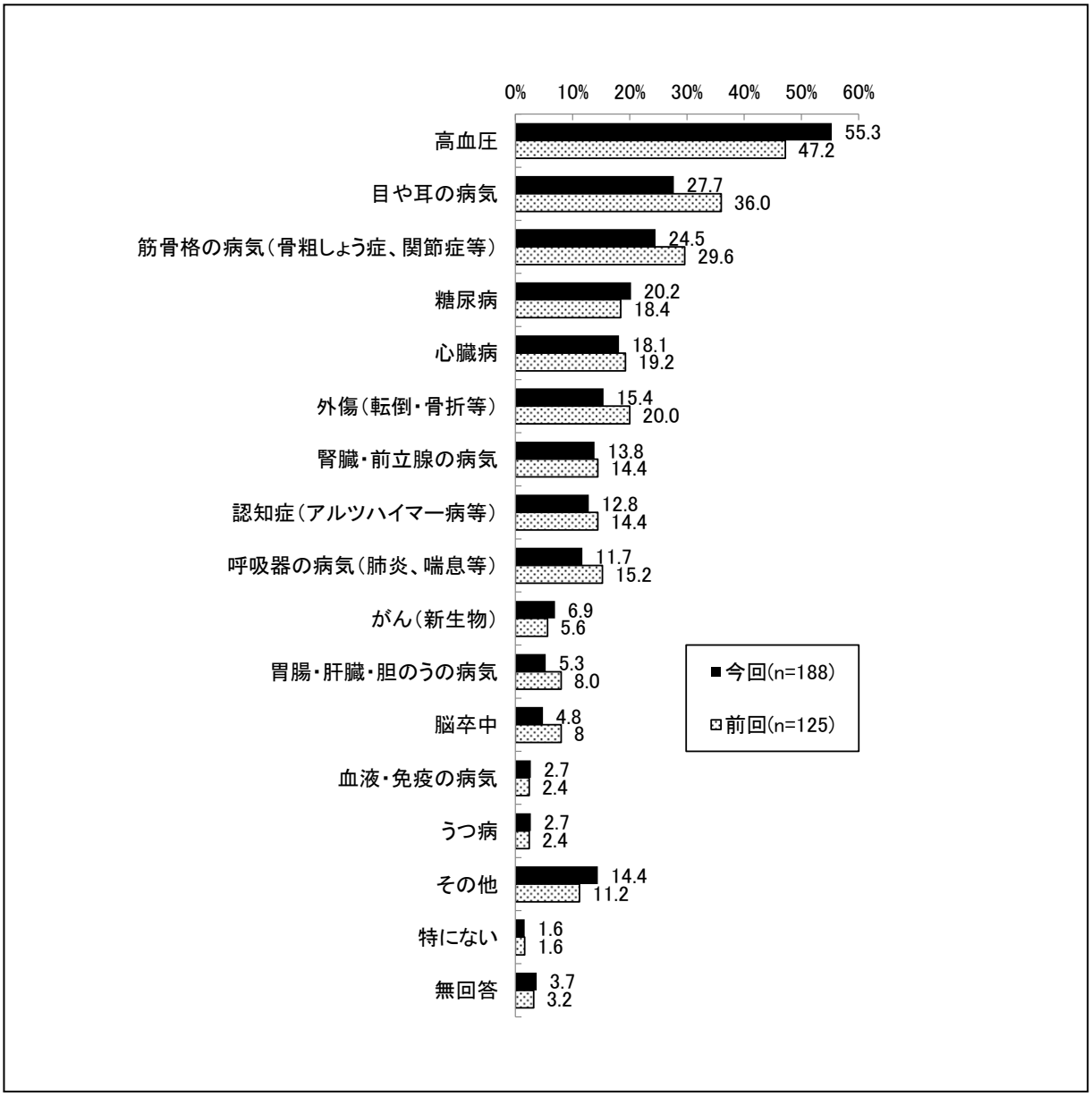

■普段の生活について

普段の生活についてでは、「②　食事は自分で食べられるか」で「はい」と回答した人の割合（95.7%）が最も多く、次いで「⑧　かかりつけの病院に通院していますか」（93.1%）、「⑦　自分で寝床に入ることができますか」（89.4%）となっています。

前回調査結果と比較すると、「⑩　今日が何月何日かわからない時があるか」「⑪　自分がいる場所がわからなくなる時があるか」「⑫　食事をしたことを忘れる時があるか」等の認知機能が、前回と比べて低くなっています。

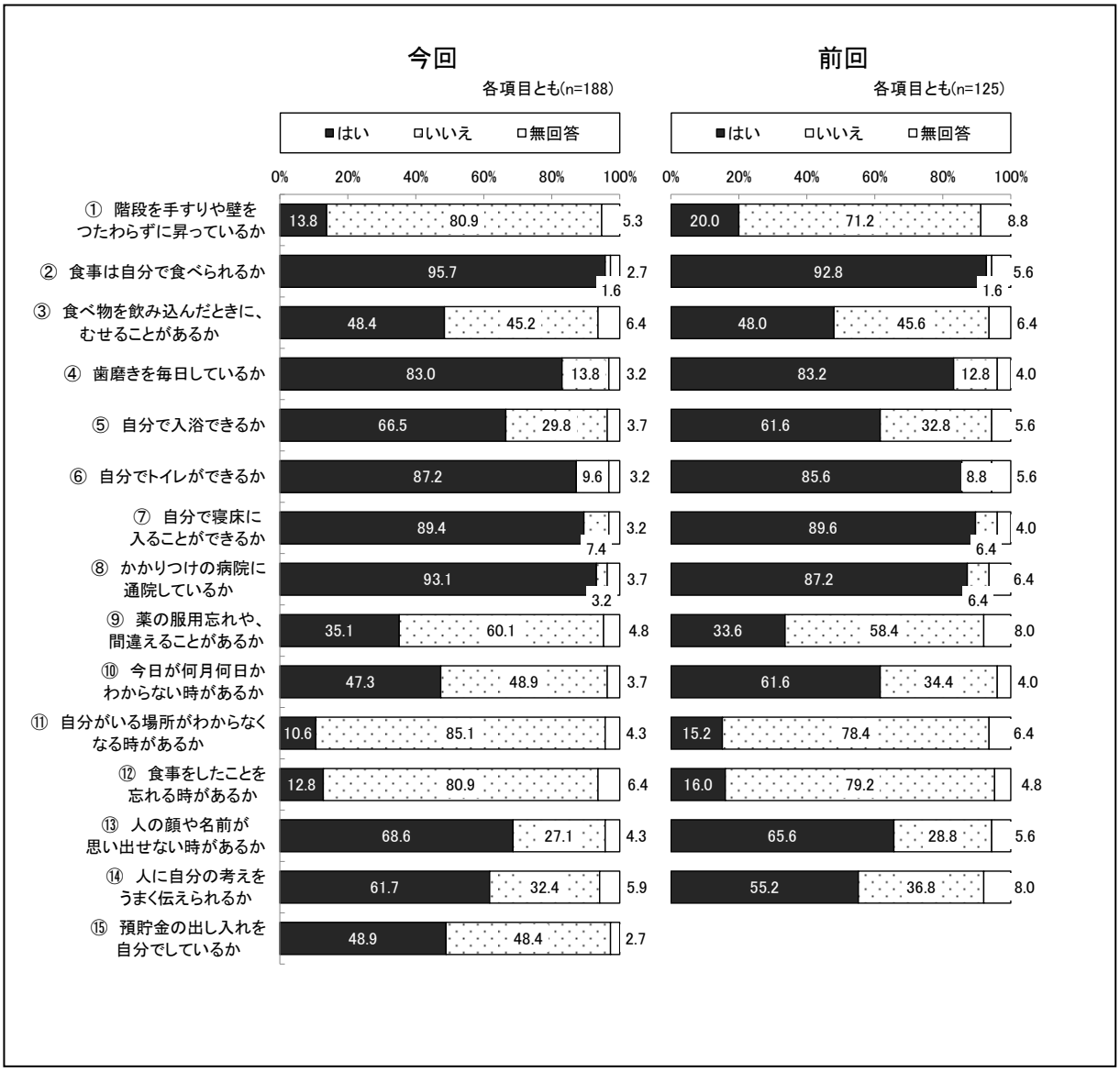

■現在の暮らしの中で困っていること

現在の暮らしの中で困っていることでは、「転倒への不安」61.7%が最も多く、次いで「掃除・洗濯・電球の交換」37.2%、「家の中の修理、部屋の模様替え」36.7%となっています。

前回調査結果と比較すると、「家の中の修理、部屋の模様替え」「衣類や布団の衣替え」等の割合が高くなっています。

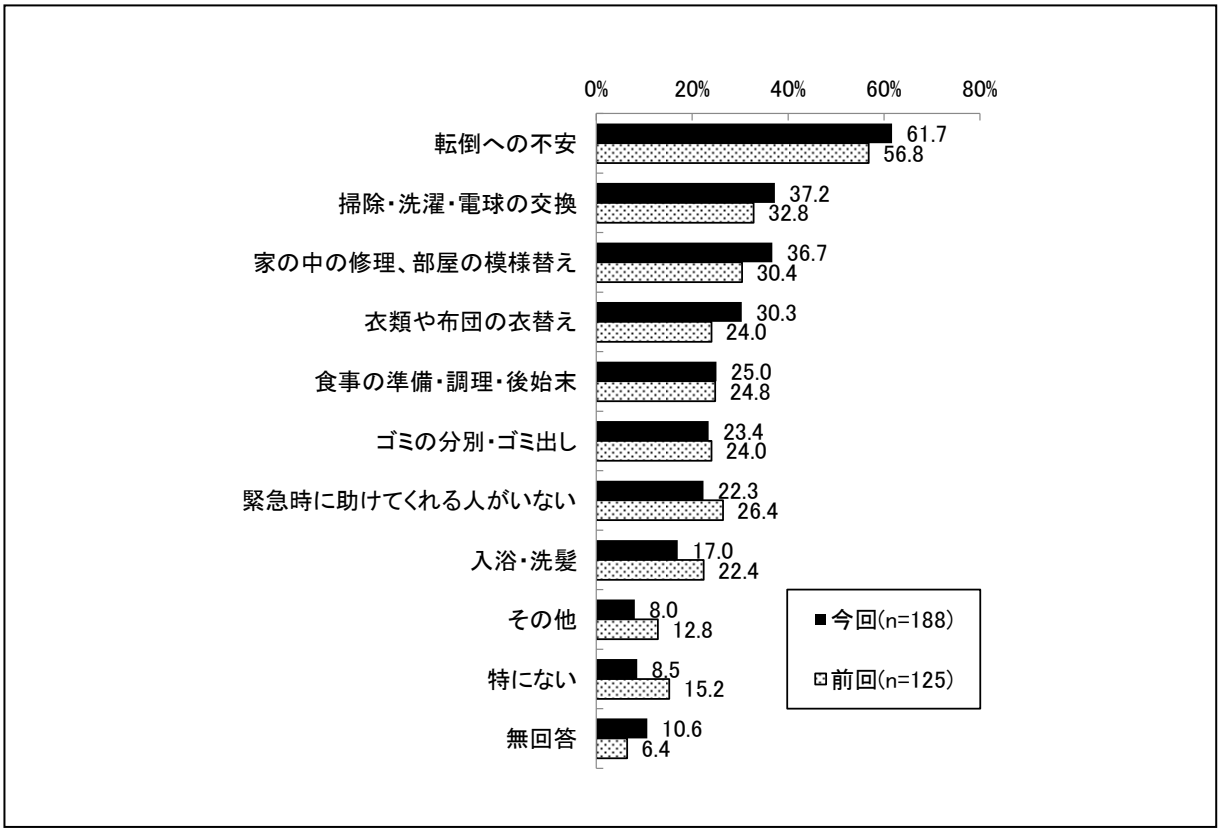

３）介護サービスについて

■現在の要介護度

現在の要介護度では、「要支援１」28.7%が最も多く、次いで「要介護１」19.7%、「要支援２」17.6%となっています。

前回調査結果と比較すると、「要支援１」の割合が高くなり、「要介護１」「要介護２」「要介護４」の割合は低くなっています。

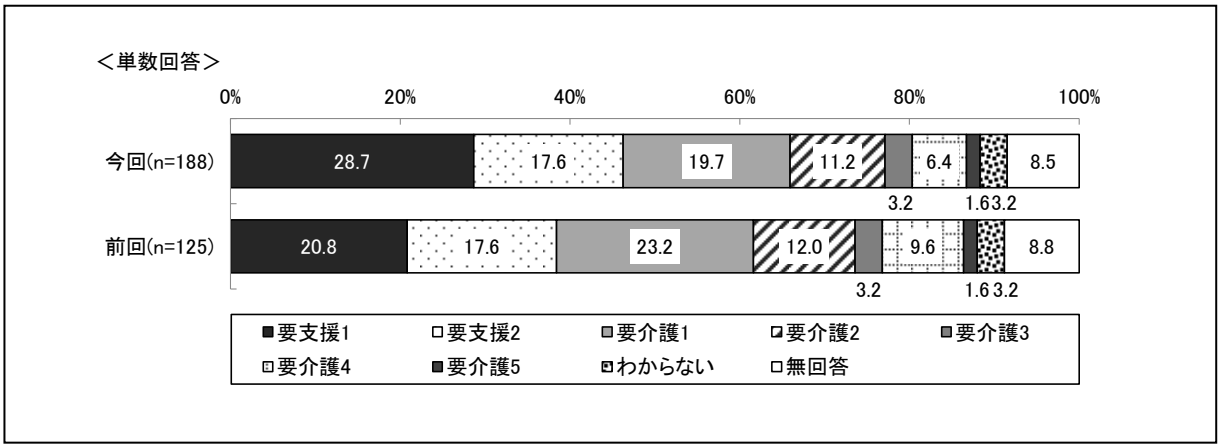

■介護サービスの利用有無

介護（予防）サービスを利用しているかでは、「利用している」73.9%が最も多く、次いで「利用したことはない」12.8%、「以前は利用していたがやめた」3.7%となっています。

前回調査結果と比較すると、「以前は利用していたがやめた」の割合は低くなっています。

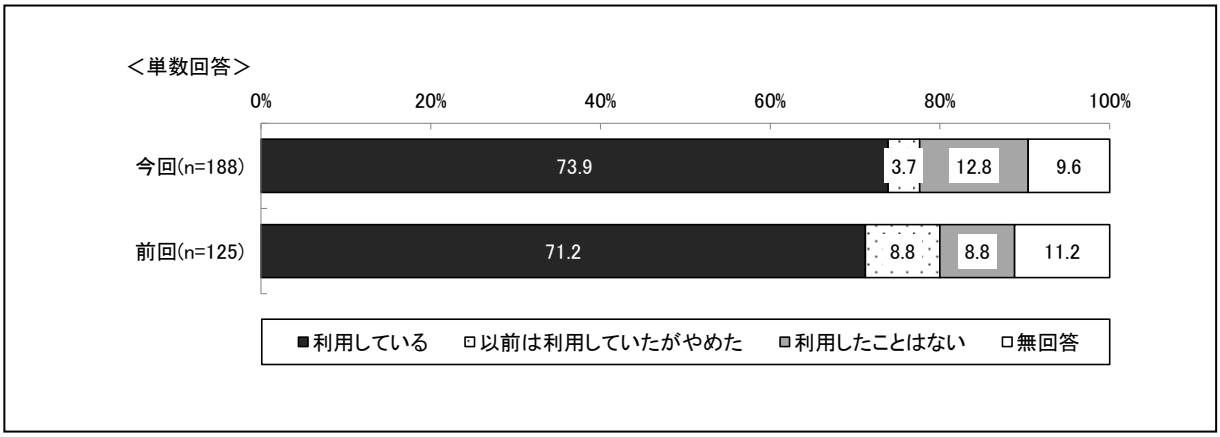

■介護サービスを利用していない理由

介護（予防）サービス未利用、もしくは利用をやめた主な理由では、「自分で身の回りの事ができるから」35.5%が最も多く、次いで「できるだけ他人の世話になりたくないから」32.3%、「介護（予防）サービスの使い方が、よくわからないから」22.6%となっています。

前回調査結果と比較すると、「家族等に介護してもらえるから」の割合が低くなり、「介護（予防）サービスの使い方が、よくわからないから」の割合は高くなっています。

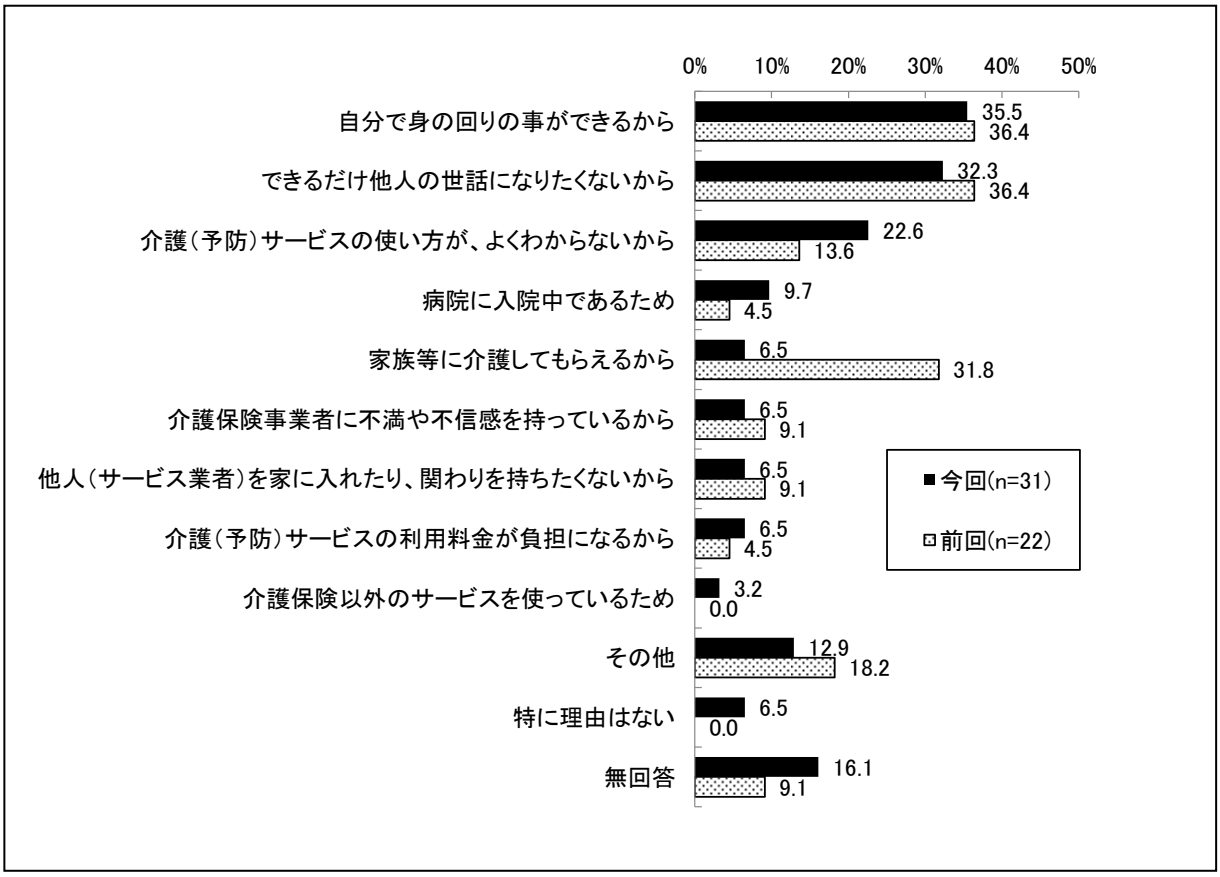

■介護サービスの今後の利用意向

介護（予防）サービスの今後の利用意向では、「身体の状況が悪化したら、利用したい」58.1％が最も多く、次いで「わからない」25.8％、「今後も利用するつもりはない」「すぐにでも利用したい」ともに 3.2％となっています。

前回調査結果と比較すると、「今後も利用するつもりはない」「身体の状況が悪化したら、利用したい」の割合が低くなり、「すぐにでも利用したい」「わからない」の割合は高くなっています。

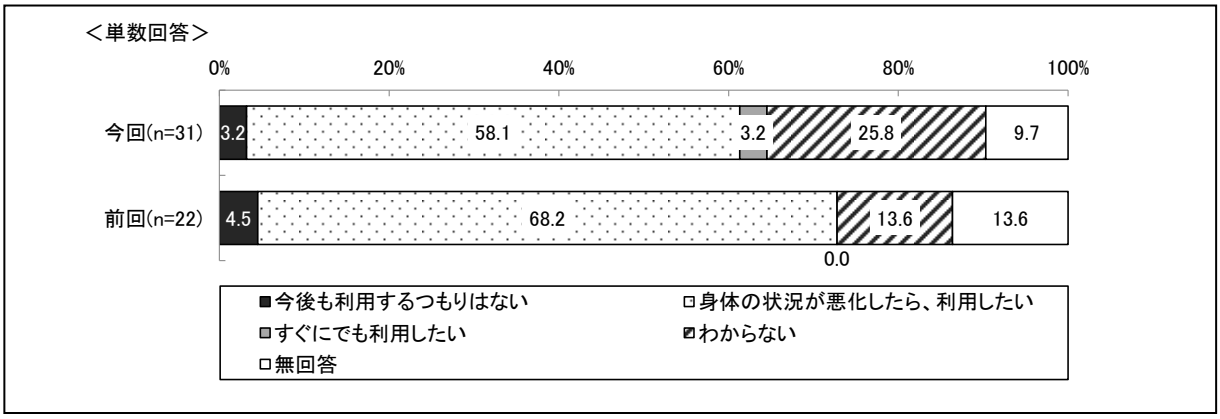

■今後受けたい介護

今後どのような介護を受けたいかでは、「介護保険サービスや高齢者福祉サービスを使いながら自宅で介護してほしい」31.4％が最も多く、次いで「なるべく家族の力で、自宅で介護してほしい」22.9％、「わからない」19.1％となっています。

前回調査結果と比較すると、「なるべく家族の力で、自宅で介護してほしい」「わからない」の割合が高くなり、「見守りなどのサービスが付いた高齢者専用の集合住宅に住み替え、必要な介護保険サービスを選択して利用したい」等の割合は低くなっています。

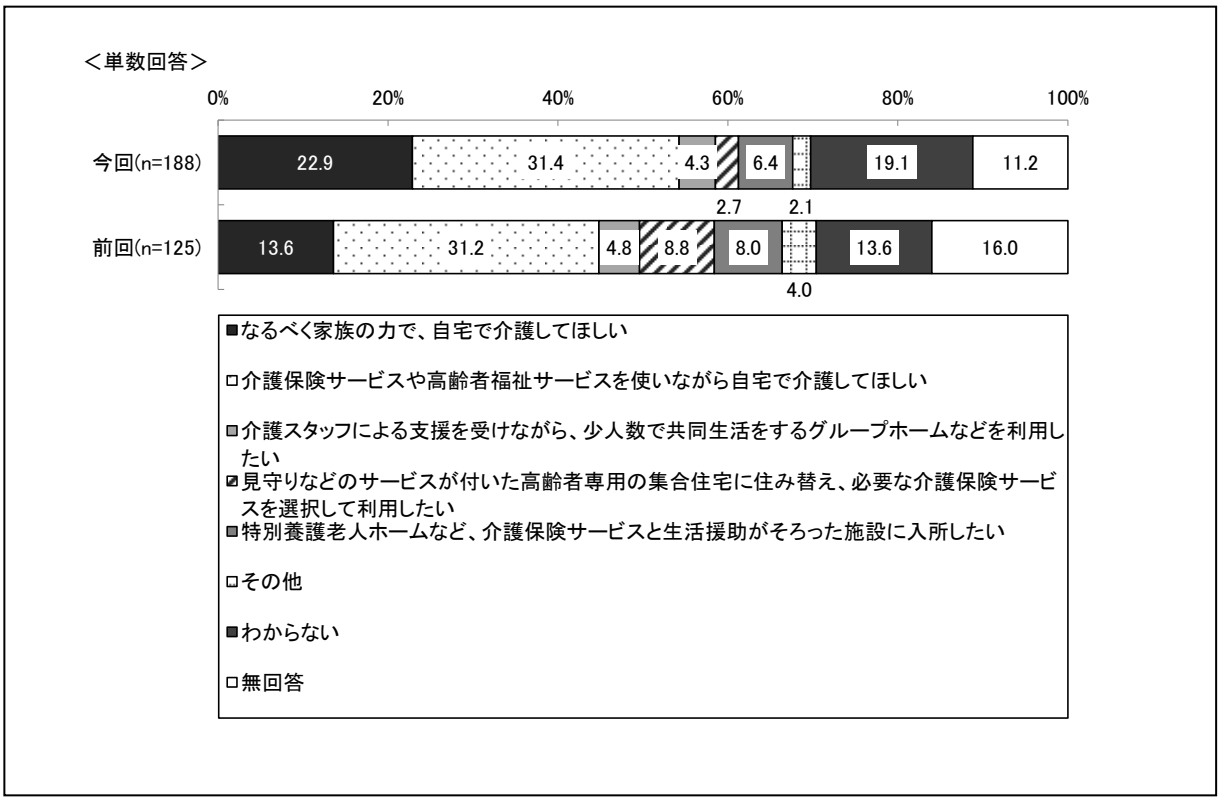

■今後利用したい介護保険サービス

今後、どのような介護保険のサービスを利用したいかでは、「自宅訪問による清掃・買い物等の生活介護を受けたい」28.2%が最も多く、次いで「身体の調子が悪い時や家族がいないとき、一時的に宿泊できる施設を利用したい」23.9%、「一週間に何回かは介護事業所に通って、入浴などの身体の介護を受けたい」17.0%となっています。

前回調査結果と比較すると、「自宅訪問による清掃・買い物等の生活介護を受けたい」「身体の調子が悪い時や家族がいないとき、一時的に宿泊できる施設を利用したい」等の割合が低くなっています。

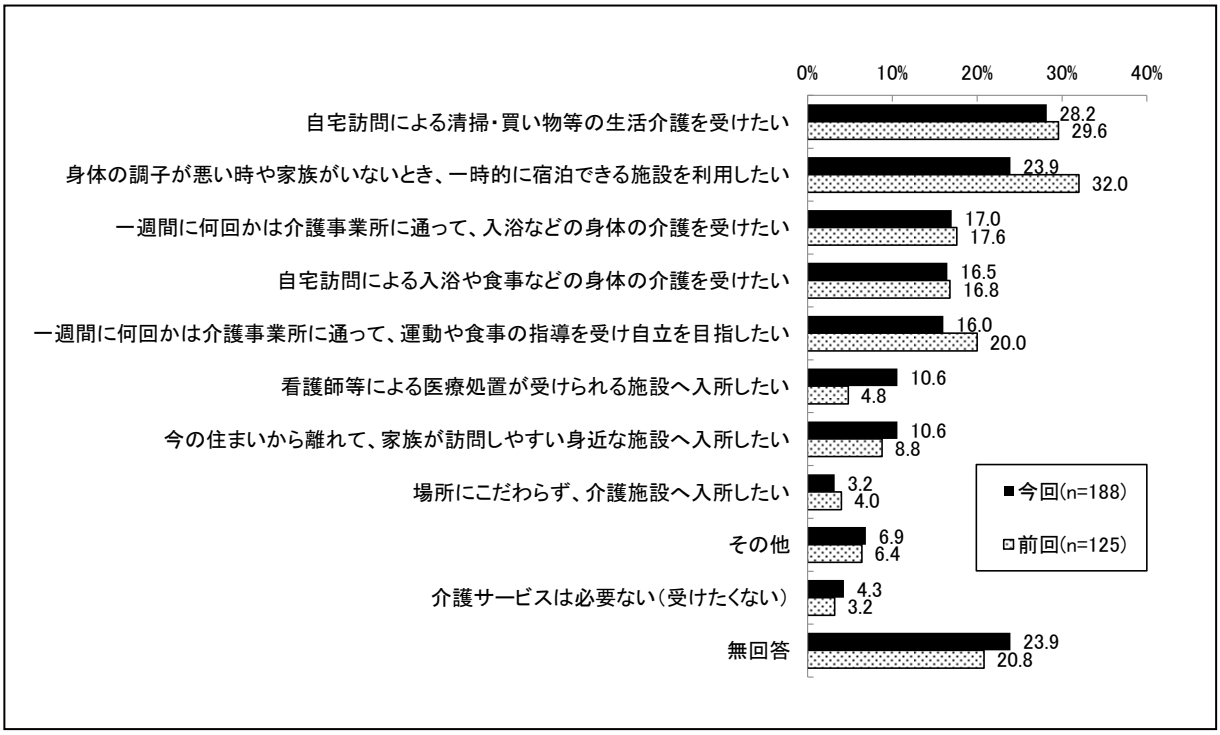

■介護・福祉・医療に関する知識や情報の入手先

介護・福祉・医療に関する知識や情報の入手先では、「家族」45.7%が最も多く、次いで「介護サービス事業者」31.4%、「病院・医院」27.1%となっています。

前回調査結果と比較すると、「家族」「病院・医院」「地域包括支援センター」等の割合が高くなり、「介護サービス事業者」「テレビ・ラジオ」「民生委員」「広報紙」の割合は低くなっています。

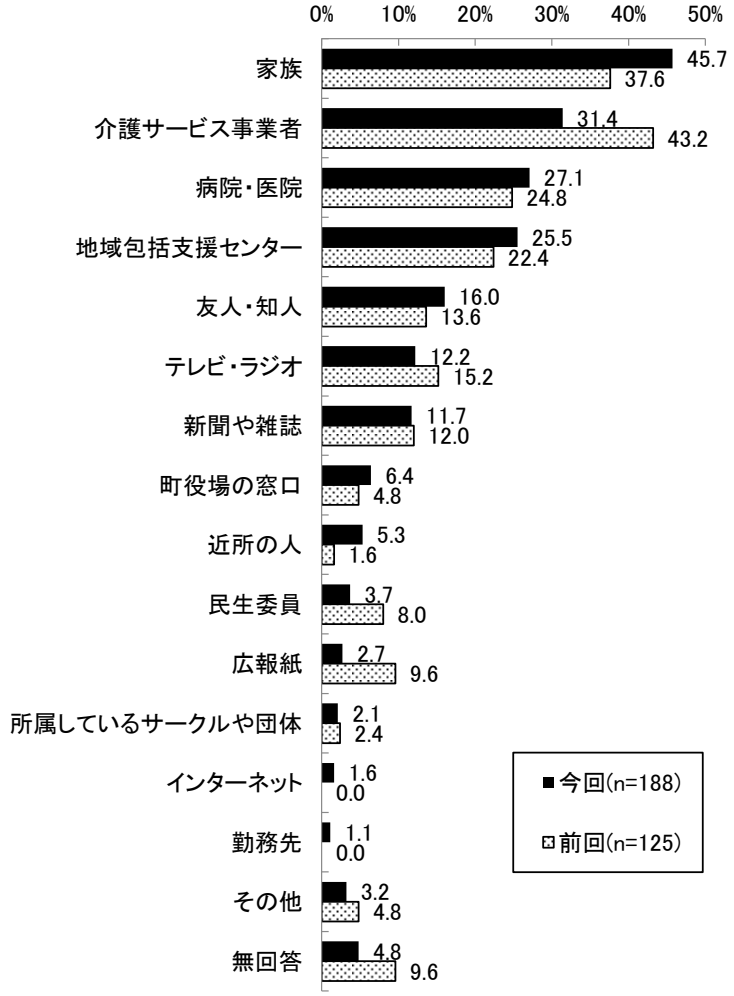

■地域包括支援センターの場所や連絡先の認知度

地域包括支援センターの場所や連絡先の認知度では、「知っている」が 54.3%、「知らない」が 40.4%となっています。

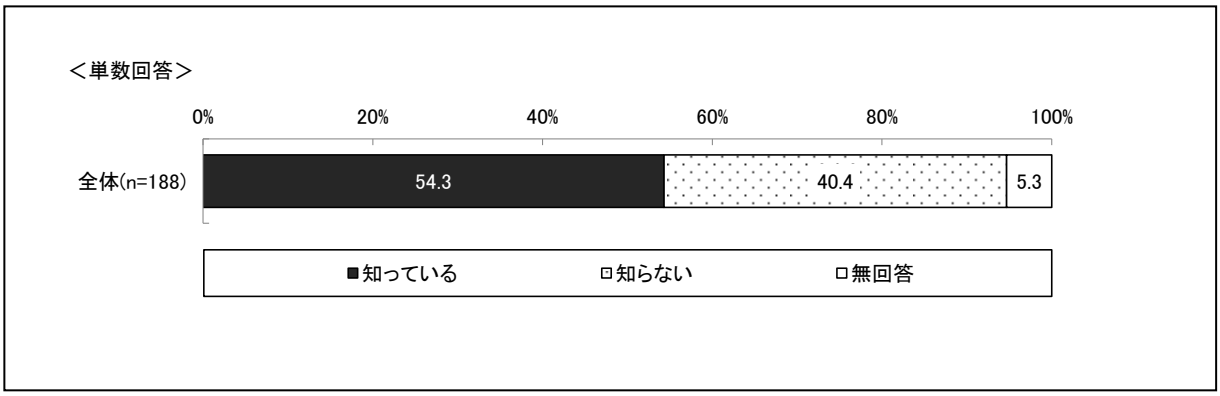

■地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることの認知度

地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることの認知度では、「知っている」が 54.3%、「知らない」が 40.4%となっています。

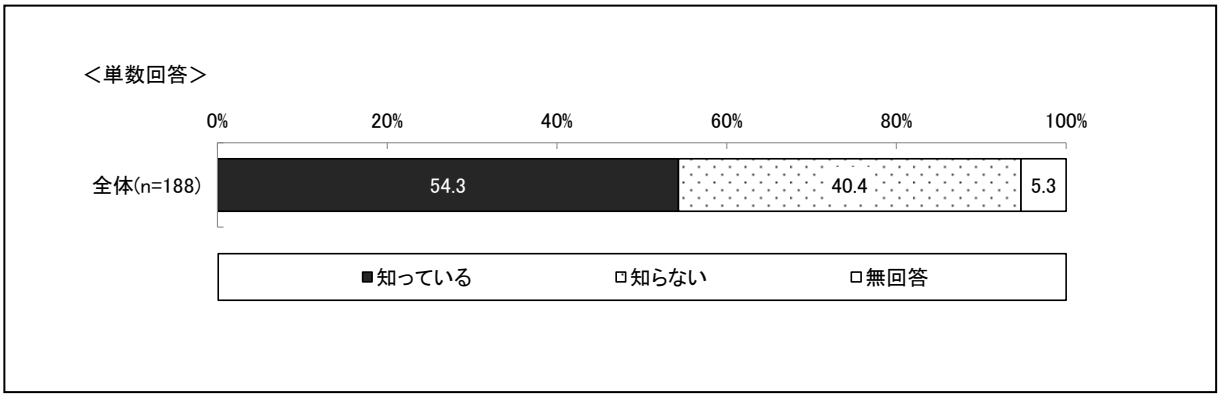

■成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度では、「知っている」が 26.1%、「知らない」が 66.0%となっています。

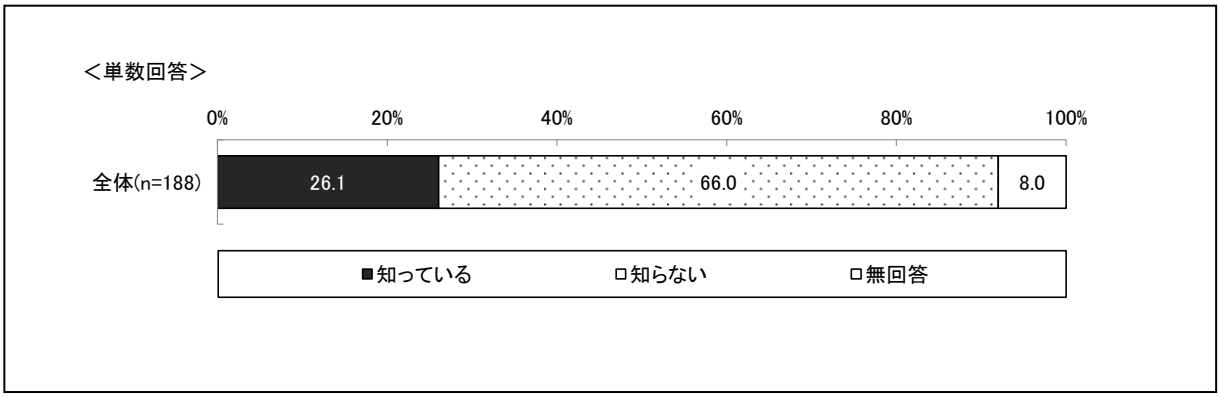

４）今後の暮らしについて

■今後の生活で心配や不安に思っていること

今後の生活で心配や不安に思っていることでは、「足腰などの状態が悪化して、歩けなくなってしまうこと」78.2%が最も多く、次いで「認知症が進行してしまうこと」33.5%、「ご家族の病気や身体の具合が心配」31.9%となっています。

前回調査結果と比較すると、「足腰などの状態が悪化して、歩けなくなってしまうこと」の割合が高くなっています。

この設問に関しては、ほぼすべての項目において、今回結果の数値が前回結果の数値を下回っています。

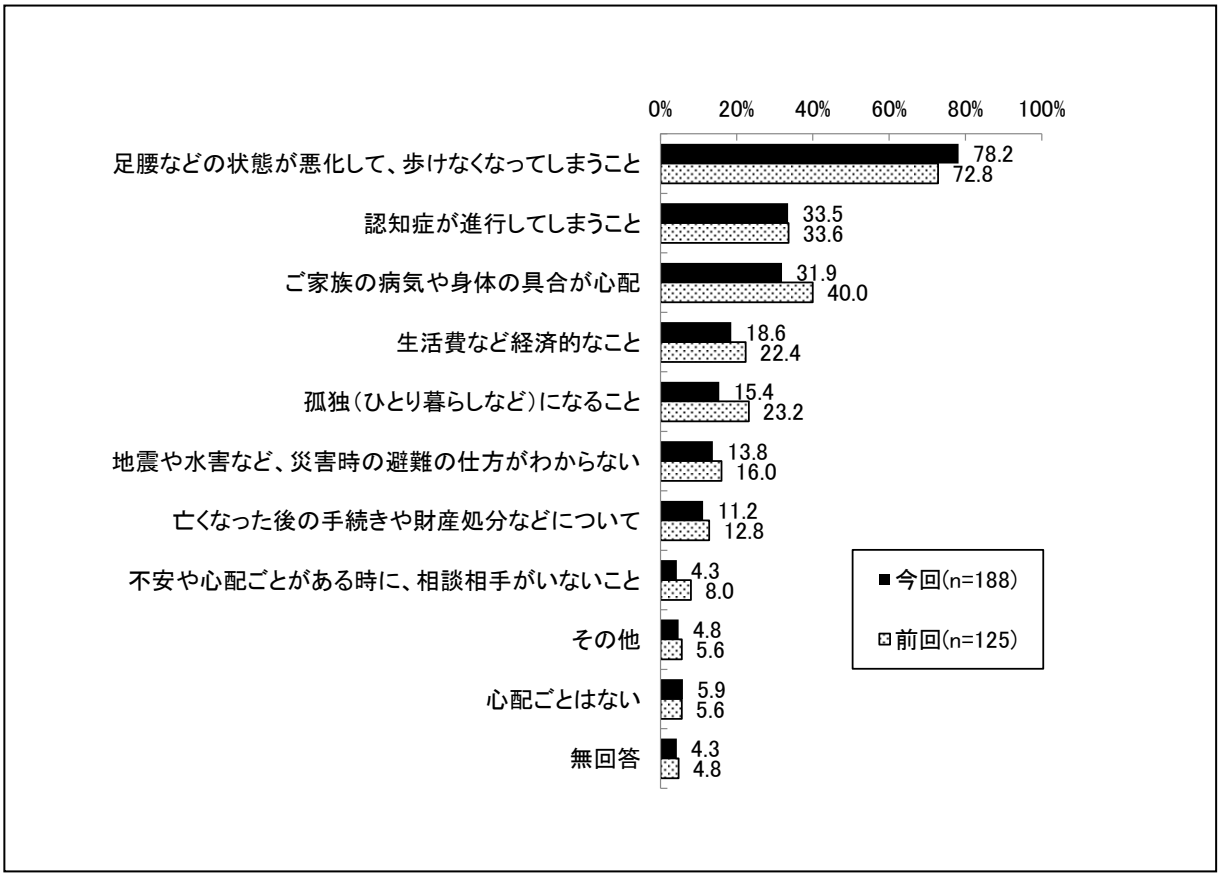

■今後、地域での生活を充実させるために町に取り組んでほしいこと

今後、地域生活を充実させるために町の取り組みとして何をしてほしいかでは、「ひとり暮らしや高齢者だけで暮らす世帯の、見守り活動や生活支援」44.1%が最も多く、次いで「日常の買い物や外出、病院への付き添いなどを手伝ってくれる地域のボランティア」30.3%、「町の巡回バスの本数の増便や個々の利用状況の把握」29.8%となっています。

前回調査結果と比較すると、「町の巡回バスの本数の増便や個々の利用状況の把握」「日中に近所の人たちとおしゃべりなどをして過ごせる、ふれあいの場づくり」の割合が高くなっており、ほぼすべての項目において、今回結果の数値が前回結果の数値を上回っています。

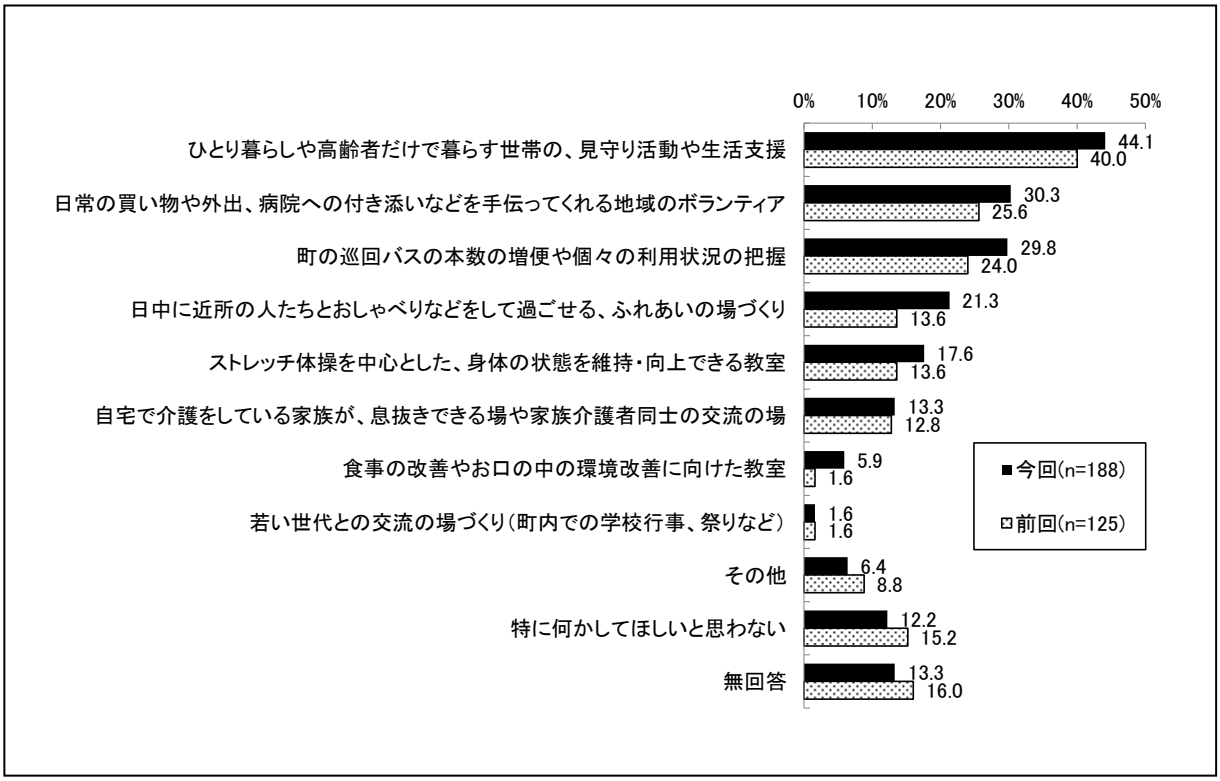

■近所の方に協力してもらえたら助かること

近所の方に協力してもらえたら助かることでは、「急病などの緊急時の手助け」33.0%が最も多く、次いで「災害時の手助け」30.3%、「安否確認の声かけ・見守り」27.7%となっています。

前回調査結果と比較すると、「急病などの緊急時の手助け」「安否確認の声かけ・見守り」等の割合が低くなり、「災害時の手助け」の割合は高くなっています。

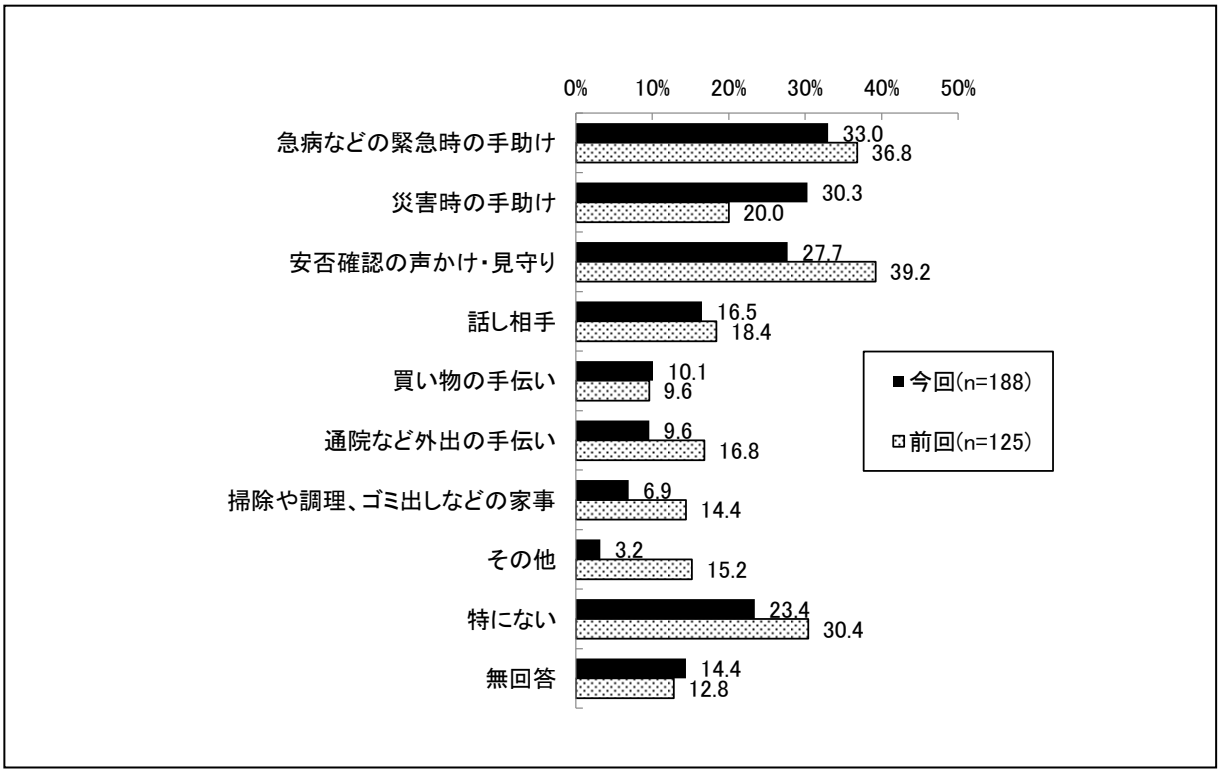

５）主に介護をしている家族の基本属性

■介護者からみた続柄

介護を受けている方からみた続柄では、「子又はその家族」51.6%が最も多く、次いで「配偶者」34.1%、「父・母」「その他」ともに 4.0%となっています。

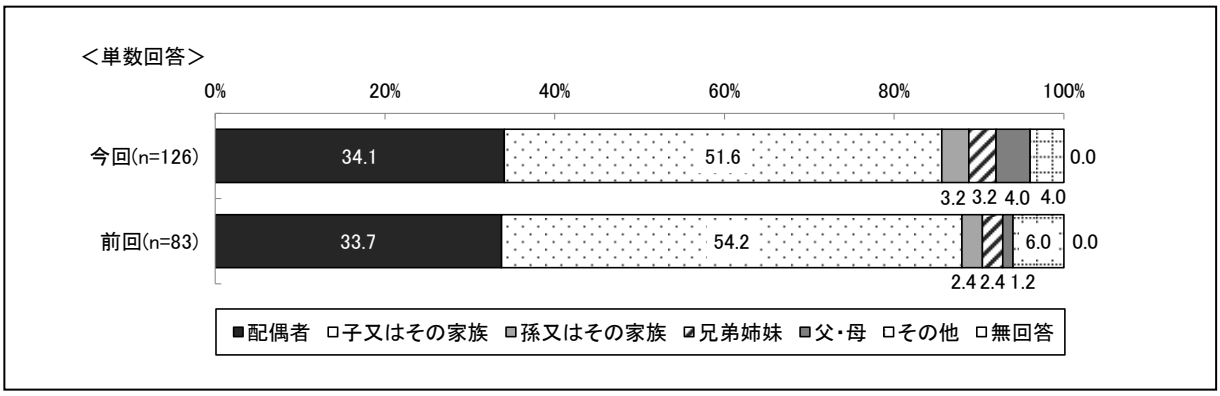

■性別

性別では、「女性」が 57.9%、「男性」が 27.8%となっています。

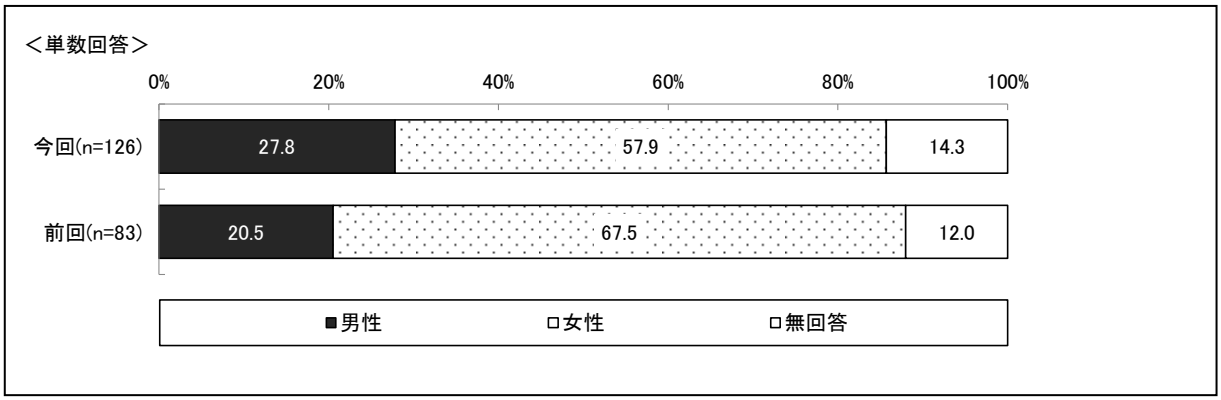

■年齢

年齢（満年齢）では、「60 歳代」27.8%が最も多く、次いで「70 歳代」23.0%、「50 歳代」19.8%となっています。

前回調査結果と比較すると、「50 歳代」の割合が低くなり、「70 歳代」の割合は高くなっています。

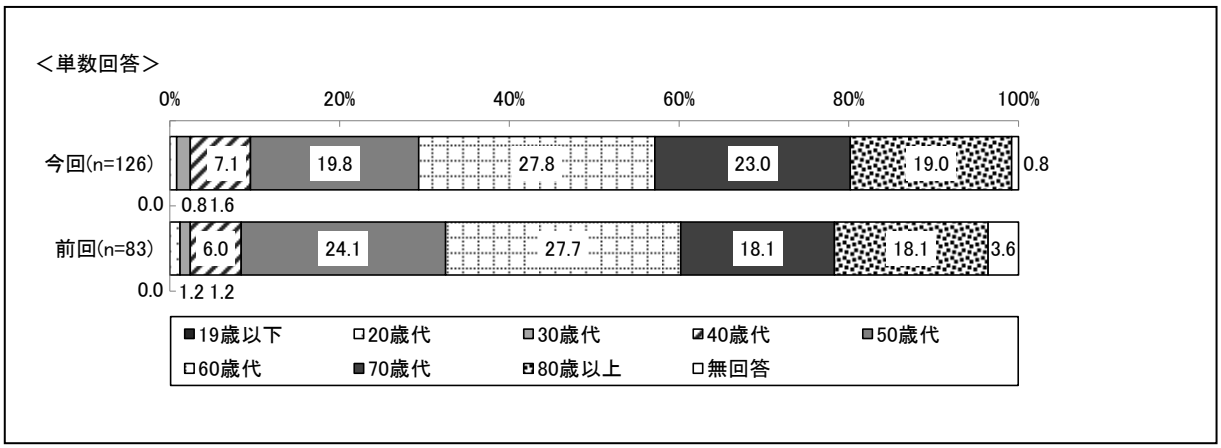

■居住先

居住先では、「同居」57.1%が最も多く、次いで「福岡県内」22.2%、「小竹町内」13.5%となっています。

前回調査結果と比較すると、「小竹町内」の割合が高くなっています。

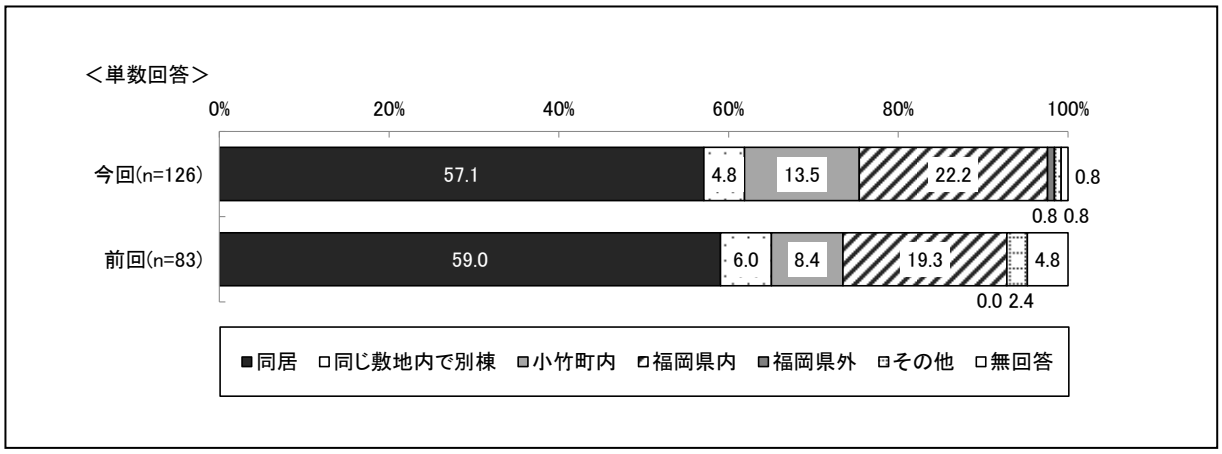

■就労状況

就労状況では、「無職（主婦・主夫を含む）」38.9%が最も多く、次いで「正社員として勤務」23.0%、「パート・アルバイト・契約社員として勤務」20.6%となっています。

前回調査結果と比較すると、「無職（主婦・主夫を含む）」の割合が低くなり、「正社員として勤務」「パート・アルバイト・契約社員として勤務」の割合は高くなっています。

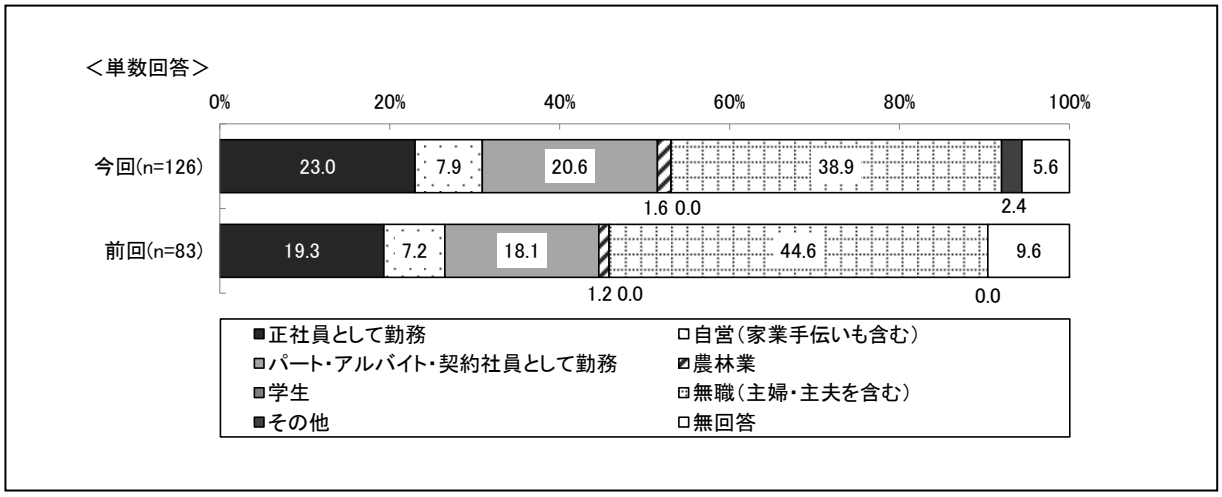

■経済状況

経済状況では、「家計にあまりゆとりがない」56.3%が最も多く、次いで「家計にゆとりがある」18.3%、「わからない」11.9%となっています。

前回調査結果と比較すると、「家計にゆとりがある」の割合が低くなり、「家計にあまりゆとりがない」の割合が高くなっています。

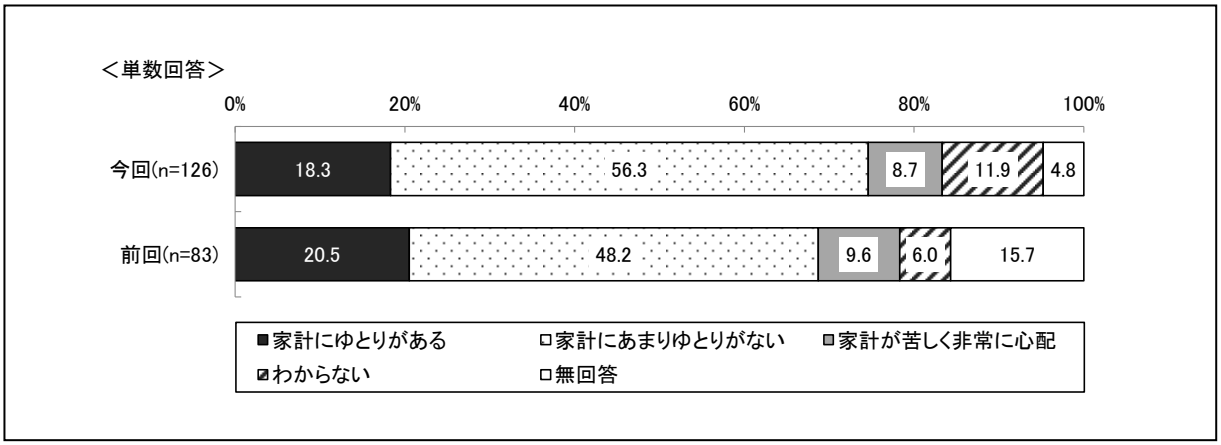

■介護歴

介護歴では、「１年以上３年未満」25.4%が最も多く、次いで「５年以上１０年未満」22.2%、「10 年以上」15.9%となっています。

前回調査結果と比較すると、「1 年以上 3 年未満」の割合が高くなっています。

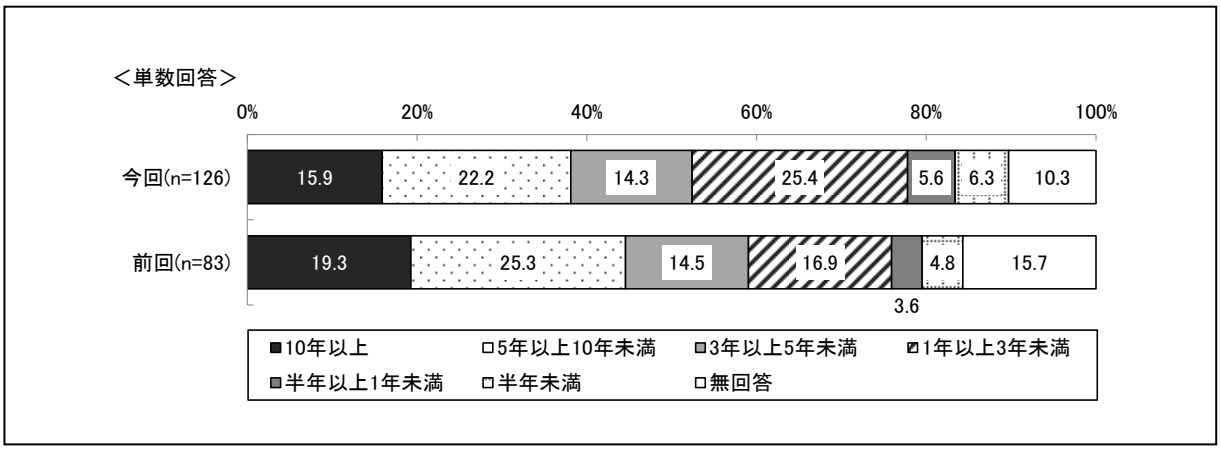

■健康状態

健康状態では、「ふつう」42.1%が最も多く、次いで「あまり良くない」23.0%、「良い」18.3%となっています。

前回調査結果と比較すると、「ふつう」の割合が低くなり、「あまり良くない」の割合が高くなっています。

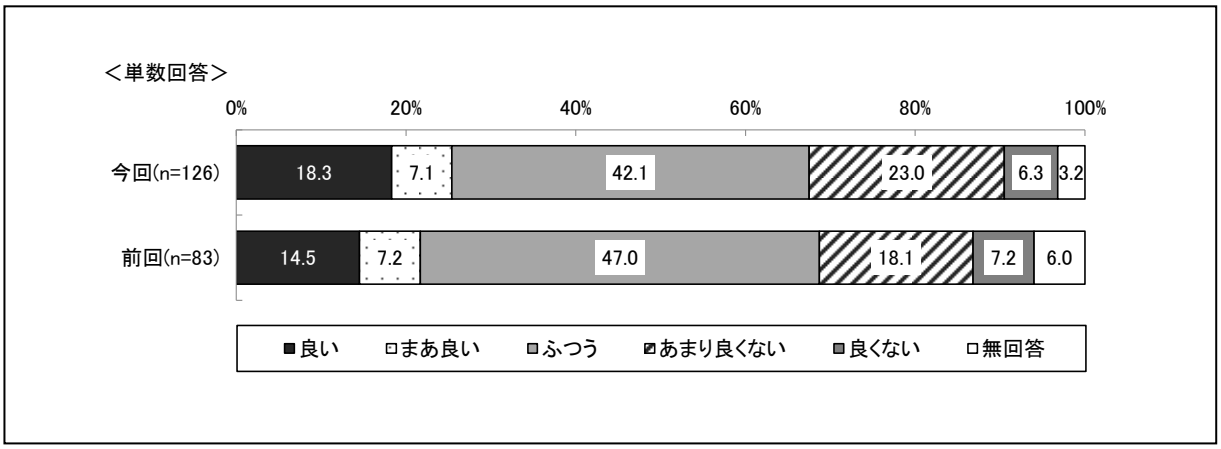

■１日の介護に要する時間

１日の介護に要する時間では、「必要な時に手をかす程度」65.9%が最も多く、次いで「ほとんど終日」16.7%、「2～3 時間程度」5.6%となっています。

前回調査結果と比較すると、「半日程度」「2～3 時間程度」の割合が低くなり、「必要な時に手をかす程度」の割合が高くなっています。

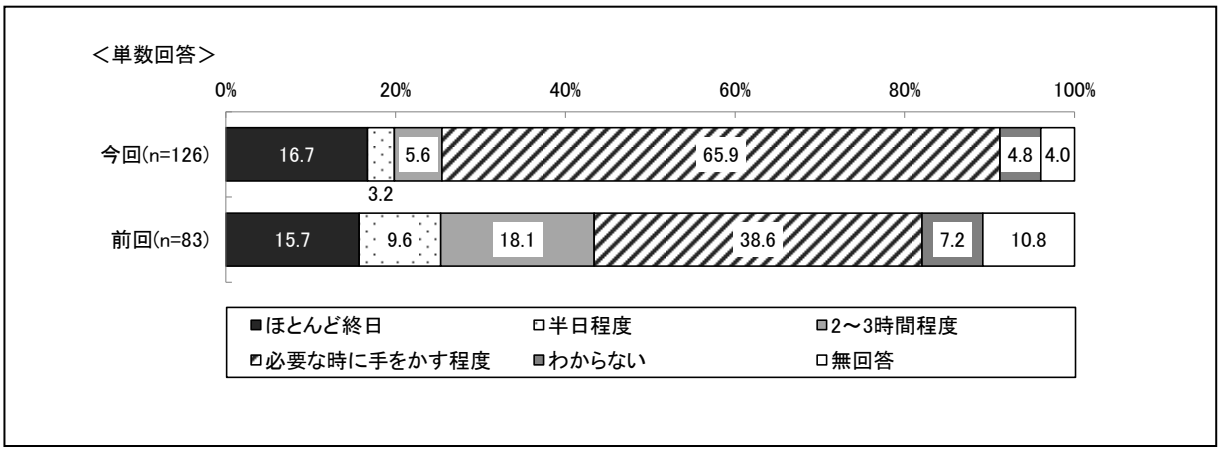

■主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護等では、「外出の付き添い、送迎等」64.3%が最も多く、次いで「金銭管理や生活面に必要な諸手続」57.9%、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」56.3%となっています。

前回調査結果と比較すると、「外出の付き添い、送迎等」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の割合が高くなり、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」「食事の準備（調理等）」の割合は低くなっています。

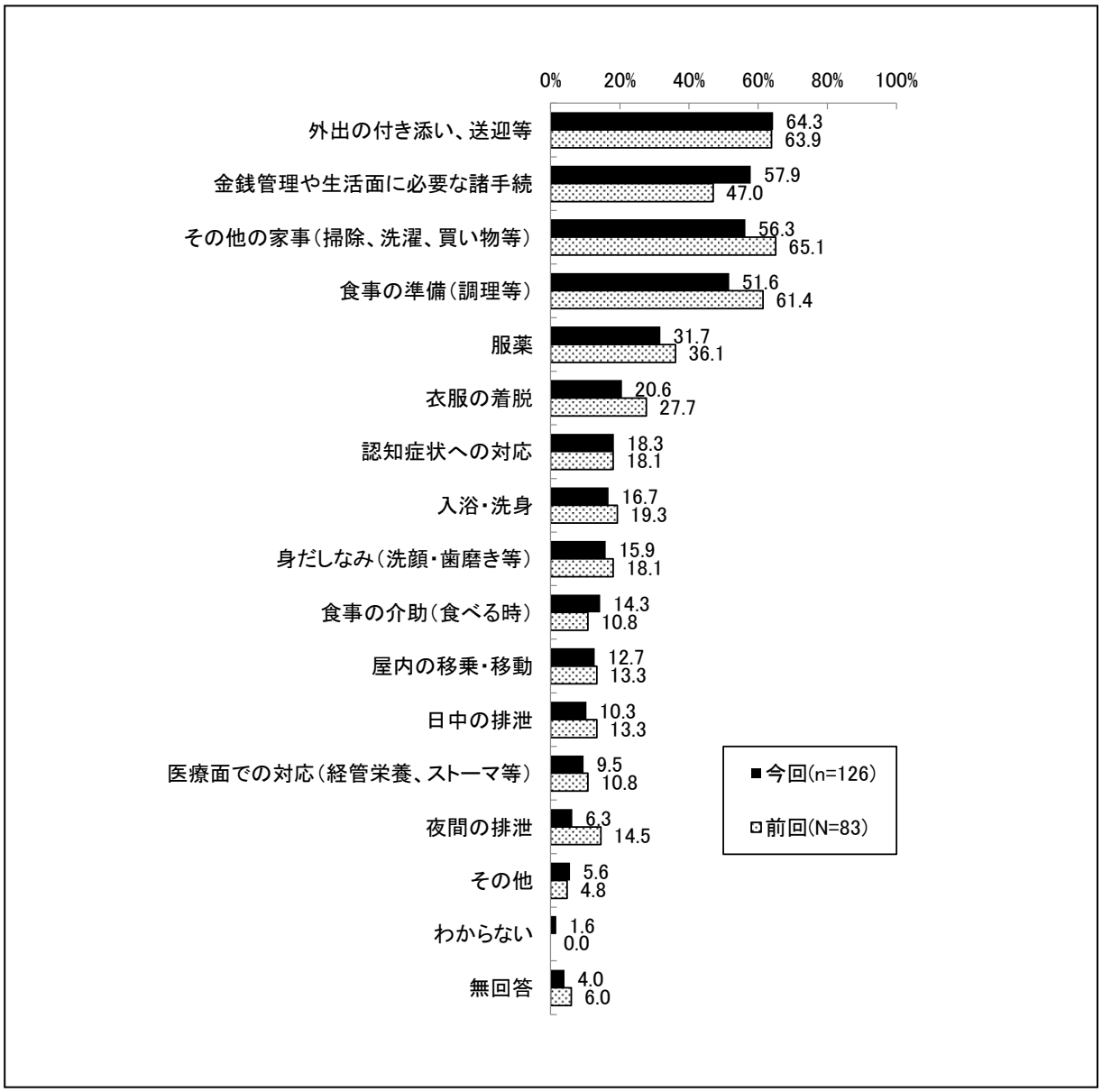

■介護者が困ったときに協力を頼んだり、相談をする相手

主な介護者が、日常生活や健康のことで困った時に協力を依頼したり相談する人では、「ケアマネジャー」38.1％が最も多く、次いで「配偶者（夫・妻）」33.3％、「兄弟・姉妹」27.0％となっています。

前回調査結果と比較すると、「配偶者（夫・妻）」の割合が低くなり、「医師・歯科医師・薬剤師」「地域包括支援センター」の割合が高くなっています。

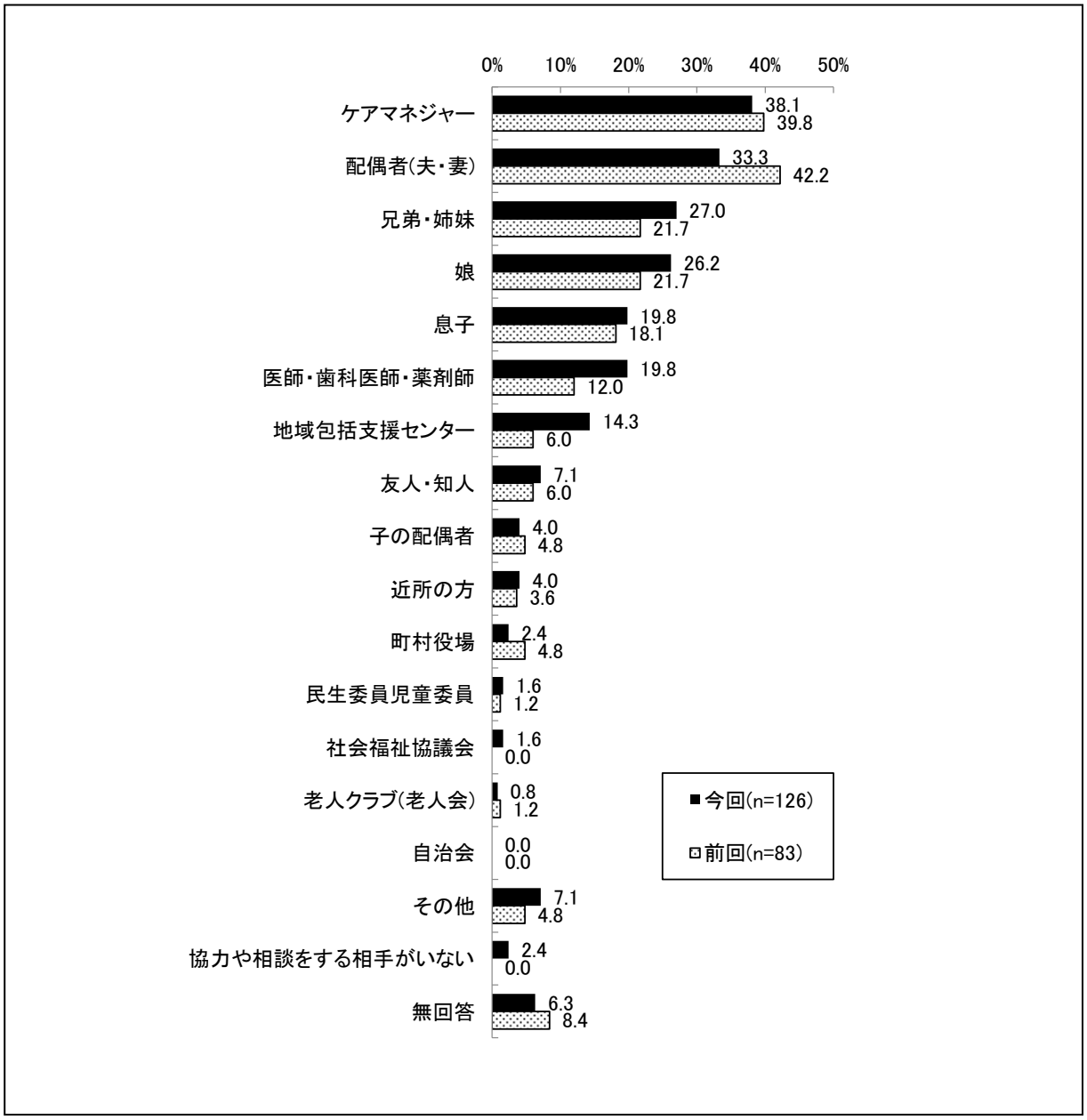

■家族・親族間での、介護を理由とした退職者の有無

介護を主な理由として、過去１年間に仕事を辞めた家族・親族はいるかでは、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」46.8%が最も多く、次いで「わからない」8.7%、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」「主な介護者が転職した」ともに 3.2%となっています。

前回調査結果と比較すると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」の割合は低くなっています。

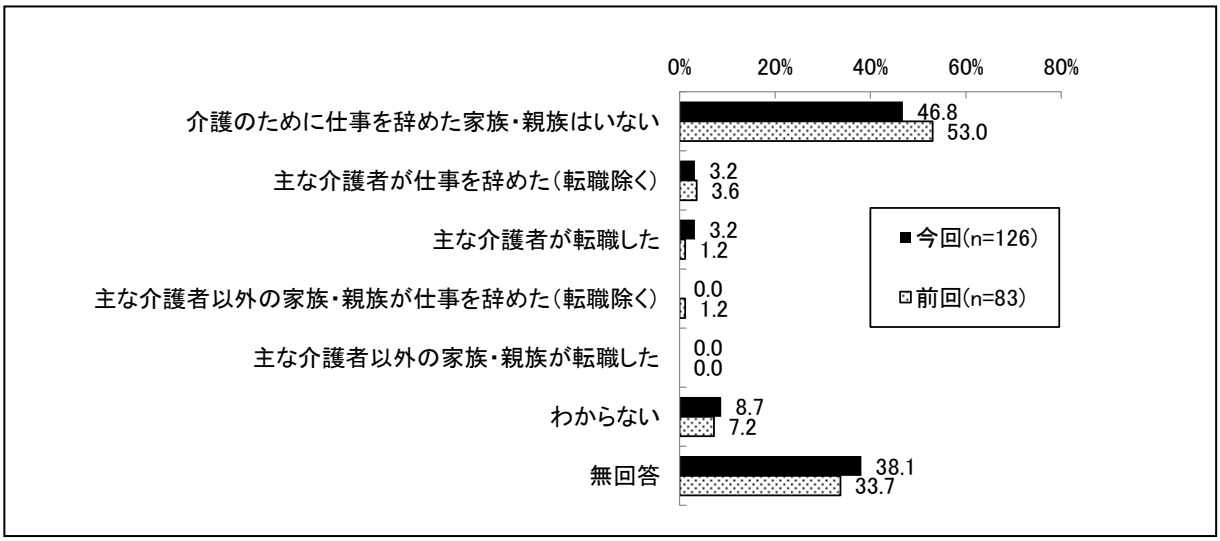

■（現在就労している方に）主な介護者は、今後も働きながら介護を続けていけるか

主な介護者は、今後も働きながら介護を続けていけそうかでは、「問題はあるが、何とか続けていける」50.0%が最も多く、次いで「問題なく、続けていける」27.1%、「続けていくのは、やや難しい」11.4%となっています。

前回調査結果と比較すると、「問題なく、続けていける」「問題はあるが、何とか続けていける」の割合は高くなっています。

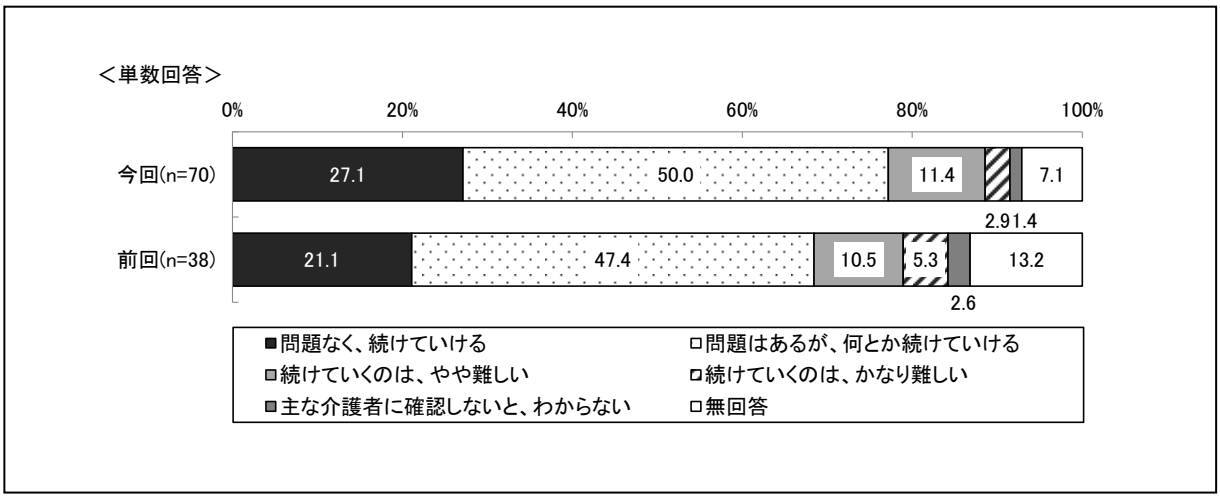

■施設等への入所の検討状況

現時点での施設等への入所・入居の検討状況では、「入所・入居は検討していない」69.0%が最も多く、次いで「入所・入居を検討している」16.7%、「すでに入所・入居申し込みをしている」5.6%となっています。

前回調査結果と比較すると、「入所・入居は検討していない」の割合が高くなっています。

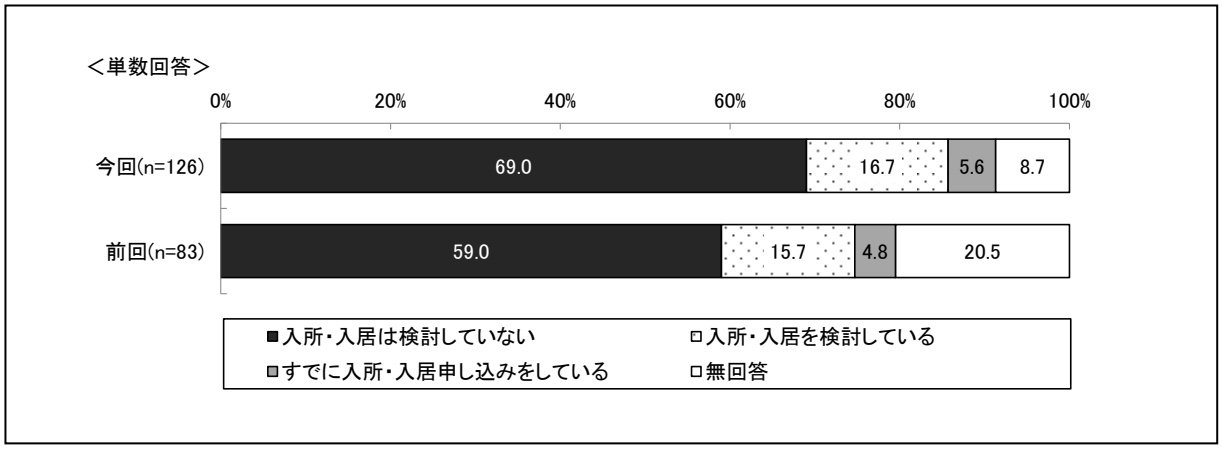

■現在の悩みや心配事

現在の悩みや心配事では、「要介護者の病気が悪化すること」45.2%が最も多く、次いで「要介護者の物忘れが進んだときの対応」38.9%、「介護をいつまで続けなければならないのかと先行きに不安を感じたとき」27.8%となっています。

前回調査結果と比較すると、「要介護者の病気が悪化すること」「要介護者の物忘れが進んだときの対応」「家族が高齢等で介護できなくなること」「要介護者の介護を必要とする状態」等の割合が低くなり、「介護をいつまで続けなければならないのかと先行きに不安を感じたとき」「介護者自身の時間がとれないことによる、心理的ストレス」「住まいの段差やバリアフリーの状況」の割合が高くなっています。

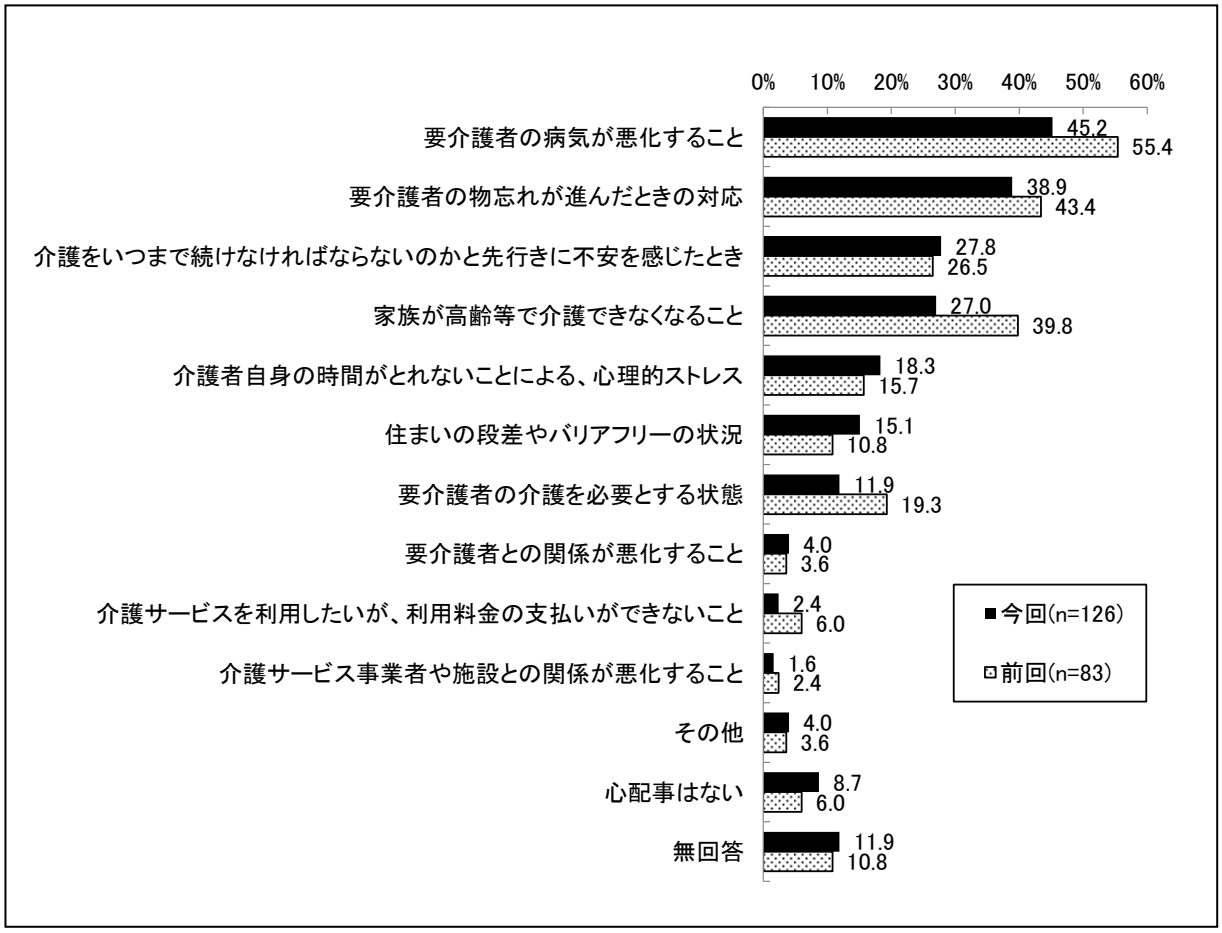

■介護を受けている方の１年前と比較した身体状況や認知症の進行状況の変化

介護を受けている方の身体状況や認知症の進行状態は、１年前と比べてどうかでは、「身体の衰えや病気（認知症や持病等）の進行により、悪化している」49.2%が最も多く、次いで「特に大きな変化はみられず、安定している」31.7%、「わからない」7.9%となっています。

前回調査結果と比較すると、「特に大きな変化はみられず、安定している」の割合が高くなっています。

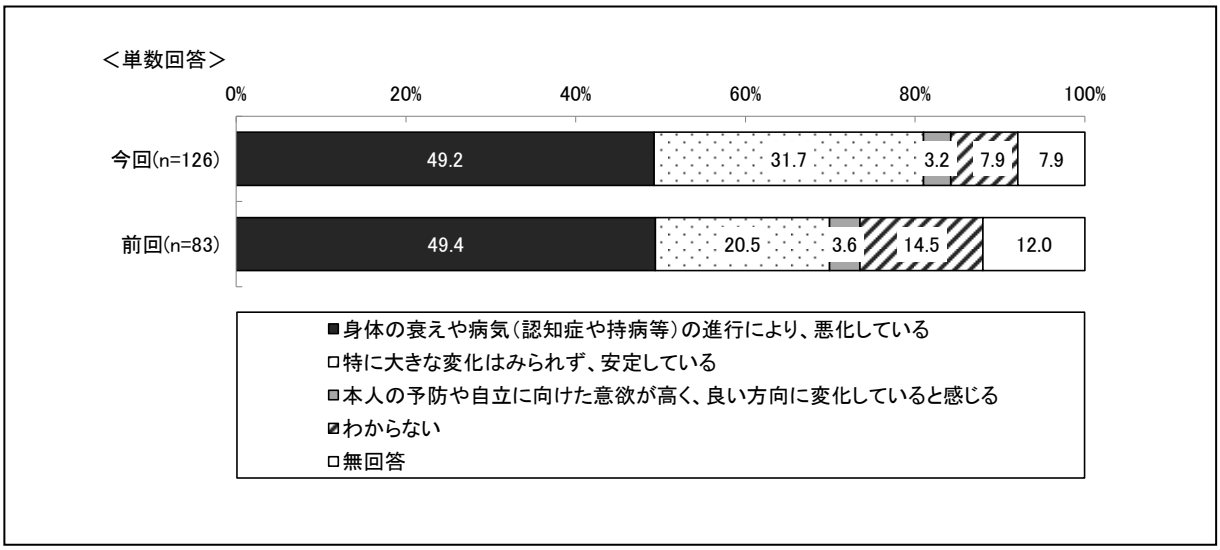

■今後どのように介護していきたいか

今後どのように介護していきたいかでは、「自宅での介護を継続するため、介護保険サービスを利用したい」48.4%が最も多く、次いで「今はまだわからない」27.0%、「自宅での介護が困難になりつつあるので、費用負担が少ない施設へ預けたい」10.3%となっています。

前回調査結果と比較すると、「自宅での介護を継続するため、介護保険サービスを利用したい」の割合が高くなり、「自宅での介護が困難になりつつあるので、訪問しやすい近くの施設へ預けたい」「家族だけによる介護を継続したい（他の人の協力は必要ない）」の割合が低くなっています。

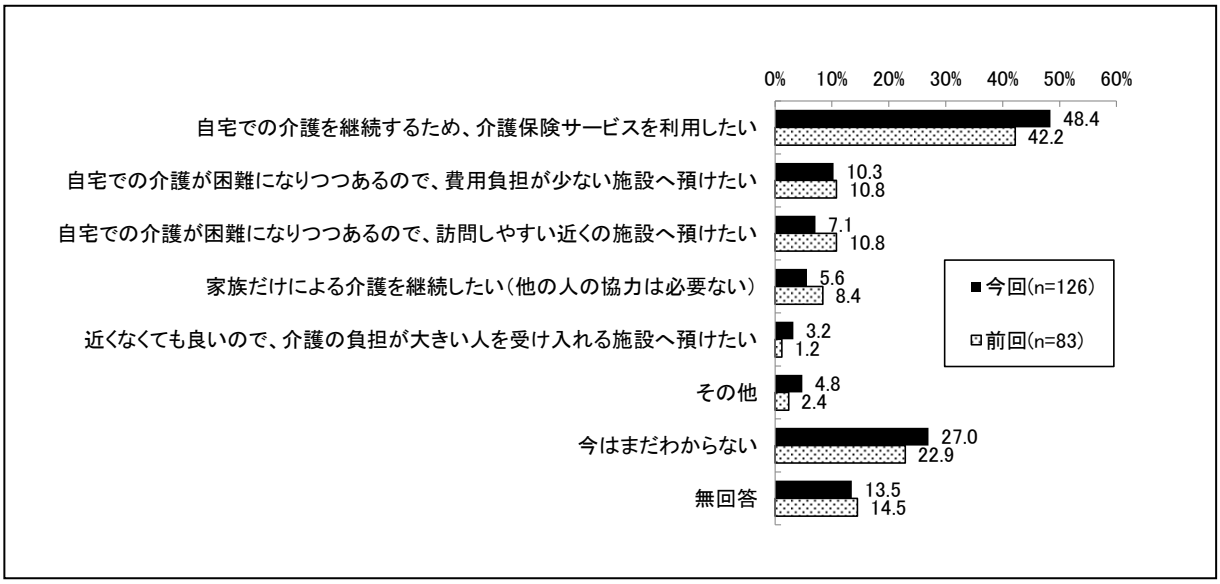

■現在の介護生活の継続にあたって、主な介護者が不安に感じる介護等

現在の生活を継続していくにあたり、主な介護者が不安に感じる介護等では、「外出の付き添い、送迎等」24.6%が最も多く、次いで「食事の準備（調理等）」22.2%、「認知症状への対応」21.4%となっています。

前回調査結果と比較すると、「外出の付き添い、送迎等」「夜間の排泄」「入浴・洗身」等の割合が低くなり、「食事の準備（調理等）」「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」「日中の排泄」の割合が高くなっています。

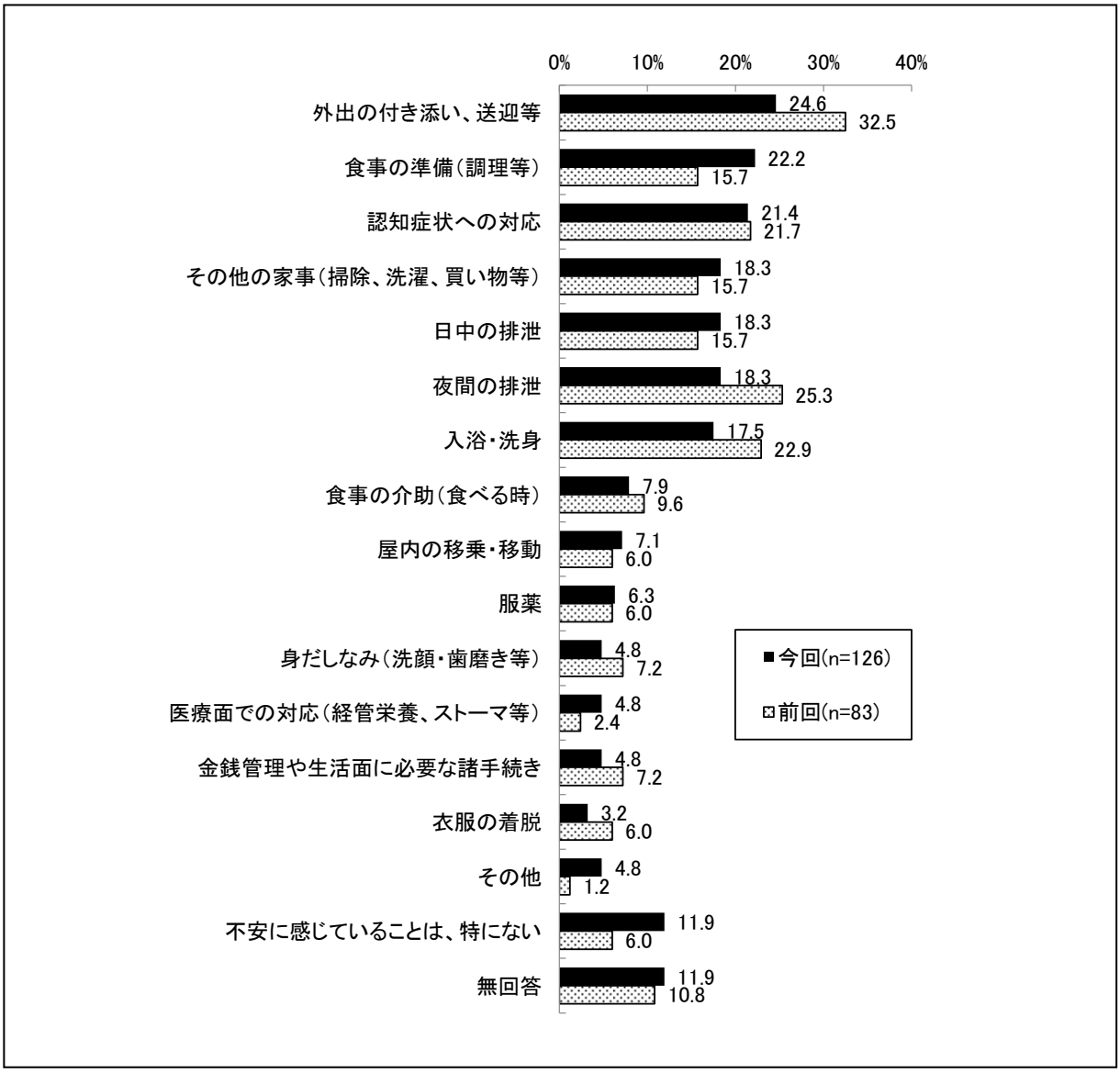

■今後も在宅での介護を続けていくために、必要な支援やサービス

在宅介護を続けるために、どのような支援やサービスが必要と思うかでは、「緊急入院等、要介護者の急変時の支援」42.1％が最も多く、次いで「診療訪問、訪問看護や要介護者の体調不良時の往診等、医療面での支援」41.3％、「医師・看護師・保健師等の定期的な家庭訪問」22.2％となっています。

前回調査結果と比較すると、「緊急入院等、要介護者の急変時の支援」「診療訪問、訪問看護や要介護者の体調不良時の往診等、医療面での支援」等の割合が高く、ほぼすべての項目において、今回結果の数値が前回結果の数値を上回っています。

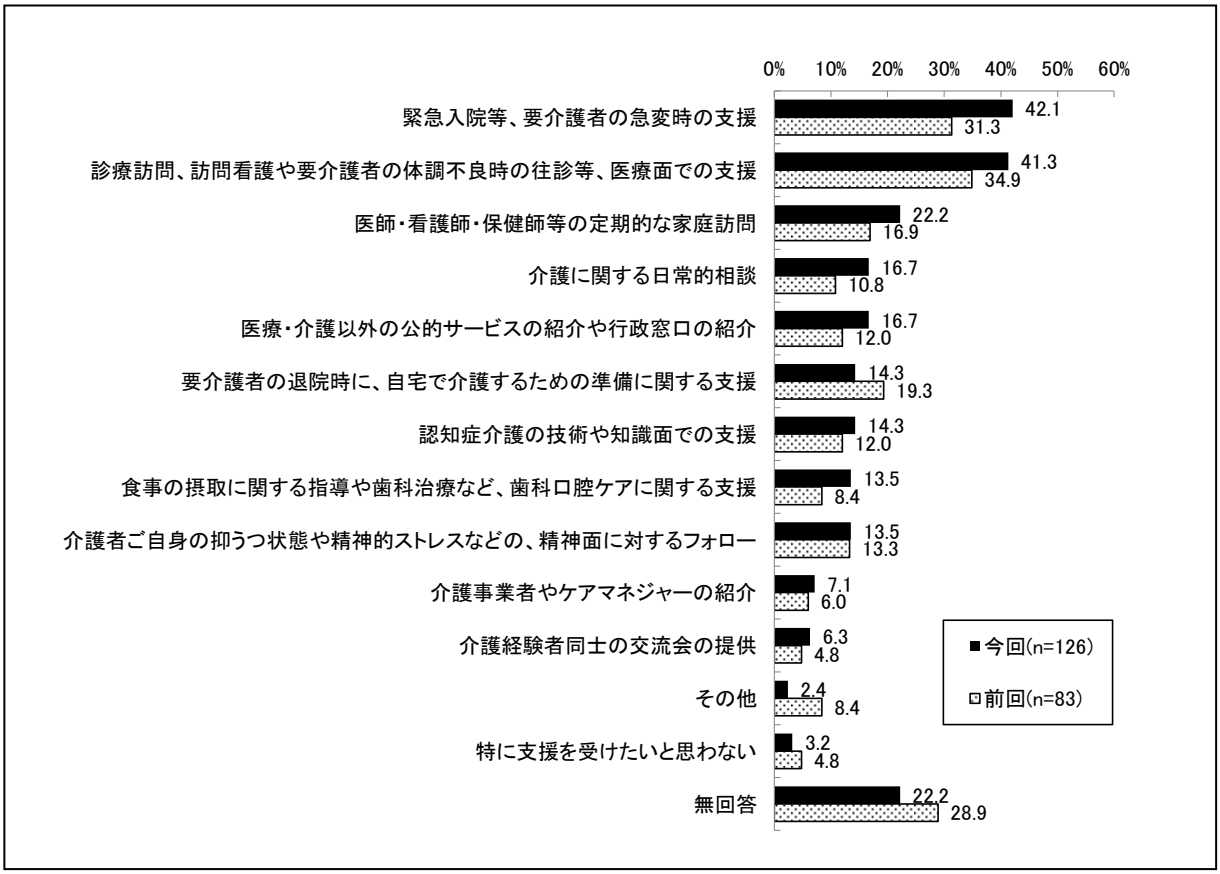

（２）高齢者生活アンケート

①調査の目的

令和５年７月に小竹町在住の満 65 歳以上の介護認定を受けていない方を対象に、健康状態や生活の状況等を把握することを目的として、福岡県介護保険広域連合により高齢者生活アンケートが実施されました。

②調査の実施概要

１）調査方法

・郵送配布、郵送回収

２）配布数及び回収状況等

	配布数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者	243 件	112 件	46.1%

③調査結果

調査結果のうち代表的な設問項目について結果を示します。

１）回答者の基本属性

■性別

回答者は、女性 58.9%、男性 41.1%となっています。

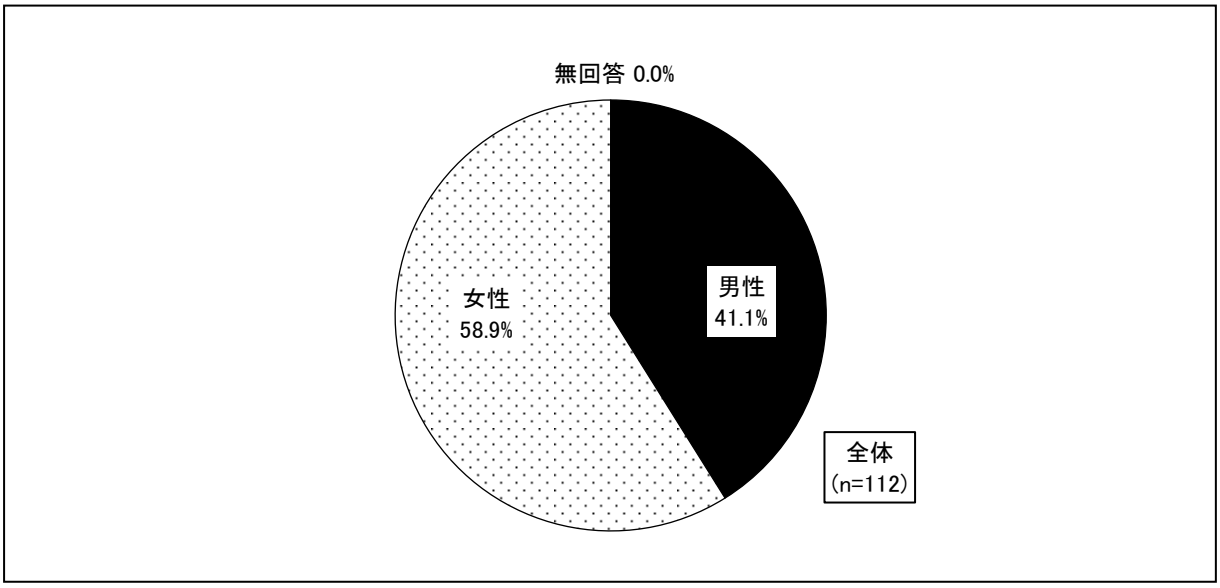

■年齢

年齢は、「70 歳～74 歳」（32.1％）が最も多く、次いで「65 歳～69 歳」（22.3％）となっており、前期高齢者が全体の５割（54.4％）を占めています。

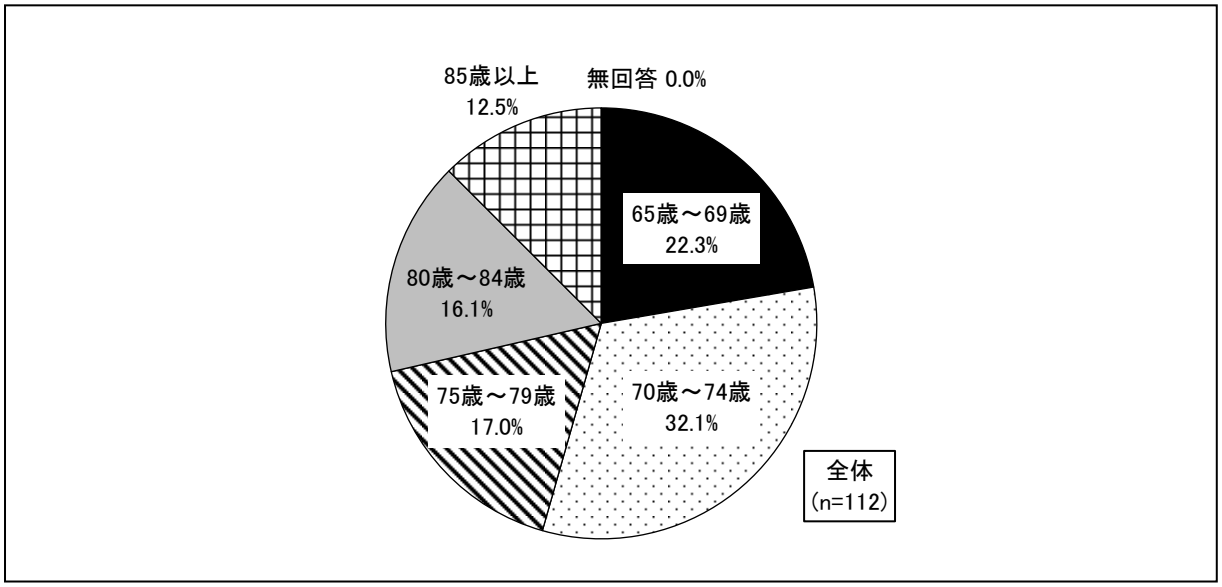

■世帯構成

世帯構成では、「夫婦２人暮らし（配偶者 65 歳以上）」（48.2％）が最も多く、次いで「１人暮らし」（24.1％）が続いています。

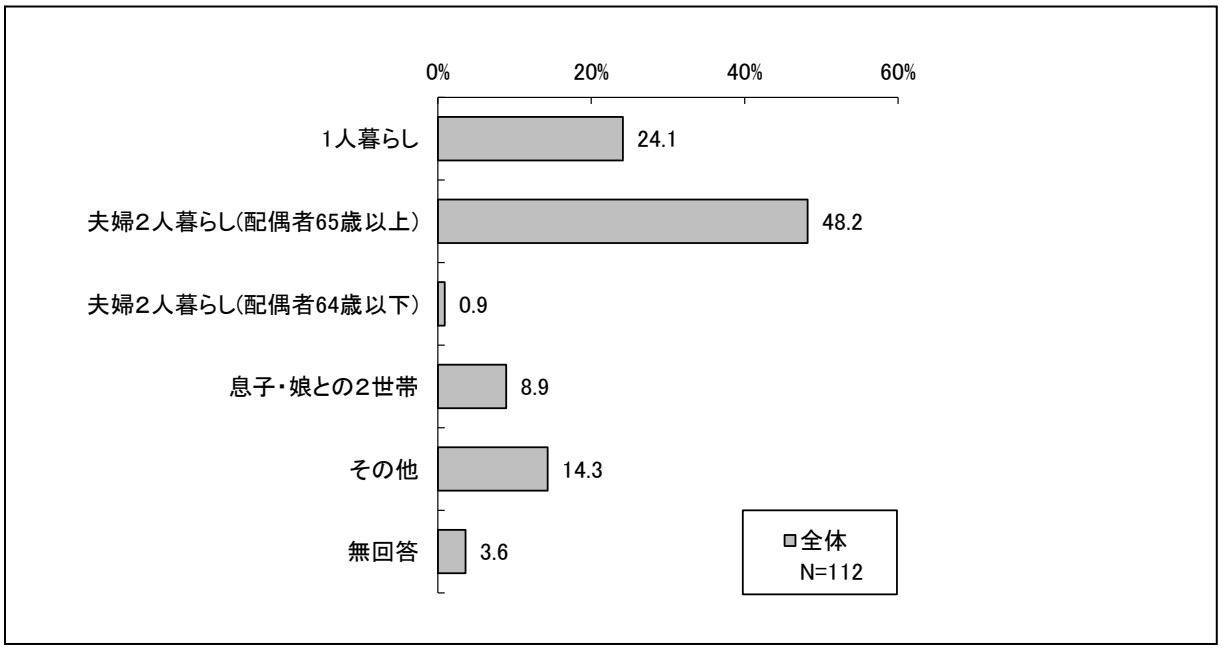

２）生活機能評価結果（非該当・リスクなしの割合）

■項目別評価結果

	調査数（人）	運動器	転倒	閉じこもり傾向	低栄養	口腔機能	認知機能	うつ傾向
全　体	112	87.5%	66.1%	77.7%	95.5%	80.4%	61.6%	52.7%
（参考）広域連合全体［令和5年度結果］	8,683	84.3%	67.5%	81.2%	96.0%	75.5%	59.2%	52.2%

■転倒に対する不安

調査数（人）	とても不安である	やや不安である	あまり不安でない	不安でない	無回答	『不安でない』	（参考）広域連合全体の『不安でない』の割合［令和5年度結果］
112	12.5%	42.0%	19.6%	25.0%	0.9%	44.6%	47.8%

※『不安でない』= あまり不安でない + 不安でない の割合。

■外出の回数

調査数（人）	とても減っている	減っている	あまり減っていない	減っていない	無回答	『減っていない』	（参考）広域連合全体の『減っていない』の割合［令和5年度結果］
112	7.1%	17.0%	41.1%	33.9%	0.9%	75.0%	75.1%

※『減っていない』= あまり減っていない + 減っていない の割合。

生活機能の各評価項目の非該当者（リスクなし）の割合は、『うつ傾向』『認知機能』で５割強～６割強となっており、該当者（リスクあり）が４割半ば～３割半ばと比較的多くいることがわかります。

広域連合全体と比較しても大きな違いはみられません。

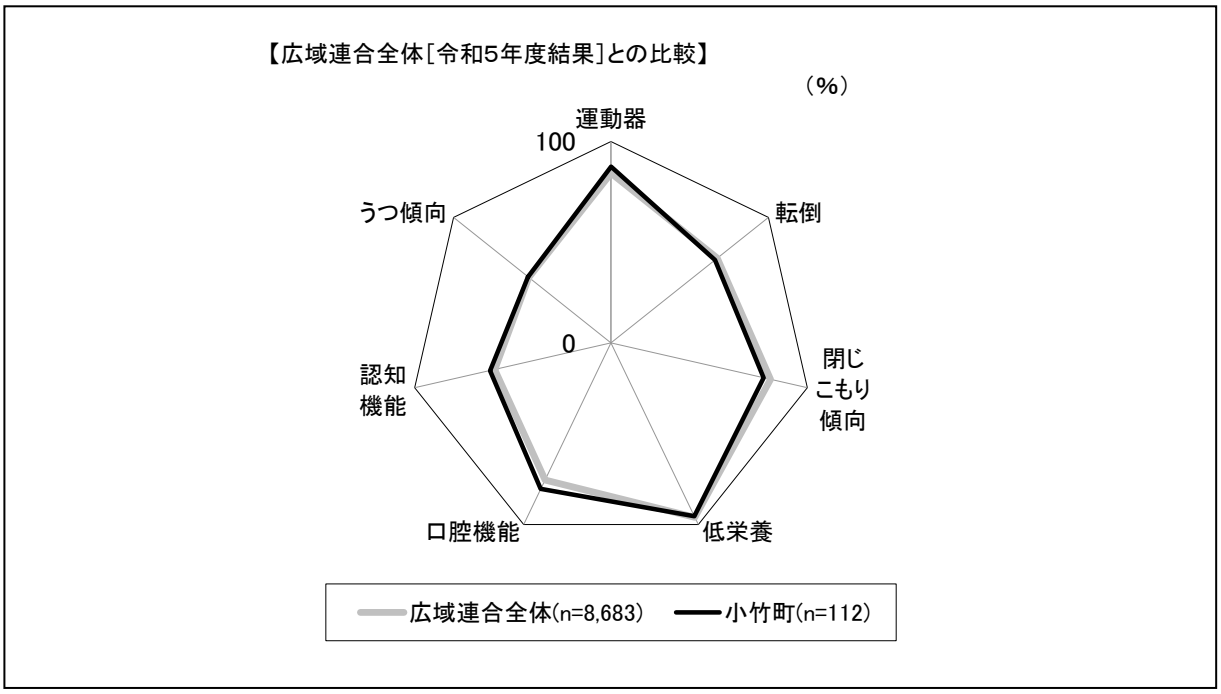

３）手段的自立度〔ＩＡＤＬ〕（自立者の割合）

買い物や金銭管理等の手段的自立度（ＩＡＤＬ）について、自立者（５点）の割合は 85.7%で、広域連合全体と同程度となっています。

	調査数（人）	高い（5点）	やや低い（4点）	低い（3点以下）	無回答
全　体	112	85.7%	2.7%	6.3%	5.4%
（参考）広域連合全体［令和5年度結果］	8,683	84.0%	7.5%	4.7%	3.8%

【広域連合全体［令和5年度結果］との比較】

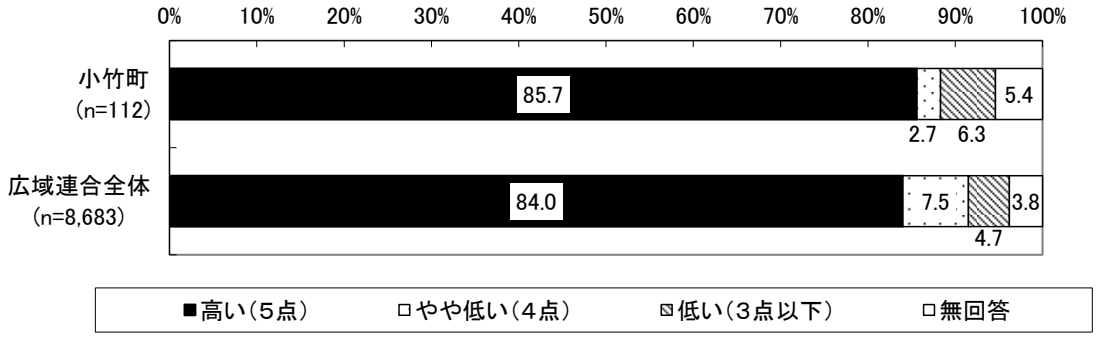

４）健康・疾病の状況（既往症該当者の割合）

既往率は「高血圧」（33.9%）が最も多く、次いで「目の病気」（26.8%）、「筋骨格の病気」（19.6%）、「糖尿病」「高脂血症」（ともに 16.1%）となっています。

また、本町は広域連合全体と比較すると「目の病気」「筋骨格の病気」の割合が高く、「高血圧」の割合は低くなっています。

【広域連合全体[令和5年度結果]との比較】

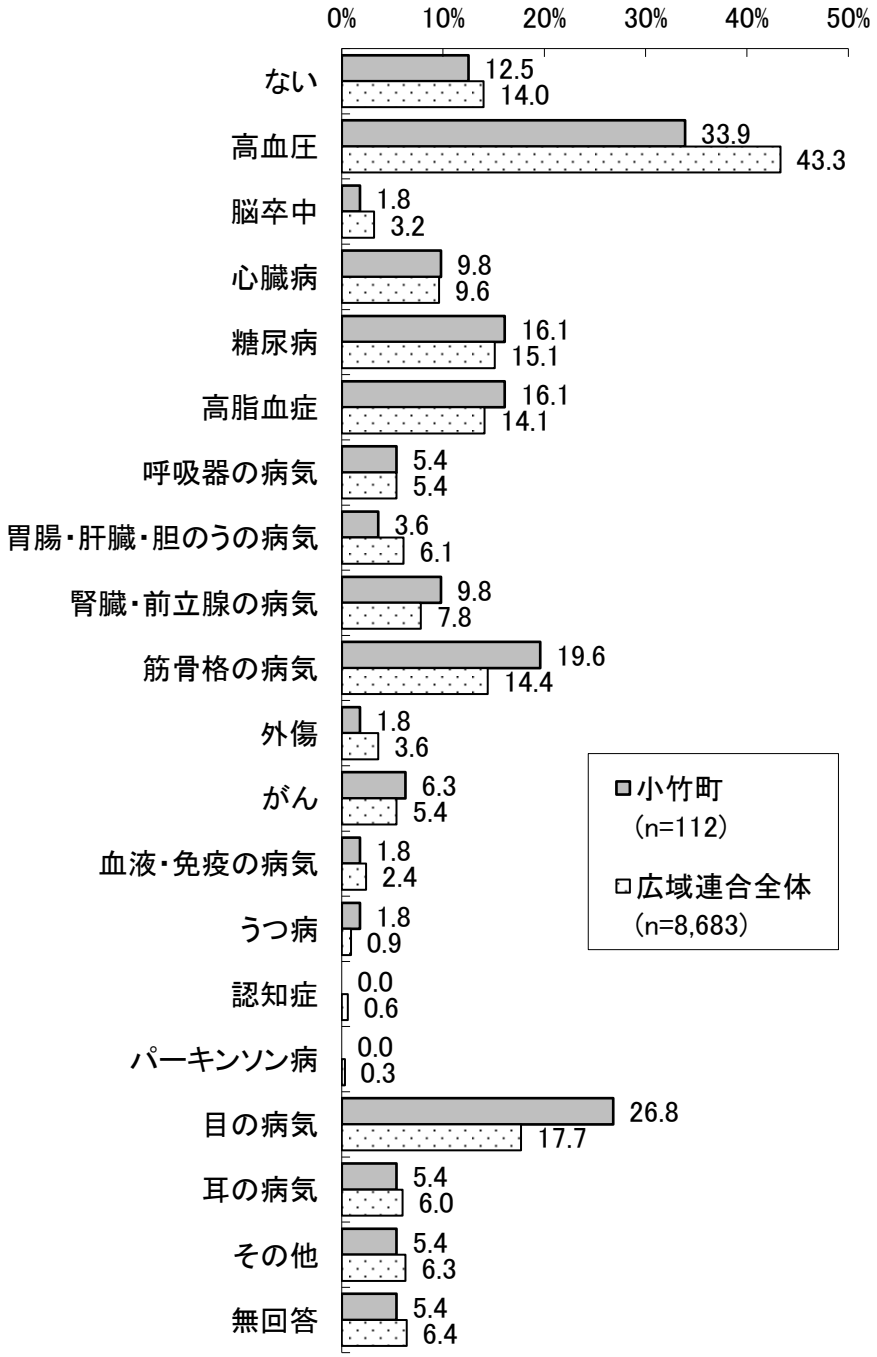

５）地域活動や趣味活動の参加状況

地域活動や趣味活動の参加状況について、月１回以上参加している人の割合をみると、「⑧収入のある仕事」が 22.3%で最も多く、次いで「③趣味関係のグループ」（19.6%）、「②スポーツ関係のグループやクラブ」（15.2%）となっています。

広域連合全体と比較しても大きな違いはみられません。

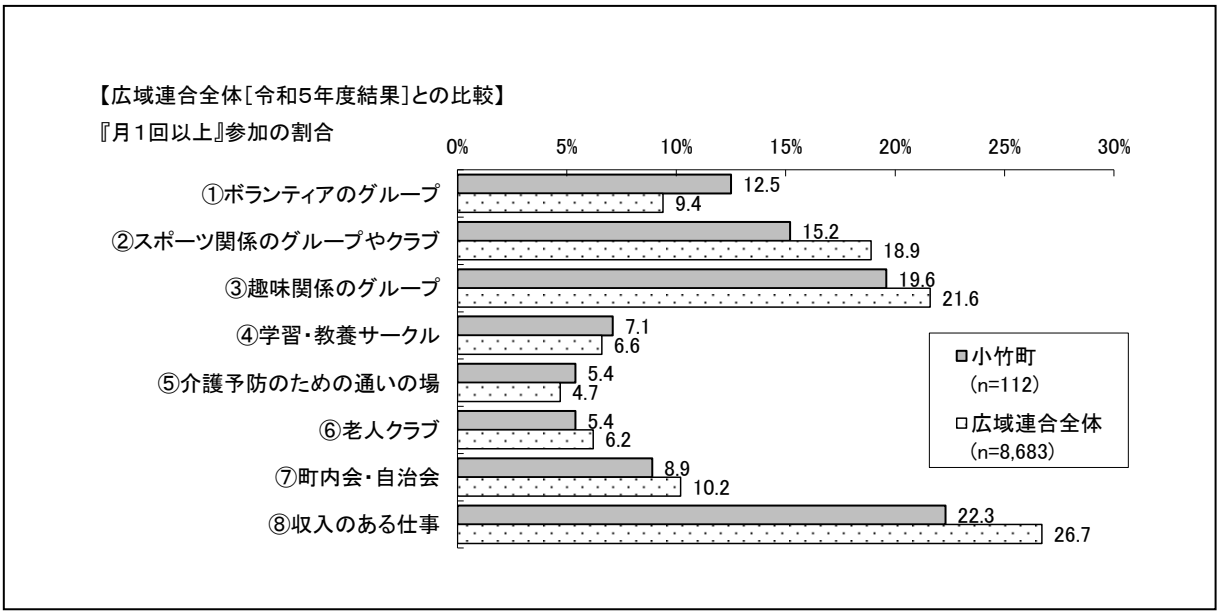

６）地域づくりへの参加意向

健康づくり活動や趣味等のグループ活動について、『参加者として』の参加意向は「参加してもよい」が 46.4%で最も多く、これに「是非参加したい」（5.4%）、「既に参加している」（9.8%）をあわせた『参加意向あり』は６割強（61.6%）を占めています。

『お世話役として』の参加意向は「参加したくない」が 50.9%で最も多く、「是非参加したい」（4.5%）、「参加してもよい」（36.6%）、「既に参加している」（5.4%）をあわせた『参加意向あり』は 46.4%となっています。

広域連合全体と比較すると『参加者として』『お世話役として』はともに、参加意向ありの割合が広域連合全体よりも高くなっています。

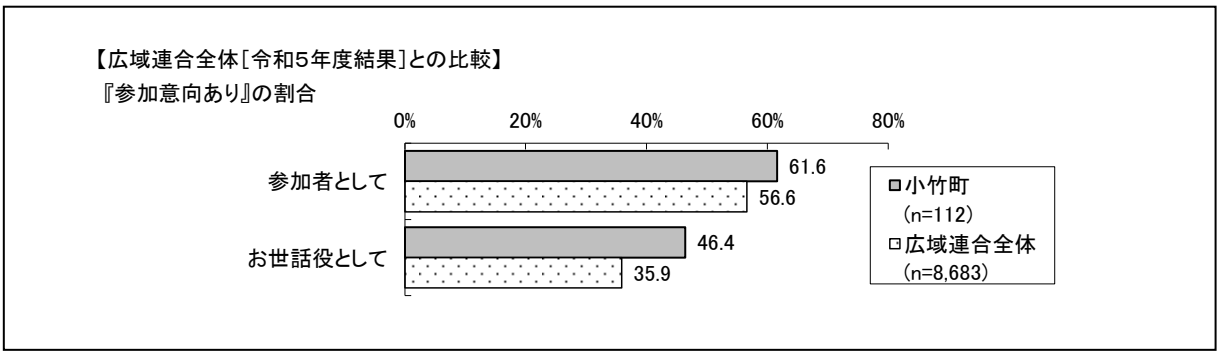

７）たすけあいの状況

たすけあいの状況について、心配事や愚痴を『あなたの話を聞いてくれる人（あなたが相談をする相手）』『あなたが話を聞いてあげる人（あなたに相談をする相手）』はともに「配偶者」が半数を超えて多くなっています。また、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」や「友人」もこれに次いで４割台と多くなっています。

病気になったときの看病や世話については、『看病や世話をしてくれる人』『看病や世話をしてあげる人』ともに「配偶者」が６割前後を占めて最も多くなっています。また、「同居の子ども」「別居の子ども」「兄弟姉妹・親戚・親・孫」は１割半ば～３割半ばを占めており、「近隣」や「友人」などの家族・親族以外の人は１割未満に留まっています。

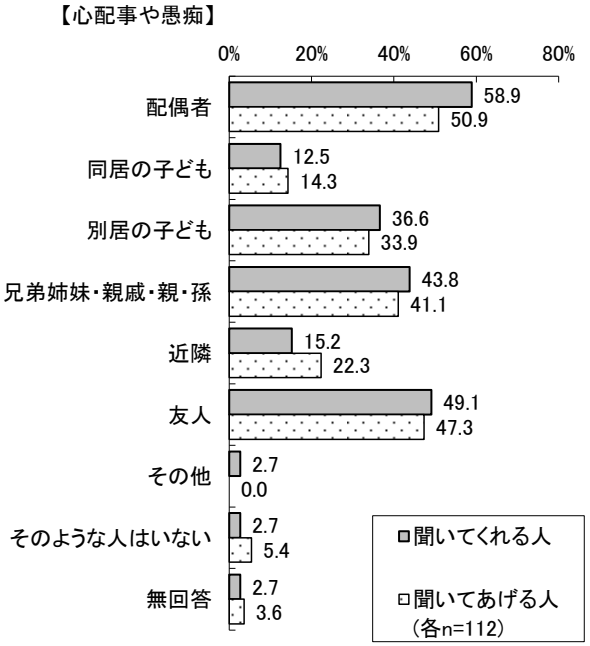

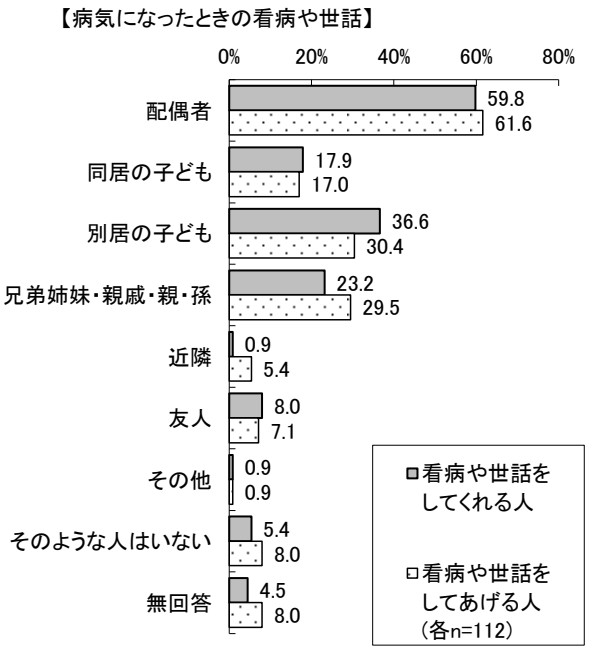

８）ボランティア活動としてできること

生活支援ボランティアの参加意向は、「話し相手」（34.8%）が最も多く、次いで「特にできることはない／したくない」（33.0%）、「見守り・安否確認」（27.7%）となっています。

「生活支援ボランティアとは」

高齢化が進む中、ひとり暮らしの人や夫婦のみの高齢者世帯も増えており、生活する上で、ちょっとした手助けを必要とする人も多くなっています。このような“ちょっとした手助け”を行うのが「生活支援ボランティア」です。元気な高齢者の皆さんにも、ご自分の特技や経験などを活かして、生活支援ボランティアとして活躍していただくことが期待されています。

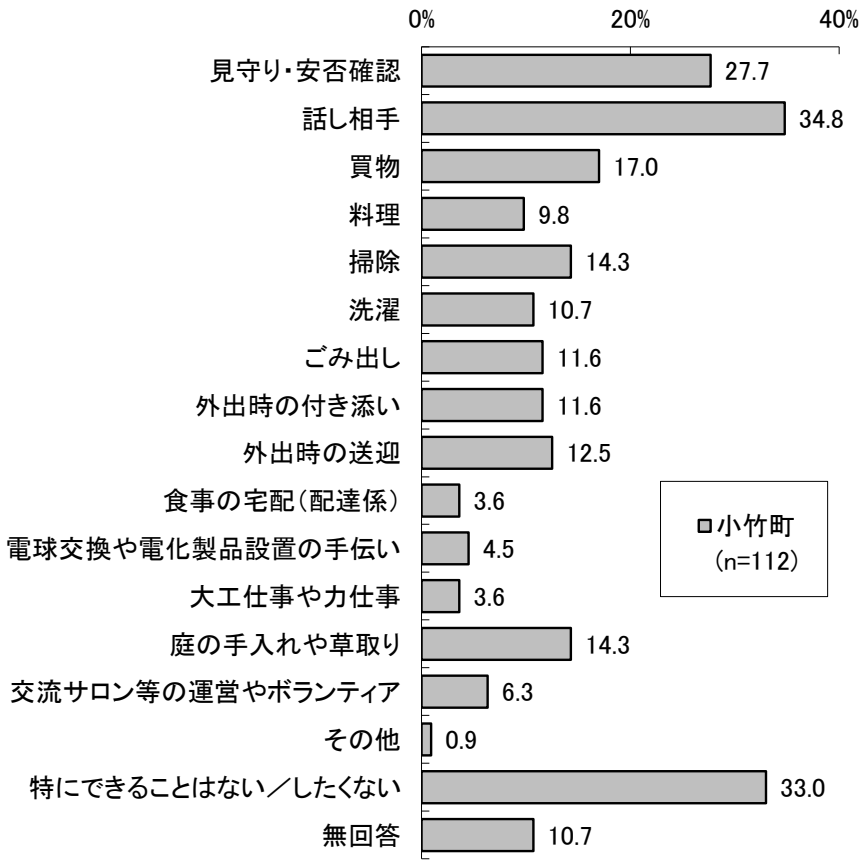

（３）関係団体ヒアリング

本町の高齢者福祉に関係する団体に、現在の活動内容や現状等についてヒアリングを行い、意見や課題を集めました。

〇小竹町民生委員児童委員協議会
〇公益社団法人　宮若・小竹シルバー人材センター
〇小竹町老人クラブ連合会
〇小竹町居宅介護支援事業者連絡会
〇小竹町在宅介護支援センター
〇小竹町社会福祉協議会

４．課題整理

（１）高齢化の進行について

わが国の総人口は長期の減少過程に入っていますが、その一方で 65 歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和 19 年には 33.3%となり、国民の３人に１人が 65 歳以上になると見込まれています。

本町の高齢化率は、令和５年 10 月１日現在で 42.7%と、国や県の平均を大きく上回っています。そのような中、高齢者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等になることの予防、要介護状態の軽減・悪化防止といった制度の理念を維持しながら、財源と人材をより重点的・効率的に活用する小竹町の地域包括ケアシステムの構築・推進が喫緊の課題となっています。

（２）健康の保持・増進について

高齢者生活アンケートの結果からは、現在の持病として、「高血圧」、「目や耳の病気」、「筋骨格の病気」、「糖尿病」、「心臓病」の割合が高く、特に「高血圧」は前回に比べ高い割合となっています。

これらの疾病は要介護状態に移行する原因となるため、疾病予防、重度化防止のため、健康診査・健診の受診勧奨、未受診者や発症リスクの高い人への生活指導等が必要です。また、若い世代からの健康増進、生活習慣病予防に向けた取組も必要となります。

（３）地域包括ケアについて

①介護及び保健・福祉・医療との連携

元気な高齢者が多いと感じられる一方で、高齢化の進行、高齢者世帯の増加などがみられ、老老介護の不安が深刻化しています。介護については、高齢者の中には介護保険制度を知らない人も多く、利用できるサービスも少ないことが指摘されています。

今後は関係機関が連携し、必要な情報を共有することで高齢者のニーズを把握し、必要な支援、サービスにつなげていくことが求められます。

②介護予防

高齢者生活アンケートの結果からは、「認知機能」「うつ」「転倒」等のリスクが比較的高くなっています。これらの機能の低下は、要介護状態へ移行する大きな要因であるため、重症化のおそれのある人を把握して訪問指導等を行い、町の介護予防事業や、地域で行われている介護予防活動等へ参加を促していくことが必要です。

③認知症施策

令和５年、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されました。高齢化の進行とともに認知症の人も増加し、その対応が重要になっています。

町の保健福祉アンケートの結果からも、家族介護者が将来不安に感じる介護等として「認知症状への対応」が挙げられていることから、要介護状態へ移行するおそれや、在宅生活に不安のある認知症リスクの予防、軽減に向けた取組が必要です。また、認知症のある方も地域の中で生活していけるよう、認知症に対する理解を深め、地域で見守りを行う認知症サポーターの養成や、成年後見制度など認知症の方の意思決定や財産管理のための制度の理解と利用促進が求められます。

④住民同士の支え合い

人口や世帯数の基礎統計からは、本町の人口も減少傾向が続き、併せて高齢化の進行、高齢者世帯、高齢者単独世帯も増加していくことが予測されています。このことから、高齢者に対する見守りや日常生活の支援、介護保険制度によりサービス提供の必要性は、今後も高まっていくことが予想されます。そのため、今後は地域での結びつきを強め、住民自身が担い手となって共に支え合う地域共生社会の実現が必要となります。

高齢者生活アンケートの結果からは、介護予防・地域づくり活動などへの参加意向は６割を占めており、お世話役としての参加意向も４割超を占めています。このことから、健康づくりや介護予防教室に対し、参加者、担い手としての参加を進め、多くの住民が一緒に取り組む活動の場、機会の充実が求められます。

（４）社会参加と生きがいづくり

高齢者が積極的に社会活動や地域活動に参加し、また心身の状態に合わせ、希望に応じて働くことは、自分自身の人生を豊かにし、また健康づくりや介護予防につながります。

しかしながら、ヒアリング調査結果からは、そうした活動の担い手となる自治会や老人クラブ活動について、参加者の減少や活動の縮小傾向が指摘されています。行政に対しては、今後もこうした活動への支援と共に、住民への活動状況の周知、場や機会の提供などの支援が求められます。

（５）安全・安心について

近年、国内では甚大な被害を受ける自然災害が発生しており、防災や緊急時の避難に対する関心は高まっています。在宅要介護者に対するアンケート調査結果からも、近所の人に協力してもらえたら助かることとして、災害時の手助けは上位に挙げられており、前回調査と比較して割合が高くなっています。今後も、町と地域の協働による災害時等の要援護者の把握と見守り、避難支援に関する体制づくりを強化していく必要があります。

また本町の課題として、ヒアリング調査結果からも安全な外出、移動手段の確保が求められていることから、巡回バスの利便性向上により、外出、買い物支援に引き続き取り組んでいく必要があります。

第３章　介護保険事業の展開

第３章　介護保険事業の展開

１．国の動向

２１世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設されました。

介護保険制度は、その創設から 20 年が経過し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着してきましたが、一方で我が国の少子高齢化は年々進行しており、その中でも後期高齢者の割合が増加するなど、介護を必要とする人の増加も見込まれ、今後、高齢化の傾向はさらに進行することが予測されています。

こうした中、介護保険事業を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組が必要になります。そのうえで、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援を促進することで、地域共生社会の実現を目指していくこととされています。

２．福岡県介護保険広域連合における基本方針

福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画では、介護保険法に基づく「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）における地域包括ケアシステムの基本的理念等を踏まえつつ、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れる社会を目指して、構成市町村との連携のもと、介護保険事業の推進に取り組むとしています。

３．事業量推計

（１）小竹町の将来人口推計

本町の人口、高齢者人口は、近年一貫して減少傾向にあります。

福岡県介護保険広域連合の推計値では、人口は今後も減少し、高齢者人口もともに減少していくことが見込まれています。

一方、高齢者人口の推移を前期・後期別にみると、前期高齢者は一貫して減少にありますが、後期高齢者は増加が見込まれ、令和 10 年度にはいったん減少するものの、その後増加した後、再び減少するものと予測されています。

高齢化率をみると、今後も上昇を続け、令和 22 年度には 45.3%になることが見込まれています。

【人口の推移（推計）】

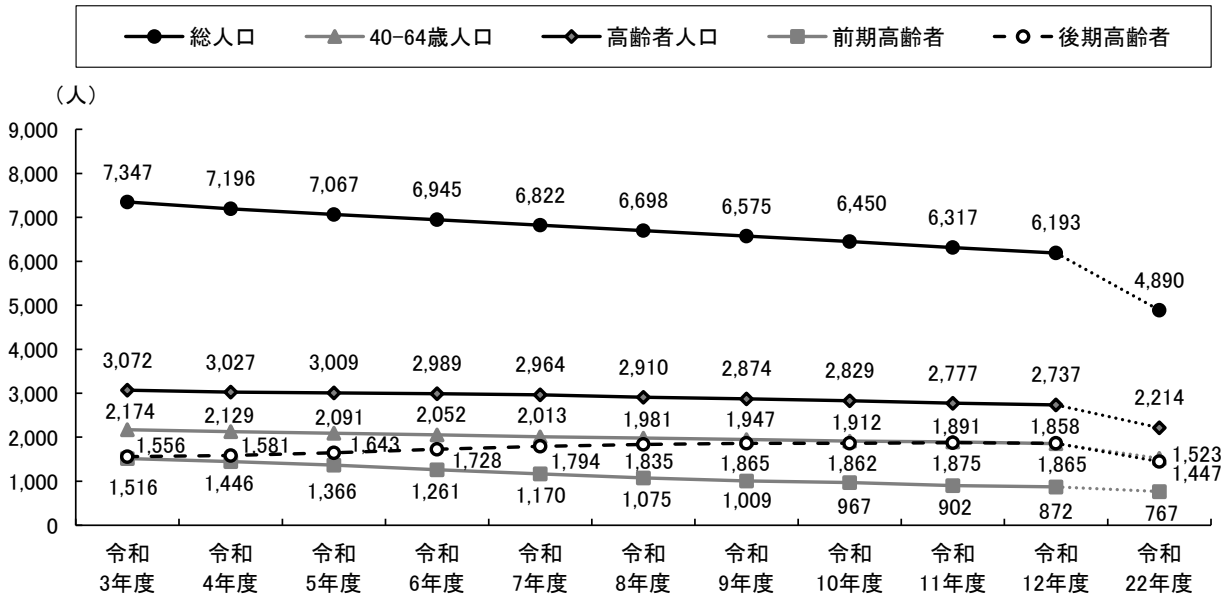

【小竹町の将来人口推計】

（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和22年度
総人口(A)	7,347	7,196	7,067	6,945	6,822	6,698	6,575	6,450	6,317	6,193	4,890
40-64歳人口(B)	2,174	2,129	2,091	2,052	2,013	1,981	1,947	1,912	1,891	1,858	1,523
比率B/A	29.6%	29.6%	29.6%	29.5%	29.5%	29.6%	29.6%	29.6%	29.9%	30.0%	31.1%
高齢者人口(C)	3,072	3,027	3,009	2,989	2,964	2,910	2,874	2,829	2,777	2,737	2,214
比率C/A	41.8%	42.1%	42.6%	43.0%	43.4%	43.4%	43.7%	43.9%	44.0%	44.2%	45.3%
前期高齢者人口(D)	1,516	1,446	1,366	1,261	1,170	1,075	1,009	967	902	872	767
比率D/A	20.6%	20.1%	19.3%	18.2%	17.2%	16.0%	15.3%	15.0%	14.3%	14.1%	15.7%
後期高齢者人口(E)	1,556	1,581	1,643	1,728	1,794	1,835	1,865	1,862	1,875	1,865	1,447
比率E/A	21.2%	22.0%	23.2%	24.9%	26.3%	27.4%	28.4%	28.9%	29.7%	30.1%	29.6%

資料：福岡県介護保険広域連合

【高齢化率の推移（推計）】

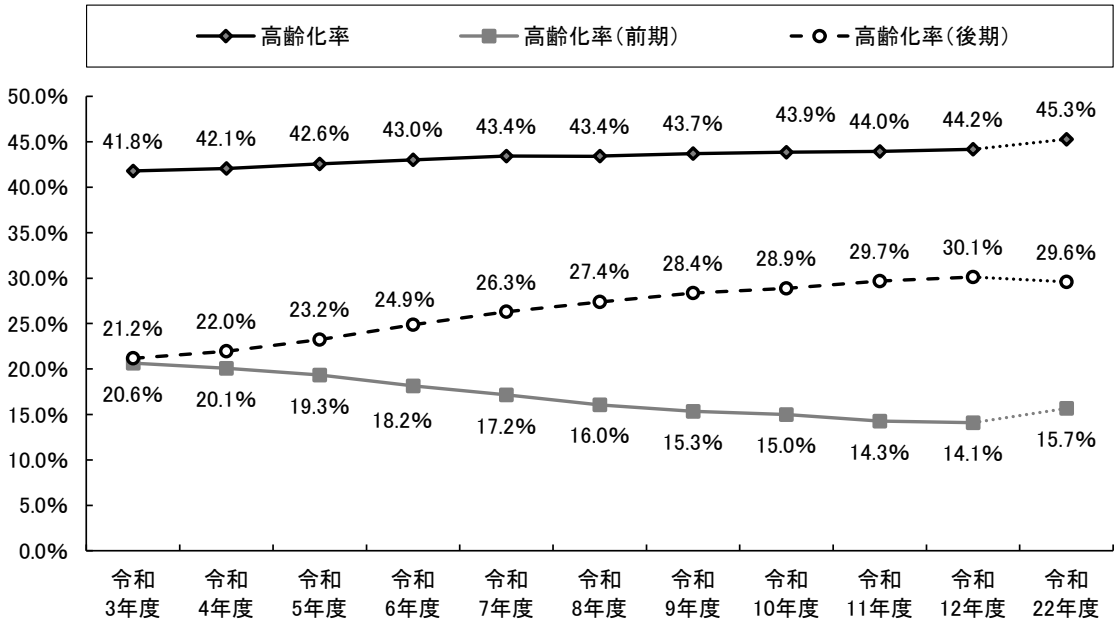

資料：福岡県介護保険広域連合

（２）小竹町の要介護等認定者数の将来推計

要介護認定者数の推移をみると、近年では 600 人台後半から前半に減少しています。令和６年度にはわずかに上昇しますが、令和６年度から令和８年度にかけては 600 人台前半で推移することが予測されています。

要介護度別にみると、全体にほぼ横ばいでの推移が見込まれています。

【認定者の推移（推計）】

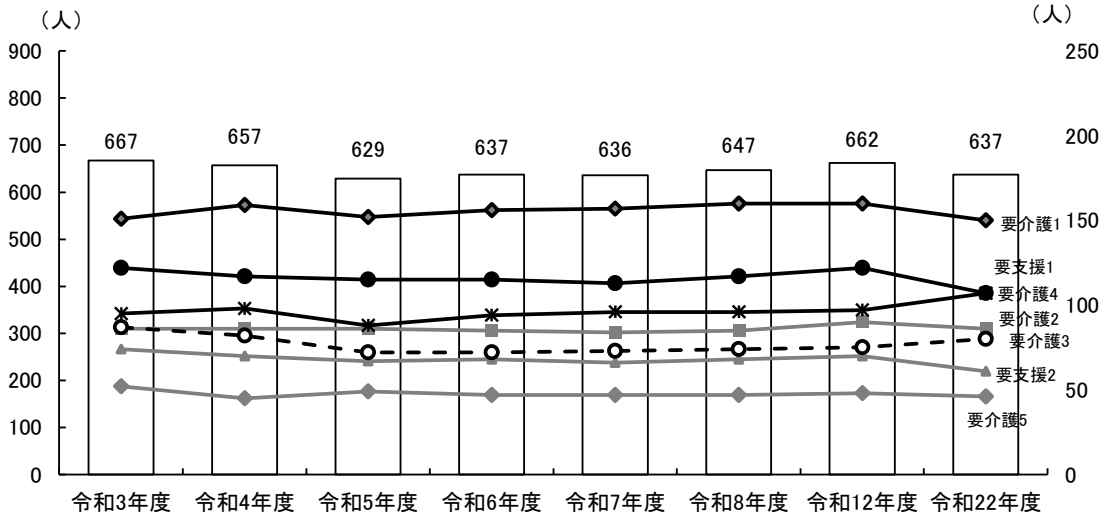

【小竹町の要介護認定者数の将来推計】

（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要支援1	122	117	115	115	113	117	122	107
要支援2	74	70	67	68	66	68	70	61
要介護1	151	159	152	156	157	160	160	150
要介護2	86	86	86	85	84	85	90	86
要介護3	87	82	72	72	73	74	75	80
要介護4	95	98	88	94	96	96	97	107
要介護5	52	45	49	47	47	47	48	46
合計	667	657	629	637	636	647	662	637

資料：福岡県介護保険広域連合

（３）介護保険サービスの利用量の見込み

①介護予防サービスの利用量の見込み

介護予防サービスの利用量の見込みをみると、全体にほぼ横ばいで推移するよう見込まれています。

【小竹町の介護予防サービス見込み量】

（年間）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
（1）介護予防サービス									
介護予防訪問入浴介護	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数（回）	483.0	415.0	328.0	315.4	315.4	315.4	315.4	315.4
	人数（人）	68	61	60	60	60	60	60	60
介護予防訪問リハビリテーション	回数（回）	286.0	236.0	316.0	349.5	349.5	349.5	349.5	349.5
	人数（人）	34	30	48	48	48	48	48	48
介護予防居宅療養管理指導	人数（人）	39	40	36	36	36	36	36	36
介護予防通所リハビリテーション	人数（人）	562	563	588	588	576	588	624	540
介護予防短期入所生活介護	日数（日）	15.0	2.0	16.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0
	人数（人）	6	1	12	12	12	12	12	12
介護予防短期入所療養介護（老健）	日数（日）	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	1	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数（人）	853	901	996	1,008	972	1,008	1,044	912
特定介護予防福祉用具購入費	人数（人）	30	17	32	36	36	36	36	36
介護予防住宅改修	人数（人）	37	27	28	24	24	24	24	24
介護予防特定施設入居者生活介護	人数（人）	48	36	24	24	24	24	24	24
（2）地域密着型介護予防サービス									
介護予防認知症対応型通所介護	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数（人）	14	0	8	12	12	12	12	12
（3）介護予防支援	人数（人）	1,314	1,312	1,448	1,452	1,416	1,464	1,524	1,320

資料：福岡県介護保険広域連合

②介護サービスの利用量の見込み

介護サービスの利用量の見込みをみると、計画期間の令和６年度から令和７年度にかけて、全体では居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスともに横ばいと見込まれています。

【小竹町の介護サービス見込み量】

（年間）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
（1）居宅サービス									
訪問介護	回数（回）	13,506.0	15,082.0	14,248.0	14,393.1	14,554.6	14,695.3	14,835.9	14,718.2
	人数（人）	1,234	1,266	1,140	1,164	1,176	1,188	1,200	1,176
訪問入浴介護	回数（回）	508.0	336.0	232.0	230.4	230.4	230.4	230.4	289.2
	人数（人）	101	72	60	60	60	60	60	72
訪問看護	回数（回）	2,581.0	3,538.0	4,096.0	4,250.2	4,250.2	4,250.2	4,250.2	4,357.2
	人数（人）	345	425	480	504	504	504	504	516
訪問リハビリテーション	回数（回）	551.0	707.0	636.0	587.6	587.6	587.6	587.6	587.6
	人数（人）	91	123	108	108	108	108	108	108
居宅療養管理指導	人数（人）	1,331	1,403	1,316	1,356	1,356	1,380	1,404	1,380
通所介護	回数（回）	18,071.0	16,355.0	14,520.0	14,911.5	14,738.1	15,128.8	15,302.2	15,387.3
	人数（人）	1,062	1,016	876	900	888	912	924	924
通所リハビリテーション	回数（回）	9,345.0	8,527.0	8,112.0	8,238.9	8,370.1	8,365.9	8,497.1	8,311.3
	人数（人）	815	746	684	696	708	708	720	696
短期入所生活介護	日数（日）	1,225.0	1,139.0	740.0	640.3	640.3	640.3	640.3	640.3
	人数（人）	118	106	96	96	96	96	96	96
短期入所療養介護（老健）	日数（日）	31.0	46.0	96.0	68.6	68.6	68.6	68.6	68.6
	人数（人）	8	14	24	24	24	24	24	24
短期入所療養介護（病院等）	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数（人）	1,922	1,954	1,796	1,812	1,836	1,836	1,896	1,872
特定福祉用具購入費	人数（人）	44	20	44	36	36	36	36	36
住宅改修費	人数（人）	27	27	20	12	12	12	12	12
特定施設入居者生活介護	人数（人）	267	274	264	264	264	264	264	276
（2）地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数（人）	85	58	36	48	48	60	60	60
夜間対応型訪問介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数（回）	0.0	49.0	208.0	208.0	208.0	208.0	208.0	208.0
	人数（人）	0	4	12	12	12	12	12	12
小規模多機能型居宅介護	人数（人）	9	23	24	36	36	48	48	48
認知症対応型共同生活介護	人数（人）	733	719	716	720	732	744	756	768
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数（人）	0	0	0	0	12	12	12	12
地域密着型通所介護	回数（回）	3,992.0	4,821.0	5,736.0	5,727.1	5,727.1	5,727.1	5,727.1	5,747.9
	人数（人）	294	349	396	408	408	408	408	408
（3）施設サービス									
介護老人福祉施設	人数（人）	555	452	468	480	480	492	504	528
介護老人保健施設	人数（人）	557	551	600	612	612	612	624	648
介護医療院	人数（人）	48	54	48	48	48	48	48	48
介護療養型医療施設	人数（人）	11	0	0					
（4）居宅介護支援	人数（人）	2,954	2,913	2,692	2,724	2,748	2,772	2,832	2,772

資料：福岡県介護保険広域連合

第４章　計画の基本理念・施策の体系

第４章　計画の基本理念・施策の体系

１．計画の基本理念

本町の人口は減少し続けており、年少人口、生産年齢人口ともに減少している一方で、高齢化率は高い水準で推移しています。単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、認知症の問題や老老介護の問題なども顕在化してきました。また近年では、生活困窮や家族関係の希薄化、家族間における身体的・経済的虐待など、介護を含め複合的な要素に起因する問題への対応が課題となっています。

こうした中で、すべての住民がいつまでも住み慣れた地域の中で、健康で自立した生活を続けていくために、高齢者に対する生活支援サービスや、介護予防、介護保険制度の基盤整備や充実などの公的な支援と合わせて、地域のさまざまな資源が連携し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めてきましたが、今後はさらに、分野横断的な重層的支援体制のもと地域住民が共に支え合う地域共生社会の実現が求められています。

本町においては、これまで地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の実現に向け、地域住民ネットワーク（自治会や民生委員・児童委員協議会、老人クラブ等）と連携を図り、また介護予防についても高齢者自身が、「支える側」、「支えられる側」として自主的な参加を進めるよう取り組んできました。今後、地域共生社会の実現に向けた取り組みを一層進めていくために、前計画の基本理念を踏襲し、高齢者を含むすべての住民が、これからも健康で、いきいきと住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生のまちづくりに取り組んでいきます。

【基本理念】

健康でいきいきと住み慣れた地域で

安心して暮らせる共生のまちづくり

２．計画の基本目標

（１）介護予防・地域生活の継続支援＜地域支援事業＞

介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨に則り、高齢者の心身の状況だけでなく、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行うことを目指していきます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、中心的な役割を果たす地域包括支援センターの周知と地域住民の利用促進に取り組むとともに、医療・福祉・介護・地域住民が一体となった支え合いの推進に向け、相互の連携強化を図り、地域課題の発見から住民相互の支え合いに結びつけ、併せて医療・福祉・介護の連携により、専門的な支援を提供していきます。

（２）生涯にわたる健康的な生活の実現

高齢者が生涯にわたって健康的な生活を送っていくことを目指し、自ら健康に関心を持ち健康づくりや健康の維持が促進されるよう健康づくりへの啓発、情報提供や教育、要介護状態の要因となる生活習慣病の発症予防や重症化防止について取り組みを進めます。

また、高齢者の日常生活支援を行い、いつまでも住み慣れた地域で生活を続けることができるよう支援を行います。

（３）社会参加と生きがいづくり

高齢者がいつまでも生きがいを持ち、地域の中でいきいきとした生活を送ることができるよう、生きがいづくりに関する事業や地域活動への参加の促進、就労支援を進めていきます。

（４）安全・安心な地域づくり

高齢者が、住み慣れた地域の中で安全に暮らし続けることができるよう、緊急時に関係機関との連携により、迅速な対応ができる体制の整備を進めます。また、災害時要援護者の名簿の整備を進め、地域の中で、緊急時等に支援が必要となる要支援者の方々の見守りや、緊急時の対応に関する仕組みづくりを進めていきます。

３．施策の体系

基本理念	基本目標	具体的な取組み	
健康でいきいきと　住み慣れた地域で安心して暮らせる共生のまちづくり	１　介護予防・地域生活の継続支援	（１）介護予防・生活支援サービス	①訪問型サービス（第１号訪問事業）
			②通所型サービス（第１号通所事業）
			③その他の生活支援サービス（第１号生活支援事業）
			④介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント
		（２）一般介護予防事業	①介護予防普及啓発事業
			②地域介護予防活動支援事業
		（３）包括的支援事業	①総合相談支援業務
			②権利擁護業務
			③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
			④地域ケア会議推進事業
			⑤在宅医療・介護連携推進事業
			⑥認知症総合支援事業
			⑦生活支援体制整備事業
		（４）家族介護支援事業（介護用品の給付など）	
		（５）その他の事業	①成年後見制度利用支援事業
			②住民主体の支援活動の推進
	２　生涯にわたる健康的な生活の実現	（１）健康増進事業	①健康教育
			②各種健診（検診）
			③訪問指導
		（２）高齢者福祉事業	①在宅介護支援センター運営事業
			②生活管理指導員派遣事業
			③生活管理指導短期宿泊事業
			④介護保険以外の福祉施設
			⑤保健事業と介護予防の一体的事業
			⑥運動習慣定着促進事業
	３　社会参加と生きがいづくり	（１）シルバー人材センター	
		（２）老人クラブ助成事業	
		（３）生涯スポーツ活動の普及・促進	
		（４）居場所づくりの推進	
	４　安全・安心な地域づくり	（１）緊急通報体制等整備事業	
		（２）ひとり暮らし高齢者等見守り事業	
		（３）救急安心カード配布事業	
		（４）巡回バスによる移動手段の確保と買い物支援の充実	
		（５）災害・感染症対策等に係る体制整備	
		（６）高齢者運転免許証自主返納支援事業	

第５章　施策の展開

第５章　施策の展開

１．介護予防・地域生活の継続支援＜地域支援事業＞

地域支援事業とは、被保険者が要介護・要支援状態となることの予防、または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、総合的かつ一体的に行うため市町村が主体となって実施する事業です。

（１）介護予防・生活支援サービス

介護予防・生活支援サービス事業として実施する要支援者等に対する訪問型サービス、通所型サービスについては、介護予防の観点からその効果を検証し、効果的に実施できるよう検討します。

①訪問型サービス（第１号訪問事業）

サービス種別		実施内容
１）訪問介護	訪問介護と同様のサービス	訪問介護員による身体介護、 生活援助
２）訪問型サービスＡ	緩和した基準によるサービス	調理、掃除等の一部介助 ゴミの分別、ゴミ出し 重い物の買い物代行
３）訪問型サービスＢ	住民ボランティアや住民主体の自主活動で行う生活援助	布団干し 階段の掃除 買い物代行、調理 電球の交換、代筆
４）訪問型サービスＣ	短期集中予防サービス ・体力の改善支援 ・健康管理維持・改善 ・閉じこもり支援	保健師等の訪問による相談、指導等
５）訪問型サービスＤ	介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行う移動支援	サロン等への送迎、通院等の送迎サービス

平成 28 年度から 1）訪問介護、平成 29 年度から 2）訪問型サービスＡを実施していますが、現在 2）訪問型サービスＡの利用はありません。

３）訪問型サービスＢから、５）訪問型サービスＤまでについては未実施ですが、社会資源の状況や利用者ニーズを踏まえて、実施の検討を行います。

■訪問型サービス（第１号訪問事業）の実績と見込み　　※令和５年度実績は９月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
訪問介護利用者数（延べ）	人	733	721	396	800	800	800
訪問型サービスＡ利用者数（延べ）	人	13	8	0	－	－	－

②通所型サービス（第１号通所事業）

サービス種別		実施内容
１）通所介護	通所介護と同様のサービス	通所介護事業者の従業者
２）通所型サービスＡ	緩和した基準によるサービス	閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業 ・ミニデイサービス ・運動、レクリエーション
３）通所型サービスＢ	住民ボランティアや住民主体の自主活動で行う生活援助	体操・運動等の活動 日常の居場所づくり 定期的な交流会、サロン
４）通所型サービスＣ	短期集中予防サービス ・運動器の機能向上 ・栄養改善等	生活機能を改善するための運動器の機能向上、栄養改善プログラム

平成 28 年度から１）通所介護、平成 29 年度から２）通所型サービスＡを実施していますが、２）通所型サービスＡの利用はここ数年ありません。

３）通所型サービスＢ、４）通所型サービスＣについては未実施ですが、社会資源の状況や利用者ニーズを踏まえて、実施の検討を行います。

■通所型サービス（第１号通所事業）の実績と見込み　　※令和５年度実績は９月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
通所介護のべ利用者数	人	369	416	250	500	520	540
通所型サービスＡのべ利用件数	件	0	0	0	―	―	―

③その他の生活支援サービス（第１号生活支援事業）

その他の生活支援サービスは、被保険者の地域における自立した日常生活の支援のための事業です。

１）「食」の自立支援事業

在宅の要援護高齢者またはひとり暮らしの高齢者等に対し、配食サービスを提供することにより、食生活の改善、健康増進及び孤独感の解消等を図り、高齢者等の在宅での自立支援に資することを目的としています。

昼と夕、希望される曜日に、対象者の自宅へ配食を行っています。

配食サービスの利用基準を見直したことにより、利用者が増加し、在宅の方の食生活の改善につながっています。また、配食サービスによる訪問が、高齢者世帯の見守りにもつながり、別居の家族等から定期的な訪問が安否確認となり、安心にもつながっているとの声も聞かれます。

栄養バランスの取れた食事を提供することで食生活が改善されるとともに、配食サービスによる訪問がひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の見守りにもつながる事業として、引き続き積極的な利活用を推進します。

■「食」の自立支援事業の実績と見込み　※令和５年度実績は９月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
総配食数	食	8,878	10,463	6,060	10,800	11,000	11,200
利用人数	人/月	82	105	99	115	120	125

④介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者が要支援者等から依頼を受け、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、本人が自立した生活が送ることができるようケアプランの作成を行っています。

訪問型、通所型、その他生活支援サービスなど、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行っていきます。

また、ケアプラン作成のほか、介護予防教室参加申請者への生活機能評価なども行っています。

■介護予防支援事業（ケアマネジメント）の実績と見込み　※令和５年度実績は９月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
プラン作成数	件	1,762	1,707	1,099	1,800	1,800	1,800

（２）一般介護予防事業

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防に向け、以下の事業に関する取り組みを継続して進めていきます。

①介護予防普及啓発事業

１）通所型介護予防事業

高齢者が要支援状態または要介護状態になることを予防するため、運動器や口腔機能の向上、栄養や日常生活動作の改善を図り、在宅で自立した生活が継続できるよう「介護予防教室」を実施しています。

コロナ禍、介護予防教室の実施を見送っていましたが、令和５年度は１クールではありますが、事業を再開しました。

令和６年度には、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施による分析結果の活用などにより、介護予防教室の対象者や方法を再考・再編し、より効果的な事業となるよう推進していきます。

また、運動療法以外に、歌唱や楽器演奏など音楽の要素を取り入れた「音楽介護予防教室」の実施に向けて取り組みます。

■通所型介護予防事業の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
参加者数	人	－	－	12	30	30	30

②地域介護予防活動支援事業

１）介護予防ひまわりポイント事業

高齢者が、ボランティア活動を通して地域貢献すること、また、健康増進や生きがいづくりにつながる集いの場に参加することを奨励し、高齢者自身の社会参加活動を通した介護予防を推進する事業です。

コロナ禍、ボランティア活動や集いの場への参加活動自粛が余儀なくされ、ポイントカード有効期限の失効により参加登録者数が一時的に減少しましたが、ポイントカードの有効期限や、ポイント交換の上限を見直したことにより、参加登録者数も増加傾向に転じました。

ポイントカード失効２か月前には通知を行うなど、期限切れによる登録者数の減少を防ぐとともに、高齢者の社会参加活動の活性化のために、広報紙やホームページによる事業の周知を引き続き行います。

■介護予防ひまわりポイント事業の実績と見込み　　※令和５年度実績は９月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
登録者数	人	350	339	310	355	360	365
登録団体数	団体	61	64	63	65	65	65

（３）包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、総合的に支援する身近な機関として地域包括支援センターを設置しています。センターでは、次の事業を実施していきます。

①総合相談支援業務

地域の高齢者等からの電話や来所による相談に対し、どのような支援が必要かを把握し、健康、医療、福祉サービスをはじめとする適切なサービスなど、関係機関や制度の利用につなげる支援を行います。

ワンストップサービスをこころがけ、必要な場合は自宅を訪問し、情報提供や介護保険の代理申請を行っています。

小竹町地域包括支援センターでは、コロナ禍の活動自粛生活が今後どのような影響を及ぼすか注視しつつ、適切なサービスにつなげるため関係機関との連携強化にも努めます。

■総合相談支援業務の実績と見込み　※令和 5 年度実績は 9 月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
相談件数	件	142	109	46	120	130	140

※相談件数は延べ人数

②権利擁護業務

介護保険事業者等と連携し、支援を必要とする方を早期に発見し、相談につなげられるよう体制を整備しています。地域包括支援センターの社会福祉士が権利擁護に関する研修会に参加するなど業務遂行に必要な知識や情報の習得に努めています。

権利侵害と思われる相談に対しては、早急に関係者によるコア会議を開催し、事実関係の把握や役割分担等について協議し対応しています。

高齢化率上昇の進度に加え、コロナ禍による外出自粛生活が長期にわたったことの影響により、認知症高齢者の増加や高齢者に係る虐待等の増加が懸念されます。

８０５０問題も含め、フォロー体制の確立及び権利擁護に関する制度の周知に努めます。

■権利擁護業務の実績と見込み　※令和 5 年度実績は 9 月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
相談件数	件	4	2	3	5	5	5

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実践することができるよう、町内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員と地域包括支援センター職員による「居宅介護支援事業者連絡会」を２か月に１回開催し、事例検討、情報交換、情報提供等を行い、介護支援専門員の質の向上に努めています。

令和５年度には、町内の事業所を講師に招聘し、「訪問看護について」の勉強会や町の新規事業等についての説明を行いました。

連絡会の活動内容について参加者の意見を取り入れ、今後は介護保険制度の改正や地域の実情、時代に即した情報の活用や共有等、柔軟性のある連絡会の運営に努め、介護支援専門員の支援に努めていきます。

■居宅事業者連絡会の実績と見込み　　※令和 5 年度実績は 9 月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
連絡会等開催数	回	10	7	3	6	6	6

④地域ケア会議推進事業

介護支援専門員が立案した要支援 １・２ のケアプランについて、保健・医療・福祉の専門職や関係機関による助言や意見交換を行い、自立支援に資するケアプランとなるよう介護支援専門員を支援するとともに、困難事例等から見えてくる課題発見など、地域ケア会議の機能活性化に取り組みます。

困難事例の検討のほか、養護老人ホーム等への入所に係る措置の要否判定を行っています。

個別ケースの支援内容の検討に留まらず、地域ケア会議の機能と目的を再認識し、「個別課題解決」のほか、「地域包括支援ネットワーク構築」「地域課題発見」「資源開発」「政策形成」に結び付くよう、地域ケア会議の活性化に努めます。

■地域ケア会議推進事業の実績と見込み　　※令和 5 年度実績は 9 月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
会議開催数	回	3	6	3	6	6	6

⑤在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、「直方鞍手地域在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、医療機関と介護事業所等関係者の連携を推進するための体制の構築を推進しています。

推進協議会の機能を活性化させるため、２市２町の行政職員による勉強会を行ったり、課題抽出や目標設定など、協議会の取り組み方や具体的な運営方法等について協議を続けています。

また、町内での在宅医療・介護連携推進については、多職種間の連携や住民への在宅医療や介護保険制度などの周知啓発に努めます。

⑥認知症総合支援事業

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症初期集中支援事業、認知症カフェ運営事業、認知症サポーター養成講座等の事業を実施しています。

認知症サポーター養成講座は、毎年、各小学校の４年生及び中学１年生を対象に実施し、令和５年度には要請を受けた自治会への出前講座のほか、キャラバンメイトによるグループホーム職員向けの「認知症サポーター養成講座」に対し支援を行いました。

令和５年８月に髙山病院認知症医療センターが開設され、令和６年度からは、認知症初期集中支援事業委託先に追加し、早期診断・早期対応に向けた一層の連携強化を図ります。

また、長寿健康の家を活用した常設の居場所づくりの中で、認知症カフェを実施できるよう地域包括支援センターや町内の社会福祉法人等と連携協力した事業展開を図ります。

■認知症総合支援事業の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
サポーター養成講座受講者	人	94	89	129	100	100	100

⑦生活支援体制整備事業

高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、生活支援や介護予防・社会参加のニーズを踏まえて、ＮＰＯ法人等の地域団体や地域住民をはじめとした多様な主体と地域の特性に応じた生活支援サービスの体制整備を図ることを目的としています。

１）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の設置

小竹町在宅介護支援センターに生活支援コーディネーター業務を委託し、高齢者やその家族に対する相談に応じ、適切なサービスや支援につなげます。

コロナの収束にあわせ、生活支援コーディネーターとしての積極的な活動を再開し、対象者等の問題把握や社会資源等の開発に努めます。

２）協議体の設置

協議体とは、医療・介護の専門職、地域住民、行政や地域包括支援センターなどで構成する高齢者福祉を考える場として設置するもので、現在、地域包括支援センター運営協議会がその役割を兼ねていますが、生活支援体制整備についての協議には至っていません。

地域の課題やニーズ、今後の取組について協議できるよう、生活支援コーディネーター業務や地域ケア会議の活性化に努めます。

（４）家族介護支援事業（介護用品の給付など）

在宅で高齢者を介護している家族に介護用品を給付することにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担等の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ることを目的として実施しています。

対象者が要介護４、５の非課税世帯の在宅の方となっており、毎年度１件程度の新規申請はありますが、年々利用者は減少傾向にあります。

要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図るための制度として、周知・普及に努めていきます。

■家族介護支援事業の実績と見込み　※令和５年度実績は９月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用世帯数	世帯	8	7	5	5	5	5

（５）その他の事業

①成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、判断能力が不十分な人を保護するため、本人に代わって財産の管理や法律行為を行う後見人を選任する制度です。

身寄りがないなど、親族による後見等開始の審判の申立てができない人については、町長が変わって申立てを行います。また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立にかかる費用や制度の利用に要する経費の助成を行います。

身寄りのない方や、複雑化・複合化した課題を抱え親族等から支援が得られにくい方が増える可能性があることから、成年後見制度及び利用支援事業の周知に努め、必要な方が適切な支援を受けられるよう支援していきます。

■成年後見制度利用支援事業の実績と見込み　※令和５年度実績は９月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数	人	2	1	2	2	2	2

②住民主体の支援活動の推進

１）ボランティア等の支援の担い手に対する研修・人材育成の実施

民生委員・児童委員、老人クラブ、ふれあいサロン等地域で活動されている関係者をはじめ、ボランティアや NPO などの人材育成に対する支援を小竹町社会福祉協議会とともに取り組みます。

地域活動等の担い手や後継者、また、社会資源が少ないために通所型サービスや訪問型サービスの一部が未実施であり「ボランティア等の支援の担い手に対する研修・人材育成の実施」は、厳しい状況にあります。

担い手が固定化、高齢化し若い世代に繋がっていないことから、研修会等に参加しやすい環境づくりから、取り組んでいきます。

■ボランティア等の支援の担い手に対する研修・人材育成の実施の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
研修の実施	回	0	0	0	1	1	1

２．生涯にわたる健康的な生活の実現

（１）健康増進事業

①健康教育

健康に関する正しい知識の普及を図ることで、「自分の健康は自分でつくる」という認識を高め、健康の保持増進を図るための事業です。

40 歳から 64 歳までの方を対象としており、65 歳以上の高齢者に対しては地域支援事業として実施しています。

１）集団健康教育

令和５年度より講師を変更し、ウォーキングをするための体づくりを目的に開催しています。月２回定期的に開催し、住民の筋力アップに努めており、今後も継続して教室を実施していきます。

■集団健康教育の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実施回数	回	76	90	74	80	80	80
実施のべ人数	人	148	157	129	130	130	130

②各種健診（検診）

１）特定健康診査

糖尿病などの生活習慣病、特にメタボリックシンドロームの該当者やその予備軍を早期に発見し、重症化の予防のため実施しています。

令和２年度より医療機関受診中の人から検査データをいただく、医療情報収集事業を進めています。

受診率向上を図るため、訪問勧奨や電話勧奨など積極的に未受診者対策を行っています。

治療中の人も定期的に特定健診を受診していただくように、医療機関との連携も行い、生活習慣病の重症化が予防できるよう、特定健診受診率を向上させます。

また、継続して特定健診の必要性について、広報、チラシ、ホームページ等での周知を徹底し、あわせて医療情報収集を活用し、受診率向上を目指します。

■特定健康診査の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
受診者数	人	422	396	400	462	517	550
受診率	%	35.1	35.4	36.0	42.0	47.0	50.0

※小竹町国民健康保険被保険者に対する特定健診受診率

２）特定保健指導

特定健診結果をもとに、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数、年齢に応じたレベル別（※動機付け支援・積極的支援）に、選定された人に対して保健指導を行っています。

現在、受診率の目標値は達成していますが、令和６年度から標準的な健診・保健指導プログラムが変更され、動機付け支援・積極的支援のポイントの習得方法が変更となります。そのため、特定保健指導の実施に必要なポイントの習得が厳しくなるため、指導率が下がる可能性があります。

多くの人が継続して対象者となっているため、今後は、より効果的、効率的な保健指導が行えるよう内容の検討を行っていきます。

■特定保健指導の実績と見込み

対象年齢：40 -74 歳　　（出典：小竹町特定健診結果法定報告）

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
指導率	%	93.2	82.8	80.0	70.0	70.0	70.0

３）骨粗しょう症検診

高齢者の増加により要介護状態へとつながる骨折の増加が懸念されます。今後も骨粗しょう症の早期発見・治療へとつなげることができるよう、対象者への個別通知を継続し、受診しやすい体制づくりを整えていきます。また要精密となった人への受診勧奨も、引き続き実施していきます。

集団健診（検診）にて特定健診、がん検診と同時に実施しています。

〇検診回数：９回/年（令和３年度、令和４年度）、４回/年（令和５年度）、土・日曜日の実施。

〇検診対象者へ１回/年、受診勧奨通知の実施。

■骨粗しょう症検診の実績と見込み

対象年齢：40・45・55・60・65・70 歳の女性　（出典：小竹町特定健診結果法定報告）

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
年間延べ人数	人	56	48	43	50	50	50

４）肺がん検診　胃がん検診　大腸がん検診　前立腺がん検診

早期発見・治療へとつなげることができるよう、受診に対する継続的な啓発を実施しています。集団健診（検診）にて特定健診、がん検診と同時に実施しています。

〇検診回数：９回/年（令和３年度～令和５年度）、土・日曜日の実施。

今後もがんの予防及び早期発見の推進を図るため、受診しやすい体制づくりを整えていきます。また要精密となった人への受診勧奨も引き続き実施していきます。

■肺がん検診の実績と見込み

対象年齢：40 -69 歳　　（出典：地域保健・健康増進事業報告）

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
受診率	%	6.3	6.7	5.2	20.0	20.0	20.0

■胃がん検診の実績と見込み

対象年齢：50 -69 歳　　（出典：地域保健・健康増進事業報告）

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
受診率	%	6.9	6.4	4.0	20.0	20.0	20.0

■大腸がん検診の実績と見込み

対象年齢：40 -69 歳　　（出典：地域保健・健康増進事業報告）

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
受診率	%	6.4	6.4	5.4	20.0	20.0	20.0

■前立腺がん検診の実績と見込み

対象年齢：50 歳以上の男性　　（出典：地域保健・健康増進事業報告）

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
年間延べ人数	人	142	154	157	150	150	150

５）子宮がん検診　　乳がん検診（マンモグラフィー）

早期発見・治療へとつなげることができるよう、受診に対する継続的な啓発を実施しています。集団健診（検診）にて特定健診、がん検診と同時に実施しています。

特定の年齢の人に対し、無料クーポン券を交付し、個別検診でも使用できるようになっています。

〇検診回数：９回/年（令和３年度～令和５年度）、土・日曜日の実施。

今後もがんの予防及び早期発見の推進を図るため、受診しやすい体制づくりを整えていきます。また要精密となった人への受診勧奨も引き続き実施していきます。

■子宮がん検診の実績と見込み

対象年齢：20-69 歳の女性　　（出典：地域保健・健康増進事業報告）

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
受診率	%	9.2	9.4	7.2	20.0	20.0	20.0

■乳がん検診（マンモグラフィー）の実績と見込み

対象年齢：40-69 歳の女性　　（出典：地域保健・健康増進事業報告）

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
受診率	%	12.5	24.9	13.2	20.0	20.0	20.0

③訪問指導

心身機能の低下を予防し、健康の保持増進を図るためにも積極的な事業展開が求められています。

生活習慣病の予防等に関する指導を中心に、健康管理上必要と認められる人に対して訪問指導を実施しています。

今後も関係機関と連携をとりながら、心身の状況、その置かれている環境等に照らして、療養上の保健指導が必要であると認められる人を対象に、訪問指導を実施していきます。

■訪問指導の実績と見込み　　（出典：小竹町健康づくり推進協議会資料）

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
指導数	人	235	317	310	300	300	300

（２）高齢者福祉事業

①在宅介護支援センター運営事業

在宅介護支援センターでは、専門の職員が自宅を訪問し、高齢者の生活実態把握や必要に応じて介護保険サービス、高齢者福祉サービスの紹介、行政や関係機関との連絡調整、連携を行うことにより、高齢者の福祉の向上を図ることを目的として実施しています。

高齢者数の増加に伴うニーズに対応できるよう事業の強化を図るとともに、相談内容が、高齢者当人のみならず、家族に付随する複合的な相談が多くなっている現状に鑑み、関係機関と連携し重層的な相談体制の構築に努めます。

■在宅介護支援センター運営事業の実績と見込み　　※令和 5 年度実績は 9 月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
延べ利用者数	人	1,131	1,116	732	1,100	1,100	1,100

②生活管理指導員派遣事業

介護保険の認定を受けていない方で、日常生活及び家事に対する支援・指導が必要な方に対してホームヘルパーを派遣し、生活習慣等の指導も行っています。

ヘルパーからの報告によっては、在宅介護支援センターや地域包括支援センターに訪問を依頼し、現状把握に努めています。支援が必要と思われる方で介護認定までにない方には、事業の活用を勧めています。

■生活管理指導員派遣事業の実績と見込み　　※令和 5 年度実績は 9 月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数	人	10	10	10	11	12	13

③生活管理指導短期宿泊事業

基本的生活習慣が欠如し、対人関係が成立しないなど社会的適応が困難な高齢者に対して、介護保険施設等への短期間の宿泊により日常生活に対する指導及び支援を行い、要介護状態への進行を予防すること、または在宅生活が困難な高齢者等を安全確保のために、一時的に保護することを目的として実施しています。直近、３か年での利用者はありません。

④介護保険以外の福祉施設

１）軽費老人ホーム（Ａ型、ケアハウス）

自宅での生活が困難な方が、無料または低料金で食事や洗濯などの生活支援サービスを受けながら生活できる施設です。

身体機能の低下などにより自立した生活を営むことに不安がある高齢者に、日常生活上必要な便宜を提供することにより、安心していきいきと生活できるようにすることを目指します。

■軽費老人ホーム（Ａ型、ケアハウス）の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
Ａ型	箇所	1	1	1	1	1	1
ケアハウス	箇所	1	1	1	1	1	1

２）生活支援ハウス運営事業

高齢者に対し、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供し、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援することにより、高齢者の福祉の増進を図るため、介護老人保健施設「きんもくせい」内に設置しています。

令和２年度以降利用者が横ばい状態にあるため、令和５年度にパンフレットを一新し、小竹町居宅介護支援事業者連絡会等において、パンフレットを配布し、事業について紹介を行いました。

高齢者の単身者又は夫婦のみの世帯で、高齢等のため独立して生活することに不安がある方など、対象条件に当てはまる方の増加が予想されるため、本事業の周知に努めます。

■生活支援ハウス運営事業の実績と見込み　　※令和 5 年度実績は 9 月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数	人	5	5	4	5	6	7

⑤保健事業と介護予防の一体的事業【新規】

高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細かな支援を実施するため高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図ることを目的にしています。

フレイル等に関する正しい知識の普及を目指す健康教育、心身に関する健康相談、専門職による運動・栄養・口腔等に関する健康教室として「つやつやシニア事業」を令和４年度から開始し、４年間をかけて全地区サロンにおいて順次実施します。

「つやつやシニア事業」で取得したデータをもとに、さらに個別的支援が必要と思われる方を対象とした「介護予防教室」の実施など、段階的な事業展開を図ります。

⑥運動習慣定着促進事業【新規】

健康的な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、地域において運動する習慣を定着させることで、健康寿命の延伸を図ることを目的とした事業です。

令和５年度の「ケアトランポリン教室」参加者募集にあっては、外出自粛等による運動不足の解消を目的に多くの参加がありました。

■運動習慣定着促進事業の実績と見込み

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
参加者数	人	－	－	47	48	48	48

３．社会参加と生きがいづくり

（１）シルバー人材センター

労働意欲を持つ高齢者の希望に応じた就業で臨時的かつ短期的なもの、またはその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、組織的に提供することによりその就業を援助して、能力の積極的な活用を図ることができるようにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的に活動しています。

会員数は、減少傾向にあるため、運営費の助成のほか、シルバー人材センター会員によるボランティア活動等を広報紙に掲載するなど、会員の加入促進の支援を行っています。

高齢者が就労を通じて生きがいを高めることができるよう支援を継続するとともに、地域貢献に取組むシルバー人材センターとの相互協力による事業を検討します。

■シルバー人材センターの実績と見込み　　※令和５年度実績は９月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
会員数	人	51	46	39	48	50	52

（２）老人クラブ助成事業

老人クラブ活動のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的に、国と県と町が助成する事業です。

各クラブ高齢化が進み施設入所などにより会員数が減少しています。また、役員の担い手等がなくクラブの解散に至るというケースもみられました。

今期計画期間中は、グラウンドゴルフ大会や研修旅行等のほか、ニュースポーツ用品等を整備し、交流会等の活性化を図ることとしています。

引き続き、加入促進や助成による運営支援を継続していきます。

■老人クラブ助成事業の実績と見込み　　※令和５年度実績は９月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
クラブ数	クラブ	10	10	10	10	10	10
会員数	人	328	297	288	290	300	300

（３）生涯スポーツ活動の普及・促進

スポーツフェスタは、コロナ禍により、中止が数年続きました。

今後、感染症に警戒しつつ、高齢者の生きがいづくり、健康増進、世代間交流を図る行事を計画していくこととします。

小竹町スポーツ推進委員や小竹町体育協会と連携しながらその内容について企画立案し、幅広い年齢層に参加を呼びかけ世代間交流が図れるよう、進めていきます。

少子高齢化が進む中で、いかに事業を継続していけるかが課題ですが、チーム対抗戦を取り入れるなど、工夫しながら盛り上がるような行事を企画していきます。

■生涯スポーツ活動の普及・促進の実績と見込み　　※令和 5 年度実績は 9 月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
スポーツフェスタ参加者数	人	中止	中止	0	200	200	200

（４）居場所づくりの推進

１）ふれあいサロン事業

だれもが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、地域住民が主体となって開催する活動がより充実するよう、高齢者の集い、通いの場であるサロン活動の支援を行います。

コロナ禍、全地区サロンは休止状態にありましたが、令和５年度には全地区再開するとともに、サロン開設 20 周年の節目を迎えることができました。また、令和４年度から実施している「つやつやシニア事業」は、４年をかけて全地区サロンで実施することとしています。

さらには、地区サロン以外の集える場所として、「長寿健康の家」を活用した常設の居場所の設置に取り組みます。

■ふれあいサロン事業の実績と見込み　　※令和 5 年度実績は 9 月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ふれあいサロン開設数	サロン	－	－	19	20	20	20

２）介護予防ひまわりポイント事業【再掲】

高齢者が、ボランティア活動を通して地域貢献することや、健康増進や生きがいづくりにつながる集いの場に参加することを奨励し、高齢者自身の社会参加活動を通した介護予防を推進する事業です。

コロナ禍、ボランティア活動や集いの場への参加活動自粛が余儀なくされ、ポイントカード期限の失効により参加登録者数の減少という流れにありましたが、ポイントカードの有効期限や、ポイント交換の上限を見直したことにより、参加登録者数も増加傾向にあります。

ポイントカード失効の２か月前には通知を行うことにより、期限切れによる登録者数の減少を防ぐとともに、高齢者の社会参加活動の活性化のために、広報紙やホームページによる事業の周知を引き続き行います。

■介護予防ひまわりポイント事業の実績と見込み　　※令和 5 年度実績は 9 月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
登録者数	人	350	339	310	355	360	365
登録団体数	団体	61	64	63	65	65	65

３）難聴高齢者補聴器購入費助成事業【新規】

聴力に機能低下がみられる高齢者に対し、補聴器購入に要した費用の一部を助成することにより、高齢者の生活支援及び積極的な社会参加を促進する事業として、令和４年度から助成事業を開始しています。

難聴のためコミュニケーションがうまくいかなくなると、人との会話を避けるようになり、孤立、抑うつ、さらには認知機能低下にも影響が及ぶといわれています。補聴器購入費助成を行うことにより、生活の質を維持し地域行事や集いの場等への積極的な社会参加につながるよう、新事業の周知にも努めます。

■難聴高齢者補聴器購入費助成事業の実績と見込み　　※令和 5 年度実績は 9 月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
申請者数	人	－	0	0	1	1	1

４．安全・安心な地域づくり

（１）緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的として実施しています。

ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、利用者は増加傾向にあります。また、見守り協力員には、民生委員ほか、地域の方の協力をいただいています。

利用者からの緊急通報のほか、月１回の動作確認や災害時等にも安否確認を行うことにより、利用者の安心につながっています。

高齢者世帯の増加に伴い、本事業の周知普及に努めます。

■緊急通報体制等整備事業の実績と見込み　※令和 5 年度実績は 9 月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用世帯数	世帯	27	20	29	30	31	32

（２）ひとり暮らし高齢者等見守り事業

災害時に、適切な避難や救助を受けやすくするため、あらかじめ援護を必要とする方の台帳を作成し、緊急時に備える「避難行動要支援者登録制度」を促進します。

また、福岡県は各家庭を訪問する機会の多い事業者による見守り活動「見守りネットふくおか」に取り組んでおり、県と事業者との包括連携協定に基づき、本町もその事業者との協定締結、協力を要請などにより、情報の収集及び見守り活動に努めています。

令和４年度には、75 歳以上の高齢者等 1,600 人を対象に「避難行動要支援者登録制度」について案内を郵送し、事業の周知を行い、現在、登録台帳を更新中です。

今後は、個別避難支援計画作成に向けて関係機関と連携し、災害時や災害が発生する恐れがあるときの避難等の支援を円滑に受けることができる体制づくりや、平常時の見守りができる体制づくりの構築を目指し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、連携による見守り活動を強化します。

■ひとり暮らし高齢者等見守り事業の実績と見込み　※令和 5 年度実績は 9 月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
協力事業者数	事業者	8	9	10	11	12	13

（３）救急安心カード配布事業

持病や常用薬、緊急連絡先など救急救命活動に必要な情報を救急安心カードに記入し、専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管しておき、救急車を呼んだときに救急隊が救急安心カードの内容を確認することで、迅速かつ適切な救急救命活動に役立てるための事業です。

救急安心カード配布事業について、民生委員児童委員協議会において説明を行っていますが、高齢者とかかわりのある団体等へも、積極的に救急安心カード事業の説明をするなど、周知に努めます。

■救急安心カード配布事業の実績と見込み　※令和 5 年度実績は 9 月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
救急安心カード配布総数	人	376	333	420	430	440	450

（４）巡回バスによる移動手段の確保と買い物支援の充実

無料巡回バス「ひまわり号」により、通院、買い物などの日常生活の移動手段や各種公共交通機関へのアクセスを確保します。

コロナ禍の外出自粛及び３密回避が影響し、令和元年度と令和５年度を比較すると巡回バス利用者は延べ 5,000 人以上減少し、半面、買い物支援ワゴン利用者は 300 人増加しています。また、買い物支援では、生協との協定により１地区で開始した移動販売は、少人数ながら定着し、令和５年度は、試験的に１地区を追加し、実施しています。

バスが町内を巡回するため、乗車時間が長くなるなどの課題があります。効率的かつ効果的な移動手段の確保について検討します。

■巡回バスによる移動手段の確保と買い物支援の充実の実績と見込み

※令和 5 年度実績は 9 月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
巡回バス延べ利用者数	人	21,907	22,383	11,658	25,000	26,000	27,000
買い物支援ワゴン延べ利用者数	人	2,880	2,811	1,770	3,000	3,100	3,200

（５）災害・感染症対策等に係る体制整備

①防災・防犯体制の確立

防災訓練や講演会の実施等により、住民の防災意識の向上に取り組んでいます。また、防犯については、高齢者世帯に対し、警察等関係機関や地域と連携し、見守りの意識を高める取り組みを進めています。

令和４年度には、防災マップを改定し、自主防災組織（Ａ０判）や各世帯（Ａ４判）に配布し、令和５年度には遠賀川河川事務所を講師に、防災講演会を開催したほか、防災士を自治会やサロンに派遣したり、防災担当者が、居宅介護(介護予防)支援事業者連絡会「ケアマネットくらて」主催の机上訓練研修会に参加し、関係機関との連携を図っています。

引き続き、自主防災組織と連携しながら防災訓練や防災講演会を実施するとともに、防災士を派遣しての訓練や講演会を実施します。また、高齢者の防犯については、警察等関係機関も含め、高齢者が安心できる身近な地域内での相談・声かけ、情報交換を行い、地域全体で防犯意識を高めていきます。

■防災・防犯体制の確立の実績と見込み　　※令和５年度実績は９月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
研修会等	回	中止	中止	1	1	1	1

②感染症対策に係る体制整備　【新規】

感染症が発生した場合の基本的な考え方や措置等を「小竹町インフルエンザ等対策行動計画」に示し、発生した感染症の特性を踏まえ、さまざまな状況に対応できるよう対策を講じています。

感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること、町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう具体的な対策を７項目に分けた行動計画を策定しています。

新型コロナウイルス感染症対策では、庁内に「コロナ感染症対策本部会議」を設置し、職員に感染症が蔓延した場合を想定し、「業務対応マニュアル」等を作成し、非常時の体制に備えました。また、ワクチン接種をはじめとするコロナウイルスに関する情報収集及び発信等、あらゆる場面において地域との連携を図り、蔓延防止対策を講じてきました。

（６）高齢者運転免許証自主返納支援事業

高齢者の運転による交通事故の抑止を図るため、運転免許証を自主返納した 70 歳以上の方に対して、免許返納時の１回に限り、タクシー利用券を給付しています。

令和２年度に開始以降、免許証自主返納支援事業を活用される方は増加傾向にあります。

高齢者の交通事故の抑止を図るとともに、返納後の移動支援として本事業の普及促進に努めていきます。

■高齢者運転免許証自主返納支援事業の実績と見込み　　※令和５年度実績は９月末現在

	単位	実績			見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
申請者数	人	20	26	8	25	27	30

第６章　計画の推進

第６章　計画の推進

１．計画の周知

本計画については、町民、各関係機関等の連携・協力のもと推進していく必要があるため、広報紙やホームページ等の様々な媒体を通じて周知を行います。

２．計画の推進体制

本計画の取り組みは、高齢者の生活全般にかかわることから、庁内体制として福祉課を中心に関係部署が連携を図りながら計画を推進します。

また、医療・介護・介護予防・見守り・生活支援・住まいのサービスを高齢者の状態の変化に応じて切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する地域包括ケアシステムを確立していくため、医療・介護・保健・福祉の関係機関、民生委員児童委員協議会、自治会長会、老人クラブ連合会、ボランティア等、地域で活躍する様々な団体・関係機関との連携・協働による取り組みを推進します。

３．計画の進行管理

本計画に示す事業を適正かつ確実に実行するため、年度ごとに進捗状況の点検を行い、庁内関係各課にて情報を共有します。また、点検結果について、広報紙やホームページ等を通して、可能な限り町民の皆さんに公開します。

なお、点検を経て、内容の見直しや変更の必要がある場合には、計画の目標達成に向け適切な対応を行い、以後の計画期間において取り組みを進めていきます。

資料編

１．小竹町高齢者対策審議会条例

平成４年３月２７日
条例第７号

（設置）
第１条　小竹町における本格的な高齢化社会に対応し、人生８０年代にふさわしい行政施策の策定に資するため、小竹町高齢者対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　審議会は、町長の諮問に応じて高齢化対策の基本方針に関する事項について、必要な調査及び審議を行い、その結果を町長に答申するものとする。
（委員の定数及び任期）
第３条　審議会は、町長が委嘱する委員１３人以内をもって組織する。
２　委員の任期は、前条に規定する所掌事務が終了するまでとする。
（会長及び副会長）
第４条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、会議の議長となり審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　審議会は、会長が招集する。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。
（庶務）
第６条　審議会の庶務は、福祉課において処理する。
（雑則）
第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成８年３月２７日条例第１号）抄

（施行期日）
１　この条例は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月３１日条例第４号）抄

（施行期日）
１　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月２３日条例第２号）抄

（施行期日）
１　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

２．小竹町高齢者対策審議会　委員名簿

区　　分	氏　　名	選出団体等
学識経験者	和　田　瑞　穂	（会長）
医療関係団体	加　來　洋　司	直方鞍手医師会
福祉関係団体	椎　葉　克　彦	社会福祉協議会
	齋　藤　一　枝	民生委員児童委員協議会（副会長）
	平　尾　正　人	民生委員児童委員協議会
	萬　田　美代子	民生委員児童委員協議会
福祉関係施設	藤　岡　勇　多	特別養護老人ホーム新多園
	藤　村　泰　子	軽費老人ホーム福寿園
	稲　益　めぐみ	介護付有料老人ホームみずき「新館」
町民代表	水　谷　日出男	（老人クラブ連合会）
	岡　田　光　晴	（自治会長会）
	花　田　幸　雄	（自治会長会）
	江　﨑　　博	（自治会長会）

任期：委嘱の日（令和５年７月２５日）から所掌事務終了（令和６年３月１２日）まで

３．小竹町高齢者保健福祉計画　策定経過

開催日	内　　容
令和５年　７月２５日（火）	第１回小竹町高齢者対策審議会 ・委員の委嘱 ・諮問 ■議事 ・小竹町高齢者保健福祉計画の策定について
令和５年１０月２４日（火）	第２回小竹町高齢者対策審議会 ■議事 ・小竹町高齢者の保健福祉に関するアンケート調査結果について ・小竹町高齢者保健福祉計画骨子案について
令和６年　２月　６日（火）	第３回小竹町高齢者対策審議会 ■議事 ・小竹町高齢者保健福祉計画について ・敬老祝い金及び敬老祝品贈呈事業について ・長寿健康の家の活用について
令和６年　３月１２日（火）	第４回小竹町高齢者対策審議会 ■議事 ・パブリックコメントの結果について ・小竹町高齢者保健福祉計画（最終案）について ・答申（案）について
令和６年　３月１２日（火）	小竹町高齢者保健福祉計画の答申

４．ヒアリング実施報告

（１）調査方法

小竹町より、質問項目を記載した意見聴取用のヒアリングシート（自記入式）を対象者に配布。

（２）調査対象

①小竹町民生委員児童委員協議会
②小竹町社会福祉協議会
③小竹町老人クラブ連合会
④小竹町在宅介護支援センター
⑤公益社団法人宮若・小竹シルバー人材センター
⑥小竹町居宅介護支援事業者連絡会

（３）調査期間

令和５年１１月７日（火）～１１月２０日（月）

以下に、団体ごとの実施結果概要を報告します。

①小竹町民生委員児童委員協議会

◆質問項目	◆ヒアリング内容
１）活動状況 **２）高齢者への支援に関する取り組み** **３）自由意見**	・ 担当地区内における高齢者の日常生活の状況に注意し、特に単身世帯には戸別訪問等声かけを心掛けている。また、談話の際に相談や要望等の話がでれば、それぞれの行政や担当部署につなぐよう心掛けている。 ・ 個々の家庭の状況を把握し、プライバシーを侵害するような活動は抑制し、行政や近隣住民の情報等を参考に支援するようにしている。 ・ 圧倒的な情報不足 ・ 高齢者名簿をもらっているが、その他の情報がない。 ・ 本人には何かあったら連絡してくださいと電話番号を伝えているが、訪問時、突然施設入所や、入院していたりして、連絡がなく困ることがある。 ・ 見守りをしていく上で、個人情報のことを言われると深く話を聞くことができない。 ・ 対象家庭の近隣の方から情報を集めるようにしている。しかしその方が組（自治会）などに未加入者であれば、近所付き合いも少なく状況の把握が難しい。（周囲から生活実態を確認するようにしている。） ・ 日常の買い物や病院等の移動手段が乏しい。別世帯の家族等に依頼するも日時の都合がつかず、タクシー等を利用するが費用負担が大きい。 ・ 民生委員児童委員協議会では、買物や通院等の送迎はできない。 ・ 近隣の方との付き合いを増やし、交流を深める活動等に参加を勧める。 ・ 地域のコミュニティーを活性させることが必要だと思う。場所を提供し、日常集まって気軽に懇談できるよう行政からの支援も必要 ・ 本人、家族、医療、介護、行政、ボランティア、地域の人ができることを改めて整理し、それぞれの立場と責務をはっきりさせ地域の課題解決をコーディネートするシステムが充実すればと思う。

②小竹町社会福祉協議会

◆質問項目	◆ヒアリング内容
１）活動状況 **２）高齢者への支援に関する取り組み** **３）自由意見**	・ 地域福祉 ・ 町の受託事業（共同募金、各種団体の事務局、買い物支援、移動支援、巡回バス、配食、生活管理指導（ヘルパー）、学童保育、ふれあいサロン、児童館　等） ・ 人員の確保 ・ 町との情報共有 ・ 町の担当係と連絡や報告を十分にとる。 ・ 移動手段の少なさ ・ 近隣との交流が昔ほどなくなっている。 ・ 巡回バスと買い物支援を行っている。 ・ 高齢者が集える場所がない。老人会やサロンでは、最近グラウンドゴルフをよく行っていて、多くの方が参加されている。 ・ 身体を動かし、会話の機会も増えている。 ・ 旧庁舎の跡地を更地にするのであれば、そういった運動ができるスペースになればよいと思う。

③小竹町老人クラブ連合会

◆質問項目	◆ヒアリング内容
１）活動状況 **２）高齢者を支える地域活動、ボランティア活動について** **３）自由意見**	・ 各老人クラブの会長による連合会理事会（年 10 回）、新年会 ・ グラウンドゴルフ大会（各老人クラブ参加） ・ グラウンドゴルフ鞍手郡大会（県、筑豊大会予選） ・ スポーツダーツ大会（各老人クラブ、鞍手町交流参加） ・ 日帰り親睦旅行（各老人クラブ参加） ・ 演芸・カラオケ交流会（各老人クラブ参加） ・ 老人クラブ団体の減少（現在 10 クラブ） ・ 世話役（会長等）がおらず、５クラブが廃止になった。 ・ 行事に参加するクラブ数（全行事参加とはならない）が少ない。 ・ 日常の交流がない（場所、常設機具、世話人等）。 ・ 老人クラブのない地区の自治会長へ編成の意向確認、設置勧奨 ・ 参加者減少を会員に勧奨して増加させる。 ・ ペタンク、ボッチャ等生涯スポーツの習得 ・ 各クラブ行事の実施 ・ 公園・地蔵堂等の環境整備事業の実施 ・ 各クラブ高齢化が進み、施設入所、死亡等で会員の減少になり、話し相手がなく、引きこもりがちにならないか心配。 ・ 地域の道祖神、地蔵堂等の世話ができなくなって、対応に困っている。 ・ 自動車免許返納により、交流の自由ができなくなった。 ・ 高齢者が健康でいつまでも地域で活動できるように、生涯スポーツ、カラオケ、娯楽の場を設けて、一人でも多くの方が交流できるようにする。 ・ 役場跡地の活用に生涯スポーツ場の設置を望む。現在、どの自治体地域でもグラウンドゴルフが交流の場となっている。飯塚市は市内に常設を三面設置することが決まっている。桂川町は常設を所有、他地域はグラウンドを利用している。当町は、他スポーツと兼用で、開催する場合は、主催者が整備、準備する必要があるため開催増は見込めない。娯楽用具の購入予算の確保は、高齢者のフレイル対策には是非必要 ・ 町内全域の高齢者を支えるには、自治会、老人クラブ、サロン利用者以外は、地域活動は行っていない。地域内でも交流はない。町内全域で高齢者が要介護にならないように、健康な時期から支援するためには自治会未加入者にも支援が必要となるが、自治会、老人クラブでは対応できない。町全体の高齢者の支援をするには、町として支援することになる。各自治区に民生・児童委員が配置され、地域活動をしている。組織と関係なく支援活動を行えば、自治会未加入者の安心安全な生活につながると思う。

④小竹町在宅介護支援センター

◆質問項目	◆ヒアリング内容
１）活動状況 **２）高齢者を支える地域活動、ボランティア活動について** **３）自由意見**	・ 地域の高齢者の方々が、在宅で生活する中で不安なこと、心配なこと、福祉や介護保険についての情報や相談を受けている。 ・ 地域、福祉のサービスや介護保険についての内容等を、あまり知らない高齢者の方が多いように思う。 ・ 訪問を重ね、情報を提供しその方々が必要とするものを助言、提案している。 ・ 独居高齢者の方が、買い物や通院等の支援がない方が多く、移動にタクシーを利用するしかなく、タクシー代がかかるので、経済的に余裕のない方は大変だと思う。 ・ 買い物等は、介護保険を申請し訪問介護を利用できると思うが、通院等の移動は、なかなか難しいと思う。介護タクシーを利用できたとしても料金がかかる。

⑤公益社団法人　宮若・小竹シルバー人材センター

◆質問項目	◆ヒアリング内容
１）活動状況 **２）高齢者を支える地域活動、ボランティア活動について** **３）自由意見**	・「長年養った経験や能力を活かし、自分なりの働き方で社会貢献したい」と考える 60 歳以上の高齢者の方に、就業機会を提供することで、高齢者自身の生きがいや生活の充実と、地域社会の活性化を図ることを目的としている。 ・一般家庭、企業等の除草（草取り、草刈り）、剪定、屋内外清掃、家事援助、また、ワンコインサービス事業（安否確認）、遠くにいても安心サポート事業など、その他にも労働派遣事業、職業紹介事業を行っている。 ・令和元年度以降、会員数は依然下げ止まっておらず、地域のニーズに応えられる存在であるためには会員拡大が優先課題 ・消費税法の改正に伴い、納税義務が生じ、公益社団法人であるセンターの運営は、収支相償が原則であり、納税財源の確保が大きな課題 ・センターが行っている仕事内容を広く地域住民の方に周知するため、チラシ、新聞、町広報紙等に掲載配布し、就業確保や入会促進の拡大を図る啓発活動を実施 ・地域のイベント等へ出店し、農産物や会員が趣味で作った物を展示販売しPR を行っている。 ・コロナ禍も相まって外出する機会が減少し、特に独居高齢者の方の中には、普段話し相手も少なく仕事で伺った際に、作業時間よりも話し相手の方が長くなったりする。 ・加齢により疾病・歩行困難になるため、外出する機会や目的も少なくなる。 ・当センターは、地域社会の「誰かのお役に立ちたい」気持ちへとつながる「架け橋」となるように高齢者のふれあい・交流の場を確保するとともに、働くことを通じての仲間づくり、高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進を図っていきたいと考えている。 ・会員拡大のための会員募集について、広報紙やパンフレットへの掲載等の更なる協力 ・一般家庭をはじめ、高齢世帯からの SOS を対応できる会員の確保への協力

⑥小竹町居宅介護支援事業者連絡会

◆質問項目	◆ヒアリング内容
１）活動状況 **２）高齢者を支える地域活動、ボランティア活動について** **３）自由意見**	・ 小竹町の居宅介護支援事業所の介護支援専門員と小竹町地域包括支援センター職員が２か月に１回の割合で連絡会を開催し、事例検討や勉強会、情報共有等を行っている。 ・ 介護支援専門員の質の向上に繋がる内容であるが、地域の高齢者のためになっているのか疑問に思うところもあり、高齢者が生活しやすい地域を作るために、活動内容を見直す必要があると感じる。 ・ 介護保険制度の改正や地域の実情も変化することが考えられるため、時代の流れに即した新しい情報の活用や共有、さまざまな変化に対応する柔軟性が必要と感じる。 ・ 居宅介護支援事業者は積極的に意見を発信し、必要課題を提案しており、包括支援センターもその内容を協議し、今後の活動の参考にしていると聞いている。 ・ 包括支援センターとの連絡、情報共有を活発に行っている。 ・ 近隣市町と比較し、社会資源が少なく利用できるサービスの選択肢がほとんどない。 ・ 高齢者世帯が多く、介護者の高齢化が深刻（老老介護） ・ 制度を知らない人も多く、介護保険サービス以外の利用を提案することもあるが、断られることが多い。 ・ 買い物（歩ける距離にない）、娯楽の減少、食事の確保、ゴミ出し、孤立化（同居家族がいても、家族関係が不仲など）。 ・ 入浴や食事ほか日中介護を受けている人は緩和されるが、夜間介護に関する不安 ・ 一人での受診の不安（町外の病院受診を含む） ・ 困りごと等を包括支援センターと共有し、地域ケア会議で関係機関からの助言を求めたり、社会資源開発や情報提供に努めている。 ・ 買い物支援では、移動販売や生協等の宅配サービスの情報を提供、提案している。 ・ 居宅介護支援業務の中で、高齢者のニーズを把握し、スピード感を持って必要な社会資源の構築に向けた取り組みを行う必要があると思う。小さな町だからこそできることは多いと感じている。 ・ 地域の高齢者が住みやすい環境を整えることは、私たちのような職種の団体がしっかりと議論を行い、解決すべきことではないかと考える。 ・ 元気な高齢者が多いと感じているので、健康な高齢者が働ける場所を確保することで、健康寿命が長くなるのではないかと思う。 ・ スポーツジムや温泉施設のような町民が集える場所を要望する。 ・ 移動手段（交通）が少ないので、相乗りタクシーなど他市町での取り組みを積極的に取り入れて欲しい。

◆質問項目	◆ヒアリング内容
１）活動状況 ２）高齢者を支える地域活動、ボランティア活動について ３）自由意見	・ 高齢者人口が増えるなか、困りごとや悩みごとも変化し、多様性が求められている。すべてに対応することは困難であると考えるが、気になることや困りごとは、包括支援センターを通じて問題提起や情報を伝えることで、町の問題として対応していただけるよう、手伝いができればと思う。

５．用語解説

あ行

ＩＡＤＬ

「Instrumental Activities of Daily Living」の頭文字を取ったもの。ＡＤＬ（日常生活活動度：Activities of daily living）が、日常生活を送るために最低限必要な日常的な動作で、起居動作、移乗、移動、食事、更衣、排泄、入浴、整容動作のことを指すのに対し、ＩＡＤＬは、日常生活上の複雑な動作を指し、具体的な行為として、買い物、料理、洗濯、電話、薬やお金の管理、交通機関の利用などがある。これらの行為が日常的に問題なく行えることに加えて、それに伴う判断や意思決定などが可能かどうかも含まれる。

か行

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じ、介護サービスを受けられるように介護サービス等の提供についての計画（ケアプラン）の作成や、市町村・サービス事業・施設、家族などとの連絡調整を行う者

介護予防

介護が必要な状態にならないよう、あるいは要介護状態が重たくならないように、運動や食事、コミュニケーションや社会参加などを通じて、心身の健康の維持増進に努めること。

介護予防事業

介護保険制度の中では、介護保険本体の給付として導入される介護予防給付と、市町村の地域支援事業として実施される介護予防事業に整理される。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

居宅介護支援

居宅で介護を受ける高齢者等の心身の状況・希望等を踏まえて、介護サービス利用に関する居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスが確実に提供されるようにサービス提供事業者等との連絡調整を行うサービス。介護保険の給付の対象

ケアハウス

家庭での生活が困難な 60 歳以上の高齢者が、低料金で食事や洗濯などの介護サービスを受けられる施設

ケアプラン

高齢者の心身の状態や生活状況の把握・分析により明らかになった利用者の問題状況を解決するために、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成する介護サービス計画のこと。

ケアマネジメント

サービス利用者に対し、アセスメント（課題分析）によりニーズを明確化し、適切なサービス提供を目指し、様々な地域に存在する社会資源を活用したサービス計画を作成し、その実施から継続的な見守り、必要に応じて見直しを行う一連の過程をいう。

軽費老人ホーム

老人福祉法第５条の３に基づく老人福祉施設。原則として 60 歳以上で、家庭環境や住宅事情により、自宅での生活が困難な高齢者が低額で入所する施設。施設にはＡ型・Ｂ型・ケアハウスがあり、Ａ型は給食サービスがあり、Ｂ型は自炊型、ケアハウスは利用者の虚弱化に対して外部のサービスを利用する。

さ行

シルバー人材センター

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、事業を行う公益法人。地域住民や公共団体等から仕事を受注し、会員として登録した高齢者の中から適任者を選定し、その仕事を発注する。

成年後見制度

家庭裁判所が選任した成年後見人が、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な者の財産管理、身上監護などを本人に代わって行う制度。介護保険の実施にあわせ民法を一部改正し、従来の禁治産を改め、また、比較的軽度の方の利用（補助の創設）や判断能力があるうちから利用できる任意後見制度、複数の成年後見人の選任など、利用しやすい制度に改められた。

た行

第１号被保険者

地域に住所を有する65歳以上の人

団塊の世代

戦後の、第一次ベビーブーム（昭和22年から昭和24年まで）に生まれた世代のこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指す。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法の一つ。会議は、医療・介護等の多職種が協働して、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ねることで、地域課題を共有化・明確化し、課題の解決に必要な資源の開発や地域づくりにつなげることを目的としている。

地域包括支援センター

地域における高齢者の生活を支援する中核機関として、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的マネジメント支援業務、⑤地域ケア会議の推進、⑥在宅医療・介護連携推進事業、⑦認知症総合支援事業、⑧生活支援体制整備事業等を行う。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、要介護（要支援）者の日常生活圏域内におけるサービス提供拠点の確保を目的としたサービス

超高齢社会

高齢者（65歳以上）の人口が総人口に占める割合を高齢化率という。高齢化率が14％を越えると「高齢社会」、21％を越えると「超高齢社会」となる。

デイサービス

デイサービスセンター等に日帰りで通い、食事・入浴の提供や機能訓練を受ける介護

特定健康診査

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目して、これらの病気のリスクの有無を検査し、リスクがある方の生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導を受けてもらうことを目的とした健康診査

な行

２０２５年問題

団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者になることによる、人口の高齢化から労働力不足、社会保障費の負担増、人材不足の深刻化などの諸問題のこと。

ニュースポーツ

20 世紀後半以降に新しく考案された、競技スポーツと異なり体を動かすこと自体を楽しむことに重きを置いた、生涯を通じて誰でも気軽に親しめるスポーツ

認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・認識・判断・学習などの知的機能が低下し、自立した生活に支障が生じる状態のこと。

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受けた人のこと。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となることが期待される。

は行

避難行動要支援者

高齢者や障がいのある方など、災害発生時に支援を必要とする人

包括的支援事業

地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行う事業のこと。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のことで「児童委員」を兼ねている。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

や行

要援護者

高齢者世帯・要介護者・障がい者等の災害時に自力での避難が困難とされる住民

要介護状態

入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態のこと。その状態の程度に応じて軽い順に「要介護１」～「要介護５」の５段階に分けられる。要介護者は介護給付サービスの対象になる。

要支援状態

軽減もしくは悪化の防止に対する支援を要すると見込まれる状態、または、一定の期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態のこと。状態の程度に応じて軽い順に「要支援１」、「要支援２」の２段階に分けられる。

ら行

老老介護

高齢者の介護を高齢者が行うこと。65 歳以上の高齢の夫婦や親子、きょうだいなどのどちらかが介護を必要とする者であり、もう一方が介護する側となるケースを指す。

小竹町高齢者保健福祉計画

令和６年３月

発行：小　竹　町

〒820-1192　福岡県鞍手郡小竹町大字勝野 3167 番地 1

TEL：0949-62-1219

FAX：0949-62-1140

URL：http://town.kotake.lg.jp/